

令和 8 年 3 月定例会 文教厚生常任委員会記録

令和 8 年 3 月 3 日（火）

令和 8 年 3 月 4 日（水）

令和 8 年 3 月 5 日（木）

令和 8 年 3 月 6 日（金）

場所：鳥栖市議会 第 3 委員会室

目 次

令和 8 年 3 月 3 日（火）	5 頁
令和 8 年 3 月 4 日（水）	61 頁
令和 8 年 3 月 5 日（木）	143 頁
令和 8 年 3 月 6 日（金）	197 頁

令和 8 年 3 月定例会日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	3 月 3 日（火）	審査日程の決定 スポーツ文化部審査 議案乙第 4 号、第10号 〔説明、質疑〕 健康福祉みらい部審査 議案乙第 4 号 〔説明、質疑〕
第 2 日	3 月 4 日（水）	健康福祉みらい部審査 議案乙第10号、議案甲第 8 号～第12号 〔説明、質疑〕 報告（地域福祉課） 国民健康保険税に係る令和 8 年 3 月議会上程分及び令和 8 年 3 月末専決について 〔報告、質疑〕
第 3 日	3 月 5 日（木）	教育部審査 議案乙第 4 号・第10号 〔説明、質疑〕
第 4 日	3 月 6 日（金）	現地視察 保健セター（本町 3 丁目） 自由討議 報告（健康増進課） 鳥栖市新型インフルエンザ等対策行動計画について 〔報告、質疑〕 議案審査 議案乙第 4 号・第10号、議案甲第 8 号～第12号 〔総括、採決〕

3 月定例会付議事件

1 市長提出議案

〔令和8年3月3日付託〕

議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）〔可決〕

議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算〔可決〕

議案甲第8号鳥栖市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例〔可決〕

議案甲第9号鳥栖市乳児等通園支援事業の実施に関する条例〔可決〕

議案甲第10号鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例〔可決〕

議案甲第11号鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例〔可決〕

議案甲第12号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例〔可決〕

〔令和8年3月6日 委員会議決〕

2 報 告

国民健康保険税に係る令和8年3月議会上程分及び令和8年3月末専決について（地域福祉課）

鳥栖市新型インフルエンザ等対策行動計画について（健康増進課）

3 その他

なし

令和8年3月3日（火）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 田村弘子

委員 成富牧男

委員 永江ゆき

委員 山下繭美

委員 西依義規

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 吉田忠典

地域福祉課長 林康司

地域福祉課参事 犬丸喜代子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 有馬健次

地域福祉課生活支援係長 原裕人

高齢障害福祉課長 立石光顕

高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長 大石美由紀

高齢障害福祉課障害者支援係長兼障害児通園施設園長 下村志保

こども育成課長兼こども家庭センター長 高松隆次

こども育成課保育幼稚園係長 井手義恵

こども育成課子育て支援係長 古川征志

こども育成課長補佐兼こども家庭センター長補佐兼こども家庭相談係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 松藤真由美

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 八尋茂子

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼保険年金課長補佐兼係長 井ノ上克子

健康増進課長補佐兼健康づくり係長 森岡裕子

スポーツ文化部長 古賀達也

スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課スポーツ振興係長 小石基博

スポーツ振興課長補佐兼施設係長 時田丈司

スポーツ振興課ホームタウン係長 安川直樹

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子

文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長 佐藤直美

文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長兼市民課係長 久保山智博

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 西木純子

学校教育課長 井手崇雄

学校給食課長兼学校給食センター所長 岡本澄久

生涯学習課長兼図書館長 久家喜男

4 出席した議会事務局職員の職氏名

事務局次長兼議事調査係長 武田隆洋

5 日程

審査日程の決定

スポーツ文化部審査

議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

健康福祉みらい部審査

議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前11時16分休憩

~~~~~

午前11時19分再開

中川原豊志委員長

それでは、再開します。

審査に入ります前に、執行部より御挨拶の申出がっておりますのでお受けしたいと思います。

古賀達也スポーツ文化部長

委員会の審査前に、一言御挨拶を申し上げます。

スポーツ文化部関連で御審議いただきますのは、議案乙第4号及び議案乙第10号の予算議案2件でございます。

令和7年度3月補正予算は、歳入、歳出ともを決算見込みに伴うものでございます。令和8年度当初予算につきましては、歳入が、主に文化・スポーツ施設使用料、スタジアムネーミングライツ料、市債などでございます。

歳出は、文化・スポーツ施設の各種工事や運営などに要する経費、文化・スポーツの振興に要する経費、地域交流推進事業に要する経費などを計上いたしております。

詳細につきましては、担当課長から御説明させていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

スポーツ文化部

議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

中川原豊志委員長

それでは、これよりスポーツ文化部関係議案の審査を行います。

まず、議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部からの説明をお願いします。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）の主なものについて御説明いたします。

2ページを御覧ください。まず、歳入について御説明いたします。

款15使用料及び手数料、項1教育使用料、目7使用料、節1社会教育使用料につきましては、市民文化会館、定住・交流センター及び都市広場の決算見込みによる補正でございます。

以上でございます。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

続きまして、款15使用料及び手数料、項1使用料、目7教育使用料、節2保健体育使用料につきましては、体育施設における使用料の決算見込みに伴う補正でございます。

以上でございます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

款23市債、項1市債、目6教育債、節2社会教育債につきましては、市民文化会館改修工事の財源見直しに伴う増額補正及び定住・交流センターエレベーター改修工事設計額決算見込みに伴う減額補正でございます。

以上でございます。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

款23市債、項1市債、目6教育債、節3保健体育債につきましては、工事請負費の減額補正に伴う補正でございます。

歳入については、以上でございます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

続きまして、歳出について御説明いたします。

款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費及び目7定住・交流センター費につきましては、決算見込みによる補正でございます。

目6文化振興費の主なものとしたしましては、節2給料から節4共済費につきまして、育児休業職員1名分の減額補正となっており、節12委託料につきましては、市民文化会館改修工事監理業務等の入札残などによる減額補正でございます。

以上でございます。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

4ページをお願いいたします。

款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費につきましては、決算見込みに伴う補正で

ございます。

続きまして、目3 体育施設費、節12委託料及び節14工事請負費につきましては入札等残及び事業進捗による減額、節17備品購入費につきましては入札残による減額、その他につきましては決算見込みに伴う減額補正でございます。

歳出については、以上でございます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

引き続き、令和7年度繰越明許費について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

款10教育費、項4 社会教育費の定住・交流センター改修事業につきましては、エレベーター改修工事設計業者と設計内容の調整に時間を要し、今年度末までの完了が困難となったため繰越しが必要となったものでございます。

以上でございます。

小川智裕スポーツ文化部長兼スポーツ振興課長

続きまして、款10教育費、項5 保健体育費の市民庭球場改修事業及びスタジアム電気設備改修事業につきましては、機器調達に期間を要し、年度内の事業完了が困難なため翌年度へ繰越しをお願いするものでございます。

以上、御説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西依義規委員

2ページの市民文化会館使用料の458万円の減額理由、もちろん決算見込みとおっしゃったんですけど、当初の予算で1,400万円かな、予算を立てられとって、そこから450万円マイナスっていうことなんで、何か要因があったのかどうか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

市民文化会館につきましては、工事のため4月から10月中旬まで貸し止めを行う予定でございましたので、それを見越して予算措置をお願いしておりました。

10月中旬から小ホールを、11月の文化祭からは全館、再稼働いたしましたけれども、空調の使用が見込みほどなかったため、3月までのホールの予約状況から減額補正することにいたしました。

以上でございます。

西依義規委員

同じところの下で、市民庭球場使用料の102万円の減額理由もお願いします。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

こちらにつきましては、夜間照明の改修を行っておりまして、それに伴いまして令和8年1月から2月にかけて利用制限を行っております。

3月に、また、夜間の利用制限を想定して今回減額をしているところでございます。しかしながら、夜間照明のメーカー納入のほうは3月末になる見込みとなっておりますので、利用制限を行う必要性がないかとは思っておりますので、若干その分が増になるのではないかと見込んでいるところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

もちろん予算主義なんで、当初、そこを閉めることは分かっと思ったけど——もう一回、そこだけいいですか——昨年の3月当初のとき、それ分かっと思ったことでしょう、減るっていうことは、それよりもっと減ったんでしょう。そこを教えてほしいです。

当初予算では、もうこの何月から何月までは夜間照明を改修するから減るだろうと予測して予算を立てました。それとも、最初からの予算を減額して立ててなかったってことですか。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

こちらの工事につきましては、夜間照明の設備自体の改修工事でありますので、当初、どの程度利用制限が入るかというのが十分に想定しきれていないところでございました。

今回、工事業者が決まりまして、その打合せで、詳細に詰める中で1月、2月にかけての利用制限が発生してきたところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

いや、どこの課もですよ、もう必死こいて予算要求をしてるんですよ。こういう大事なことがあるんで、もう100万円いいですかって。

ほかはもうガチガチやったとに、おたくだけ、いや、そんなの分かりませんよって。去年どおりもらっところって、最後は3月補正で100万円減額っていうのが果たして——分かってなかったらいいですよ。不意に照明工事を入れるようになりましたと、それなら分かるんですけど、最初から分かっと思ったのにその100万円を一回もらったかどうか知らんけど、子ども・子育てとかいろんなところにいるのに、ほかの担当課は100万円我慢しとったかもしれんやないですか。

けど、おたくが100万円持っと思ったせいで、3月になっていりません、というふうに、今、聞かえたんですけど、そうなんですか。

だからその辺、もう一回いいですか。夜間照明は、最初から分かっと思ったのか、それとも途中

からやろうと思ったのか、そこだけ。

小川智裕スポーツ文化部長兼スポーツ振興課長

夜間照明につきましては、当初から行う予定でございました。

ただ、夜間照明部分のLED化になっておりますので、どの程度の利用制限を加える必要があるのかっていうところにちょっと不確定なところがあったので、今回、工事発注をいたしまして、工事事業者と協議を進める中で、1月から2月にかけての利用制限が必要ということで、今回、減額になったところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

夜間照明はすることが分かったけど、利用制限をせずに工事ができると思ったけど、やっぱり業者と話したら利用制限をしてほしいというふうになったってことですね。

分かりました。いいです。

成富牧男委員

西依議員が聞いたところと同じところですけど、鳥栖市民文化会館使用料が458万円減額されてるっていう件についてですけど、さっきの説明ですつすつと私の頭の中に入ってこなかったんですが、逆に言うと、12月補正では無理だったというところを中心に、もう一回説明してもらえませんか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

令和7年度は、改修工事で10月中旬に小ホールを再開することといたしておりました。

11月からは全館再開することといたしておりました。それ以降につきましては、空調も使われることを想定し予算を組んでおりましたが、冬の時期になりまして暖房に切替えましたが、暖房を使われるケースが少なかったということで、今回、空調を含めて3月までのホールの予約状況から減額補正するということに至ったものでございます。

成富牧男委員

要は、暖房使用料とかそういうのも入ってこなかったっちゃう意味ですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

想定よりも、お使いになられる団体がおられなかったということでございます。

成富牧男委員

だから、12月時点ではその金額、450万円、さっきからちょっと大きいねっていう意味で質問されたと思うけど。

本当大きいけれども、要は、3月のぎりぎりになってこれだけの金額を落とす、12月時点である程度想定されなかったかっていう質問ですけど、それに対してもう一度。もう、これ以上聞き

ませんから。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

全館を10月中旬まで貸し止めをしておりました。

11月から全館開放しておりますので、11月からの使用料を大体翌月に払うというふうな流れで
使用料は入ってきますので、12月議会時点で想定はできませんでした。

成富牧男委員

ちょっとしつこい御質問ですけど、想定しとった暖房とかそういうエアコンが使われなかった
という特別な理由はないんですか。

想定しとった使用がなかったというわけでしょう、その理由というのは。特別にこれっていう
のはないんですか、それともこういうのがちょっと想定外やったとか、はないんですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

御利用いただく際に、暖房を何時から何時までお使いになるかという申請の具合につきまして
は、お借りになられる主催者さんで申請をされますので、予算を組む段階ではそこまで含めた、
過去3年なり5年なりの、その11月からの使用料を勘案したところで予算措置をお願いしてお
りました。

成富牧男委員

要は、平年度の10月とか、それ以降のこれまでの使い方、利用状況を見たらこんぐらいは使用
料が入ってくると。

それを見たら、あえて12月に補正減をするまでもなかったのっていうこと。違う。

古賀達也スポーツ文化部長

もともと貸し止め期間を4月から10月まで貸し止めをしますというところで、その分の使用料
の減額の見込みを踏まえたところで、当初予算で——令和6年度と比較いたしますと——令和6
年度が1,800万円、令和7年度が1,400万円で予算を計上いたしております。

それで、通常使用料につきましては、各年度の月ごとの使用料の実績を基に予算を考えており
ますので、11月から3月までの予算という形での見込みを立てておりましたけれども、その貸し
止めが終わった11月以降の利用の実績を、3月までの予約を含めたところを見るタイミングとし
ては、やはりこの3月補正しかなかったということになります。

12月では、まだ利用の申込みだけであって実績が出てこなかったために、予算の減額補正をお
願いしているのが3月補正になったところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

いや、そいけんそういうことですかっという前提で聞きよっと。

それで、今、言われた12月、11月でもいいし、11月以降。今回の3月見込みまでの予算見込みよりも利用が少なかったって言いよるっちゃろう。そうやろう。

利用が少なかった。しかし、何か原因があったのかって私が聞いたら、それは特別あったわけではないけど、単純に少し見込みが違ごうたということやろう。

ということよね、見込み違いにしては、450万円。四半期ごと、3か月からするとちょっと大きいなという感想で終わります。

西依義規委員

説明があったかもしれんけど、4ページのスタジアム改修工事費、上の営繕工事費の残の理由ももう一回いいですか。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

工事請負費、こちらにつきましては、入札等残と、あと事業進捗による減額となっております。

スタジアムの分で5,000万円落ちておりますけれども、こちらについてはスタジアムの夜間照明のLED、あちらが、予算が4億5,000万円ありまして、それが3億9,600万円で、今、契約をさせていただいている分その分が、一番大きい理由としてはそこになっております。

以上でございます。

西依義規委員

ということは、工事の進捗が予定より遅れているってことですか。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

こちらにつきましては、予定どおりの進捗でございます。

こちらにつきましては、プロポーザルで行いまして、その分による減ですね。入札減と同様のものとなっております。

以上でございます。

西依義規委員

いろいろ工事出てますよ、入札。今、入札結果を見てるんですけど、まず総額幾らで発注して、幾らで落とされたのかと。

あと、令和7年度にこれだけ使って、繰越してますよね。繰越明許もあるんで、その辺を整理して教えてもらっていいですか。

総額を、これで入札にかけたけど、これで落ちた。じゃあ、その後令和7年度の3月末でこれぐらい使ったと。それをこれぐらい繰り越すというのを教えてほしいです。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

スタジアムのLED、こちらにつきましては、6月に予算を計上させていただきまして、全額繰り越しのほうをその時合わせてさせていただいております。

こちらにつきまして、プロポーザルで行いまして、議決が必要な案件となっておりますので、9月末ぐらいに契約を結ばせていただいております。

それで、工事のほうが今年の7月いっぱいまでの工期ということで、今、実施をさせていただいているところでございます。

工事進捗については、遅れ等ないところでございます。

今回、4億5,000万円で予算を確保させていただいております、プロポのほうで3億9,600万円で、その分の差額5,400万円っていうのが基本的に減の大きな理由でございます。

以上でございます。

西依義規委員

この5,800万円っていうのは、その一回の入札の残がここに載ってるってことですか。繰越明許についた1億6,000万円の中身はどういう改修事業になるんですか。

小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

繰越でさせていただいている分につきましては、電気設備の改修事業となっております。

これについては、すいません、先ほどのLEDとはまた別の部分でございまして、こちらのほうが、予算としては1億7,400万円確保をさせていただいております、最終的に設計金額のほうで1億2,760万円で、その分の落札のほうで1億2,500万円、落札率でいくところの96%となっております。

こちらにつきましては、その分で若干の増額等も見越しまして1億6,000万円ほど繰越のほうをさせて……、すいません、代わります。

時田文司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

今、課長のほうから説明ありましたスタジアム電気設備改修事業、こちらのほうの繰越額としては、1億6,165万5,000円になります。それで、この1億6,165万5,000円のうち、418万8,000円が監理業務も含めたところでの繰越になります。

以上でございます。

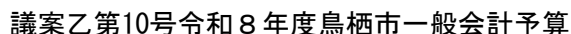
古賀達也スポーツ文化部長

繰越明許費におきましては、基本的に予算計上する場合は、予算の額を繰越して、実際、じゃあ繰越した額は幾らかっていうのは、6月とかに繰越明許費の計算書を作ってそちらのほうで、委員会のほうには報告をさせていただいているところでございます。

一応、こちらの繰越明許費の額がそのまま繰り越しじゃなくて、全体の事業費のほうで繰越明許費のほうには上がってくるところでございます。

以上でございます。

西依義規委員



次に、議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算について御説明いたします。

文教厚生常任委員会資料、スポーツ文化部関係をお願いします。

2 ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明いたします。

款14使用料及び手数料、項 1 使用料、目 6 教育使用料、節 1 社会教育使用料につきましては、市民文化会館、定住・交流センター及び都市広場の使用料でございます。

以上でございます。

節2 保健体育使用料につきましては、スタジアムをはじめとする体育施設20施設の使用料でございます。

なお、前年度と比較し大きく増となっておりますが、前年度はJ 1 復帰を目指すサガン鳥栖への支援としてスタジアム使用料等の免除を行ったものによるものでございます。

款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入につきましては、サ
ロンパスアリーナの敷地の貸付料でございます。

なお、前年度と比較し増となっておりますが、貸付料は3年ごとに見直しを行う契約となっており、令和8年度からの貸付料の見直しを行っているところでございます。

3 ページをお願いいたします。

款21諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、スタジアムネーミングライツ料につきましては、株式会社駅前不動産ホールディングスと令和7年2月から令和10年6月まで3年5か月、契約金額税別1億250万円で契約を締結しており、令和8年度分でございます。

以上でございます。

款22市債、項1市債、目7教育債、節4社会教育債につきましては、文化会館改修工事事業及び定住・交流センター改修事業に対するもので、市民文化会館の変圧器及びコンデンサー更新工

事費、定住・交流センター屋外污水管及び都市広場身障者用トイレ扉の改修工事費でございます。

以上でございます。

小川智裕スポーツ文化部長兼スポーツ振興課長

その下、節5保健体育債につきましては、体育施設改修事業に対するもので、鳥栖スタジアム電気設備改修でございます。

以上で、歳入の御説明を終わります。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

続きまして、歳出について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬の主なものは、会計年度任用職員2名の報酬でございます。節2給料から節4共済費までは、文化芸術振興課職員10名及び会計年度任用職員2名の人件費でございます。

節7報償費につきましては、資料11ページをお願いいたします。

文化芸術の分野において成績が優秀な市民及び市内で活動する団体等を奨励することにより、本市の文化芸術の振興を図るため、昨年新設いたしました文化芸術奨励金制度に係る経費でございます。

初年度は、将棋の全国大会において小学3年生が優勝され、初受賞となりました。

4ページにお戻りください。

節10需用費につきましては、市民文化会館のガス代などの燃料費、電気代などの光熱水費及び施設設備修繕費が主なものでございます。

節12委託料の市民文化会館管理業務等委託料は、清掃業務や施設設備の保守点検、舞台運営関係などに係る委託料でございます。

次の文化事業委託料は、鳥栖市文化事業協会に委託して行う自主文化事業の企画、実施に関わるものでございます。ピアノコンクール委託料は、フッペル鳥栖ピアノコンクール実行委員会への委託料で、鳥栖市と共催で行っております。文化祭委託料は、鳥栖市民文化祭鳥栖フェスを開催するための鳥栖市民文化祭実行委員会への委託料でございます。

節14工事請負費の市民文化会館営繕工事費につきましては、変圧器やコンデンサーの更新工事費でございます。

節17備品購入費につきましては、展示用パネルや舞台関係備品の購入費でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、下から2行目の文化事業推進補助金につきましては、鳥栖市文化事業協会が行う有料公演事業費の一部を助成するものでございます。次の文化芸術振興補助金は、文化団体3団体の活動を支援するための補助金でございます。

次に、目7定住・交流センター費の主なものについて、御説明申し上げます。

節1報酬及び節3職員手当等は、会計年度任用職員7名の人件費でございます。

節10需用費につきましては、サンメッセ鳥栖の電気代などの光熱費が主なものでございます。

6ページをお願いいたします。

節12委託料の施設管理運営委託料は、清掃や施設設備の保守点検、舞台運営関係などが主なものでございます。

設計委託料及び節14工事請負費の営繕工事費につきましては、資料12ページをお願いいたします。

定住・交流センター改修事業でございます。

事業内容は、委託料といたしまして、定住・交流センター屋外污水管改修工事設計及び都市広場トイレ改修工事設計業務でございます。

工事請負費といたしましては、トランス油交換工事、自家発電設備取替工事、防犯カメラ改修工事、非常用照明装置改修工事、都市広場身障者用トイレ扉改修工事でございます。

文化芸術振興課は、以上でございます。

小川智裕スポーツ文化部長兼スポーツ振興課長

6ページにお戻りください。

続きまして、款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費の主なものについて御説明させていただきます。

節1報酬につきましては、スポーツ推進委員8地区48名分の報酬でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、スポーツ文化部長及びスポーツ振興課職員、合計13名の人件費でございます。

7ページをお願いいたします。

節7報償費のうち、スポーツ激励金及びスポーツ振興奨励金につきましては、資料10ページ、13ページで御説明させていただきます。

まず、10ページをお願いいたします。

スポーツ激励金につきましては、がんばる子どもたちへの激励金でございます。

目的といたしまして、スポーツ及び文化芸術の分野で頑張っている児童生徒等に対し奨励措置を行うことにより、本市におけるスポーツ及び文化芸術の振興を図るものでございます。

スポーツ激励金につきましては、今般見直しを行い、優勝の場合1人当たり1万円を交付することといたしております。

見直しの理由といたしましては、後ほど御説明いたしますスポーツ振興奨励金におきまして、優勝の場合の交付規定があることからスポーツ激励金にも同様に優勝の場合、交付をするもので

ございます。

なお、財源につきましては、競馬事業収入活用基金繰入金でございます。

資料、13ページをお願いします。

スポーツ振興奨励金につきましては、目的としまして、スポーツの分野において成績が優秀な市民及び市内で活動する団体等を奨励することにより、本市におけるスポーツの振興を図るものでございます。

スポーツ奨励金として、オリンピックまたはパラリンピック、国際大会、全国大会へ出場される方を対象。

スポーツ振興金としまして、全国大会で優勝された方々を対象とするものでございます。

また、スポーツ奨励金につきましては、今般見直しを行い、国際（世界大会）を含みますけれども、出場される場合において国内開催の区分を新設いたしております。

なお、財源につきましては、競馬事業収入活用基金繰入金でございます。

7ページにお戻りください。

節10需用費のうち、消耗品費につきましては、サガン鳥栖、SAGA久光スプリングスへの関心を高め、魅力や楽しさを伝えるとともにチームを激励するため、市内小中学校を対象に絵画コンクールを開催することとし、その経費20万円を含み計上いたしております。

節11役務費につきましては、前年度と比較し大きく減となっておりますが、J1復帰を目指すサガン鳥栖への支援として行いましたサガン鳥栖ユニホームスポンサー料の減によるものでございます。

節12委託料につきましても前年度と比較し大きく減となっておりますが、J1復旧を目指すサガン鳥栖への支援として行いましたサガン鳥栖支援事業の減によるものでございます。令和8年度に実施いたします地域交流推進事業につきましては、資料の14ページをお願いいたします。

地域交流推進事業につきましては、鳥栖市をホームタウンとするプロスポーツチーム、サガン鳥栖、SAGA久光スプリングスと連携し、ホームゲームの活用による交流の推進や地域との積極的な関わりによって、地域の活性化を図ることを目的として行う事業でございます。

事業内容といたしましては、新たな事業といたしまして、市内装飾の郵便ポストラッピングを行うことといたしております。

その他事業内容につきましては、例年行っております事業で記載のとおりでございます。

7ページをお願いいたします。

次に、県民スポーツ大会出場費委託料につきましては、令和8年度は、唐津市、伊万里市、玄海町、有田町で開催予定であり、鳥栖市選手団の派遣等に要する経費。市民スポーツ大会開催委託料につきましては、令和8年度は、地区大会及びパラスポーツフェスタの開催経費でござい

す。

節18負担金、補助及び交付金のうち、下から3番目、市スポーツ協会補助金につきましては、市スポーツ協会の運営補助に係る経費でございます。プロスポーツチーム練習拠点開放奨励金につきましては、市民がスポーツに親しめる環境の充実に図り、スポーツ振興を促進することを目指しており、交付対象は、SAGA久光スプリングスの練習拠点、サロンパスアリーナでございます。

8ページをお願いいたします。

目2体力づくり運動推進事業費の主なものについて、御説明させていただきます。

節7報償費のうち、謝金につきましては、スポーツ教室、ベースボールクリニック等の謝金でございます。

節12委託料につきましては、例年どおりの事業のほうを予定いたしているところでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、主に毎年1月に開催しております鳥栖市ロードレース大会補助金でございます。

次に、目3体育施設費の主なものについて、御説明させていただきます。

節1報酬及び節3職員手当等につきましては、主に体育施設会計年度任用職員、合計21人の人件費でございます。

節10需用費につきましては、スタジアムの芝をはじめとする体育施設の管理用具用品や薬品等の消耗品費、体育施設の電気、上下水道、ガス等に要する光熱費、各体育施設の修繕料が主なものでございます。

9ページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、体育施設の電気空調設備等の保守点検、警備、清掃等に要する施設管理委託料が主なもので、設計委託料につきましては、工事請負費と併せて御説明をさせていただきます。

節13使用料及び賃借料のうち、施設用具借上料につきましては、ルームで使用いたしますエアロバイクにつきまして更新することとし、新たにリースを行うものでございます。

節14工事請負費につきましては、資料15ページをお願いいたします。

体育施設改修事業につきましては、公共施設中長期保全計画等に基づき、施設の長寿命化及び利用者の安全性、利便性向上を図るため、体育施設、具体的には記載のとおり鳥栖スタジアム、市民体育館、市民庭球場、各運動広場における改修及び改修に係る設計を行うものでございます。

なお、鳥栖スタジアム電気設備改修事業、こちらにつきましては、本年度も行っておりますが、その残りの部分の音響施設に対するものでございます。

9ページをお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

説明が終わりました。

暫時休憩します。

~~~~~

それでは、再開します。

今現在は、欠員はなしの状態でございます。

ちょっと議案から外れちゃうんですけど、さっきの補正で、何で減額やったか、すいません。

以上でございます。

– 25 –

こちらにつきましては、スタジアム関係の全国の自治体会議がございますので、そういったときの旅費として計上させていただいております。

以上でございます。

#### 西依義規委員

私、以前一般質問で市民公園内のスポーツ施設の選定、例えば、こういうスポーツ施設がいいっていうの、案があったやないですか。もちろん、あのときはいろいろ検討しますとか調査しますとか書いてあったんですけど、調査とか検討をしているふうな——予算に出てくるかどうか知らんですけど。

そういう調査関係の費用ってどっかにあるんですか。

#### 小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

調査関係につきましては、予算としては計上いたしてないところでございます。

以上でございます。

#### 西依義規委員

委員長、これどういう調査というのも質問していいですか。予算にないっていうんですけど。

令和8年度に、あそこを決めるにあたってどういう調査をされるのかなっていう——お金には出てこないんですけど、そういうのを聞いていいですか。

#### 中川原豊志委員長

説明できるのであれば。

#### 西依義規委員

じゃあ、令和8年度は、あそこについてどういう、例えばアンケートとか先進自治体の同様のやつを集めるのか、それともニーズ調査なのか、どういう動きがあるかどうかだけ教えてください。

#### 小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

今現在、情報を集めている状況といたしましては、あちらが屋根のある屋外の運動施設と、テニスコートとスリーオンスリーと屋内温水プールということで、今、絞り込みをかけております。

あのエリアに対して、屋内運動広場でしたらどういった使い方があるのか、確かに人工芝が敷いてあるだけで、中で野球とかをされてあったりとか、テニスをされてあったりとかいうところがありますので、じゃあ人工芝でほかにどういったのができるのかとか、そういった情報収集等を行っている状況でございます。

それで、現状それ以外の、先ほど言われてあったようなニーズ調査とかその辺につきましては、今、現状は、どういうふうな形で行うか等を含めて検討をしている状況でございます。

以上でございます。

## 西依義規委員

もちろん、違う所管の都市公園かな、公園の課でつくりましたよね、そういう中の使い方でも、もちろん提案があったんでそれを調べてるっていうんですけど、最終的にあれを決めるに、お金が必要な調査をするのか、それとも内々で、例えば4つを決めていくのかというのはどうですか。

我々もあれを所管事務として、視察に行ったりしていろいろ調査をするんですね。もちろん事務方としてもされると思うんですが、それは令和8年度、令和9年度にそういう調査をされるんですか、それも未定なんですか。

## 小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

現状といたしましては、いつ最終的な決定をするか等も含めまして未定なところではございますので、今後は、先ほど申しましたような形で、まずは4施設に絞り込みをかけていますので、配置も含めましてどういう使い方ができるのかっていうところを今、他市の状況等をネットとかそういう状況ではありますけれども、調査をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

## 成富牧男委員

当初予算の4ページの一番下の委託料、文化祭委託料についてお尋ねをしたいんですが、まず、文化祭は委託料になってますけど、どこに委託されているんですか。

## 田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

文化祭の委託先につきましては、文化祭実行委員会に委託をしております。

以上です。

## 成富牧男委員

実行委員会の構成はどうなっているんですか。

## 田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

構成員につきましては、文化連盟の役員、鳥栖コンベンション協会、鳥栖市民活動ネットワーク、学校校長会、それから鳥栖文化事業協会でございます。

## 成富牧男委員

その文化祭で、委託ってどういう部分、例えば、設営とか何とかはまた別に委託か何かがあるんですか。

全体の文化祭があって、この部分はどこに、この分はどこについていうふうに分けてみてください。大まかにでいいですから、

## 田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

文化祭につきましては、鳥栖フェスという形で、同時開催で市民公園を使って一体的に行う形になっておりますけれども、そのうち文化会館を使う舞台ですとか体験のコーナー、それから市

民体育館を使いまして展示コーナーを設けております。

その設営等について、文化祭実行委員会のほうで予算を組んでおり、設営については民間に設営をお願いしております。

以上でございます。(発言する者あり)

はい、実行委員会のほうからお願いしております。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

実行委員会のほうからそこをお願いをしている。この委託料の中からちゅうことですね。

今まで聞いたことがなかったので聞きましたけど、いろいろな団体が一緒になってされているということが分かりました。

実は、今回私は初めて耳にしたんですけど、文化祭に、それに出演する人、舞台に出演する人、それから展示とかをする人、その人たちが出演するために、もしくは出店するために文化会館の入り口の近いところに車を止めた。そしたら、市の職員さんが慌てて出てきて、ここは止められないかですって、早よう動かしてくださいって言われたんですね。

その方は足の不自由な方で、もう今回で最後になるかもしれんけれども舞台に出るからちゅうことで来たと。かなり立腹しておられたんですね。

その方がたまたま主観的にそう思われたのかと思ったらまた別の、さっき言ったように、今度は展示物をするようなところでもそういうことを言われたというふうで、私が言いたいのは実際そういうことが事務局のほうに、文化芸術振興課長の耳のほうに入って来ていないかということをもまずお尋ねしたい。

#### **田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

文化祭で、2日目が終わりましたして撤収の際に、この時間から車を体育館のほうに横づけしていいですという時間が決まっております、その前に体育館のほうに車を移動させてほしいという要望がありましたが、ちょっと時間までお待ちくださいというふうをお願いをしたケースはございました。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

私が言ったようなケースは、そちらの耳には入ってないってということですね。あと一つ言われたのは、私たち当事者には言いながら、お店を出す方々には——そういうところに止めてあったけれども、それに対しては何も言われなくて。私たちは出演するために、足も不自由なんで、だから一時的に止めようと思って来たときに、早く向こうに行ってくださいみたいに言われたとその方は言われるんですね。

今、おっしゃったように、自分たちにはその報告は入っていないということであれば、そういうケースはやはり少し柔軟に考えるべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

**田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

舞台に御出演されたり展示の準備にいらっしゃる方で、御高齢の方や体の不自由な方につきましては、一定の配慮が必要だと思います。

以上でございます。

**成富牧男委員**

その職員さんは、恐らく一生懸命自分の与えられた仕事ということで、ここはいけませんよ、ここは皆さん方が置くところ、止める駐車場じゃないですよ、向こうですよということを一生懸命、それを自分の仕事として、思っただけでやられたんでしょうけど、今、課長が言われたようなことであれば、そこら辺も含んで指示を出すときには出していただきたいと思います。

以上です。

**永江ゆき委員**

関連なんですけど、出演料とか多分あると思うんです。1万円ぐらいでしたっけ。出店料も必要なんです。

聞いたところによると、自分たちの団体で1万円払うのはすごくきつっていらっしゃる場所が幾つかあったんですね。

だから、もう出ないって言うところもあったりとか、あと、鳥栖フェスと一緒にされているということで、外はにぎわってても中がにぎわわないと、人がどんどん少なくなっているって言うことをお聞きするんです。その文化祭自体が、だんだん人が少なくなっている状態だと思いますけど、認識的にはどんな感じですか。

**田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

文化祭の集客につきましては、数年前から防災フェスタや花とみどりの催物と一緒に開催をして、確かに市民公園全体ではにぎわうようになっておりますが、なかなか舞台まで足をお運びいただけたところまでに及んでいないということで、スタンプラリーを鳥栖フェスでは行っておりますけれども、舞台と展示と催事に参加して、3つスタンプがそろいますと景品がもらえるというスタンプラリーを開催しております、舞台を御覧いただいた方が一つ一つの演目が終わった段階で出口でスタンプを押すというふうにさせていただきまして、多くの方に舞台のほうへも足を運んでいただくように工夫をしているところでございます。

**永江ゆき委員**

それは、いつから始められたんですか。令和7年度からですか、それとももっと前から。

**田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

スタンプラリーにつきましては、令和4年当時から始めておりましたが、そのスタンプを押すタイミング的に、舞台に入らなくても分かるようなことになっておりましたので、舞台を御覧いただいた後、スタンプを押すという運用に令和5年から変えております。

#### 永江ゆき委員

その舞台に立たれる方々って、ふだんからそのために練習してるっていうところもあれば、自分たちの披露する場でもあると思うんですけど、実際見てくださる観客の方がいらっしやらないとやる気が薄れるっていう声をよく聞くんですね。

文化祭のそもそもの目的とか在り方とか、その辺に関してどんな考えでいらっしやいますか。

#### 田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

もちろん1年間、また数年かけて作品をつくり上げられた方の発表の場、仲間と一緒に練習を積み重ねて発表していただく場というふうに考えております。

その舞台や展示作品を見て、自分もやってみたいとか、小学校とかにも展示に関しましては依頼をしておりますので、そういった作品を見て市の文化振興へつながっていくきっかけになればということで、毎年開催をさせていただいております。

#### 永江ゆき委員

やってる側としては、やっぱり盛り上がるとまた、よりやりやすくなると思うんですね。

なので、この委託料の165万8,000円で何年か試されていると思いますけど、少しずつ減っているのか、これで増えていっているのかっていうところは何かデータとかありますか。

#### 田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

ステージの参加人数につきましては、令和4年当時は、559名38団体の方に御出演いただいておりますが、令和7年につきましては、349名28団体の方の御出演にとどまっております。また、展示につきましては、昨年が580人の634点の展示をいただいておりますけれども、今年につきましても、ほぼ変わらない592人の631点の展示をいただいております。

イベントにつきましては、来場者ということでいきますと、展示のほうにつきましては、昨年在2,362名、今年が2,311名の方に御覧いただいておりますという状況でございます。

以上でございます。

#### 永江ゆき委員

やっぱりステージのほうで、盛り上がるのがすごく大切じゃないかと私は思うんです。なので、集客とかその辺に関しては、チラシとか配られていると思いますけど、ほかで何かできることってないですか。

#### 田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

事務局としても、できるだけ多くの方に舞台を御覧いただきたいということで、はっぴとすの

ほうの広報もさせていただいております。

あと、ホームページですとかSNSにつきましても、チラシを上げたりして舞台のほうに来ていただくように、広報を進めているところでございます。

#### **永江ゆき委員**

本当、だんだん少なくなっていってる状況なので、どこかで何か、誰もが関心を持てるような、関心を持てるようになっていか人氣がある人を1人呼ぶとか、何か一つ考えないとどんどん減っていくだけじゃないかなと思うんですけど、なるべく盛り上げられるような、参加者がもっとやる気が出るような、来場者の増加につながるようなことをしていただけたらと思います。

#### **中川原豊志委員長**

要望ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかの、御質問はございますか。

#### **西依義規委員**

6 ページの定住・交流センター費の施設管理運営委託料の委託内容と、昨年の当初からいくと600万円ほど上がっているんですけど、上がった理由を。

#### **田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

定住・交流センターの施設管理運営委託料につきましては、清掃業務、消防設備保守管理業務、中央監視盤等保守点検業務、機械警備業務、空調設備保守点検業務、昇降機保守点検業務等、約二十数項目の委託料を令和8年度に組ませていただいております。

昨年なかったものにつきましては、キュービクル変圧器PCB含有量調査業務、エレベーターPCB含有量調査業務、PCB汚染収集運搬処分業務、自動音声録音装置設置業務が加わっておりまして、その分で約300万円弱の増になっておりまして、ほかにつきましては、清掃業務等の人件費の増に伴うものでございます。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

新たな業務が増えたことと人件費高騰ということですから、ここ5年ぐらいの推移って大体どれぐらい、同じぐらいか横ばいか、今回どっと上がったのか大体右肩上がりなのかっていうのは。

#### **田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

主に清掃業務のほうで、昨年の予算と比較しますと380万円程度増額になっておりますが、消防設備保守点検、中央監視棟保守点検、それから衛生管理給水設備保守点検、機械警備業務、空調設備保守点検業務につきましてはさほど変わっておりません。

以上でございます。

## 西依義規委員

何が言いたいかというと、ここって利用料を取るんですね。当初は、今回1,900万円の使用料を見込んで、いっぱい支出がある中で一番分かりやすいのかな、施設管理運営委託料が3,900万円かかってると。

もちろん、公の施設なんで得をすることはないと思うんで分かるんですけど、じゃあ5年前、10年前にその使用料の占める割合、委託料と使用料——水光熱費でもいいですけど——やっぱりその比率を、例えば2割とか3割とかに決めて、それを越したら今度利用料の再計算とかをせんと、利用料はずっとそのままで、いや、人件費が上がります、電気代が上がりますやったら、やっぱり税金やけんですよ、もちろん市民の応能負担、要は受益者負担、使っている人たちが負担するのも必要だと思うんです。

全く使っていない市民もおるんで、その辺の考え方、使用料の計算っていうのは担当課がするのか、違う財政課がするのか。今、使用料の適正かどうかをするのかその辺の検討は、ここ最近したことありますか。

## 田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

使用料の積算につきましては、文化芸術振興課で、過去の使用料の見込みで、歳入について予算を計上させていただいております。

令和5年に文化会館と合わせまして、ホールの使用料につきましては細分化をさせていただき、市民活動の方々が利用しやすいように見直しをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

## 古賀達也スポーツ文化部長

西依議員が言われるように、使用料についての算定というか、その考え方について詳細なルールというか、基準というのは、今、持ち合わせてはいないところでございます。

一般的には、設備とか新しくなったときとか、新しく導入したときに使用料を設定すると。多くは、消費税の関係での使用料の見直しっていうのが中心で、実際、それにかかる維持管理経費を基に適切な使用料というか、そういう基準というのは今持ち合わせておりませんが、当然、こういう行財政運営の中では、そういう視点を持って考えていくっていうのも必要であるとは認識しておりますが、現時点ではそういう基準を持ち合わせていないところでございます。

以上でございます。

## 西依義規委員

部長がおっしゃるとおり、私もこれが合ってるかどうか分からないんですよ。

ただ、光熱費を見ると、ちょうど1,977万円で同じぐらいなんですよ、光熱費の収入と。それを、じゃあ基準にしましょうとか、この委託料の何%にしましょうとかいう大まかな数字を持っとか

んと、果たして適正に運営されてるのか、じゃあ、行く行くここが指定管理になるという場合に、もう、何のあれもなくなるやないですか。

そこはやっぱりこの利用料——あと、これ議事録に載せていいかどうか分かんないんですけど、大企業さんががつつり開業してそれを市民と同じ値段で使ってらっしゃいますよね、多分。

別がなかとですね。市民価格というのがない、ありますか、ないでしょう。

利用料は、誰が使おうが、年収何千万円の人が使おうが、市民活動団体が使おうが一緒なんですよ。だから、私は、市民へはもちろん安くていいと思うんですけど、もうちょっと基本料を上げて、減免っていう形があつと下げられたほうが絶対いいかなって。

だって、あんなに立地のいいところに、回転数もいいと思うんで、もう一回、使用料は計算されたほうがいいと思います。

意見です。

#### **中川原豊志委員長**

僕からも一ついいですか。

定住・交流センターにしても文化会館にしても、実際、収入的なものは使用料しか入ってこないんですが、例えば、ネーミングライツとか、それから広告、宣伝での収入とかそういったものを考えることっていうのはできないのか。

#### **古賀達也スポーツ文化部長**

当然、そういうネーミングライツなり広告収入とか、維持管理経費に充てるために導入している部分もございます。

本市においては、幾つかネーミングライツを導入しておりますけれども、そういう広告とかも球場とか体育館も始めたところでございます。文化会館においても大規模改修が一定終わったというところで、ちなみに県内でも佐賀市さんのほうでネーミングライツを文化施設でされたりというところで、今後、そういうところを調査・研究しながら、そういう維持管理経費の財源確保につなげるような形での、何らかのそういう収入策というのはスポーツ文化部全体で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### **中川原豊志委員長**

よろしくお願いします。

ほか、ございますか。

#### **山下繭美委員**

すいません、4ページの委託料のところ、ピアノコンクール委託料なんですけど、まずこのピアノコンクールの開催目的が一つ。あと、どこに委託してあるかが一つ。あと、その委託料の

内訳をまずお知らせください、お願いします。

#### **田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

このピアノコンクールにつきましては、サンメッセ鳥栖 1 階に展示してございますフッペルという、終戦間近に 2 人の特攻隊員がこの世の名残に月光を弾いたという戦争悲話が残っておりますピアノの戦争悲話を次世代に伝え、音楽による文化創造を受け継いでいくということを目的に、毎年、フッペル鳥栖ピアノコンクール実行委員会に委託して、コンクールを開催させていただいております。

コンクールの実施につきましては、362 万円の委託料で、市と実行委員会で実施しているところでございます。

その他、受賞記念コンサートや前年度の優勝者をソリストに迎えたオーケストラによるコンサートを別の事業として、実行委員会で実施しているところでございます。

市が委託している業務は、コンクールを実施するための基本的な部分、審査員の報酬や旅費、賞金、記念品、ピアノの調律等になっておりまして、実行委員会の裁量で参加者を集め、徴収する参加料は、参加者がよりよい状況でコンクールに出場できるように練習用のピアノのレンタル、それから会場使用料に使われております。

主催者として、鳥栖市と実行委員会が募集要項に入っておりますが、実質は共催という形で行っております。

以上でございます。

#### **山下繭美委員**

実行委員会の構成は、どのようになっていますか。

#### **田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

実行委員会につきましては、会長が教育長、それから久留米運送株式会社、それから運営を担っております NPO すみれ会とスポーツ文化部長でございます。

以上でございます。

#### **山下繭美委員**

これ、出場している方は、鳥栖市民以外の方が多かったですか。

#### **田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

ピアノコンクールは、フッペル部門とジュニア部分に分かれておりまして、フッペル部門につきましては、かなりレベルの高いコンクールとなっております、今年は、残念ながら鳥栖の方の出場はございませんでしたが、ジュニア部門につきましては、鳥栖市の方、近隣の方を含め御参加をいただいているところでございます。

#### **山下繭美委員**

うちの娘もこれに出たことあるんですけども、十七、八年ぐらい前ですね。レベルがどんどん高くなって、もう市民の方たちでは、なかなか登竜門にもならんぐらいのレベルになってて、実際、委託料のところで、今、永江議員もおっしゃってましたけど、文化祭委託料のところのもう倍以上の値段が委託料でついてますね。

文化祭も、私は毎年鳥栖フェスへ行かせていただくんですけど、なるべく無料でという形でされてる、その実行委員会の方の苦勞も分かるし、実際、駐車場とかでキッチンカーとかを出して方たちのシェアが大きくなると駐車場問題とかも出てくる中で、委託されている側の苦勞っていうのも見え隠れしながら、このピアノコンクールとのこの差でいくと、本来、鳥栖市民が文化祭をやるという予算の倍以上の金額がピアノコンクールにかかっているっていうのを見ると、私たち市民側としては文化祭のほうにももう少し予算をつけてあげてもいいのかなと、同じ文化交流であればですね。

だから、その委託料のところのバランスを次のときぐらいに少し考慮していただけると、市民の方たちも喜ばれるのかなというふうに思ったもので、御意見として上げていただければと思います。

#### **緒方俊之委員**

14ページいいですか。サガン鳥栖の、一番下の市内装飾の181万4,000円の内訳を教えてくださいいいですか。

#### **小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

郵便ポストのラッピングにつきましてが77万円で、その他がバナーとカレンダーの作成費用となっているところでございます。

以上です。

#### **緒方俊之委員**

バナーをどれぐらい作ってどこに設置するのかと、カレンダーの用途と、あと、ポストラッピングはどこに何か所か教えてもらっていいですか。

#### **小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

まず、バナーのほうが大抵50枚程度作成をさせていただいて、商店街のほうと駅東側のほうを、ロータリー付近に、今、掲出をさせていただいております。片側がサガン鳥栖で、もう一面のほうのスプリングスという形で、両方で2チーム分を。大体シーズンが始まる前に作り替えを行っているところでございます。（「毎年しよると、あれ」と呼ぶ者あり）大体毎年。

それで、今年は百年構想リーグが今あっておりますが、そこは同様のものを使わせていただいて、来シーズン、2026シーズンの開幕に合わせて今後検討させていただきたいと思っております。

シーズンカレンダーにつきましては、3万部作成をさせていただいて、全戸配布及び市民デー

のときに配布をさせていただいております。

それで、郵便ポストのラッピングにつきまして、3か所検討をしております、市役所、鳥栖駅、新鳥栖駅、この3か所でございます。

3か所の選定といたしましては、市役所が市民の方に対しての応援機運を醸成したいという形で市役所のほう、それで、あと2つが、本市の玄関口であります駅ですね。鳥栖駅、新鳥栖駅に來られた方に対するスポーツのまちというところをアピールできるという効果を狙いまして、この3か所という形で選定をしているところでございます。

以上でございます。

#### **緒方俊之委員**

ポストラッピングのことで、前、郵便局の方から私言われて、郵便局の物じゃないですか、ポストって。郵便局の前のポストもラッピングすればいいのについて言いよったのに、やっぱりそれはできんやったんですね。

#### **小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

先ほど申し上げた理由、3か所の選定理由につきましては、そこからいきますと郵便局の前というのが対象外とさせていただいているところでございます。

今回、市役所、それと交流拠点、本市へ來られる方の玄関口であります駅の2か所という形で選定をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

#### **緒方俊之委員**

郵便局の方と協議はされたんですよね、郵便局の方が、ぜひしてって言いよったのに、何でせんかねって。

#### **小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

郵便局のほうとは、直接私が出向きまして、先ほど申しました考え方の御説明をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

#### **緒方俊之委員**

3か所で77万円もするものなんですね。いや、ただそれだけです。

#### **中川原豊志委員長**

回答を。

#### **小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

見積りを徴収させていただきまして、77万円の費用がかかるということで計上させていただいております。

以上でございます。

#### 緒方俊之委員

この前、広島県に私、視察で行ってきて、サッカーの広島が、サンフレッチェですかね。メインカラーは紫ですよ、どこのポストも紫なんです。

多分ペンキで塗っちゃると思うんですけど、ラッピング3か所で77万円ぐらいならペンキで塗って、全部のところがそうなったらいいなと思っただけで。紹介だけです、すいません。

以上です。

#### 田村弘子委員

この、14ページのバナーの上の上のサガン鳥栖とSAGA久光スプリングスとの市内中学校との交流事業の内容を詳しく教えてください。

#### 小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長

こちらにつきましては、市内の中学校4校を、例えば、サガン鳥栖が2校行きまして、残りの2校のほうにスプリングス。翌年はそれを入れ替えをさせていただいております。

令和8年度は、サガン鳥栖が鳥栖中学校、田代中学校、スプリングスが鳥栖西中学校と基里中学校で調整を進めているところでございます。

参考として、本年度の実施状況としましては、サガン鳥栖のほうで鳥栖西中学校で合唱コンクールで行っております。基里中学校のほうへさがん夢先生を。スプリングスのほうで、鳥栖中学校へ教科「日本語」で茶道体験、こちらを生徒の方と一緒にしております。あと、田代中学校がドッジボールを生徒と一緒に参加するということで、こちらのほうは明日予定しておるところでございます。

以上でございます。

#### 田村弘子委員

ありがとうございました。

中学校の生徒さんは、プロスポーツの選手と触れ合う機会っていうのがほぼないに等しいので、茶道体験のときに、久光スプリングスの選手と触れ合った生徒さんが、すごく大きかったとか、優しかったとか、プロスポーツチームが鳥栖にあるからこそできる体験を中学生の子たちはしていると思うので、今後も引き続きしてほしいんですけど、ただ、茶道体験に当日来るっていうのをあんまり知っていなかったのか、その子が聞いていなかったのか分からないんですけども。

あと、保護者さんも分かるように、こういうことをしてくれているんだっていうのを、もうちょっと発信してもらえると終わった後、学校のだよりとかで知ることあるんだけど、何かする前に保護者さんも知る機会があると、家庭の中での話だったり、プロスポーツ選手をもうちょっと身近に感じることができるのではないのかと思うので、学校と連携をとりながら発信の仕

方、そして体験したことの子供たちの感想を拾い上げていただけると、有意義なものになるのかなと思います。意見です。

お願いします。

#### **西依義規委員**

何かクロスバイクをレンタル……、どこやったっけ。9ページ、すいません。

これは、今のあそこの器具の状況を、去年が27万1,000円だったんで、もちろん新しく更新することはいいことだと思うんですけど、今後どれぐらい、5年とか10年とか、そういう今後の更新みたいなのがあれば教えてください。

#### **時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長**

トレーニングルームにつきましては、今回予算計上をさせてもらってますけど、新年度の令和8年度にエアロバイク6台を更新することにしています。

今、既存の物につきましては、使用開始から数十年経ってまして、もう修理ができない状況で、不具合も非常に出てまして、今回、更新のお願いをしているところです。それ以外の器具につきましては、ほぼほぼ、今、リースしている状況で、フリーウェイトのマシンとか、あとランニングマシンにつきましては、5年リースが終わりまして、今、リースアップの2年目で使っている状況で、今回要求をさせてもらってるエアロバイク以外の器具につきましては、特段不具合等はない状況でございます。

トレーニングルームにつきましては、空調設備を導入しておりますので、以前は、器具の問題と空調がないということで、利用者の方から要望等たくさんいただいていたんですけど、ここ数年は、今回、予算計上しておりますエアロバイクの部分だけは古いんでどうにかしてもらえんדרるかという要望をいただくんですけど、それ以外の分につきましては、もう器具も十分使えるし、空調も入るということで、非常に使い勝手がいいというような声をたくさんいただいております。

以上でございます。

#### **西依義規委員**

ということは、エアロバイク以外は昨年の27万円か30万円ぐらいで回せているということで、追加でエアロバイク代は幾らの新規借り上げになるんですか。

#### **時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長**

今回が5年リースで考えております。だから、単純に、今回要求しております器具の金額を60で割っていただくと月当たりの金額が、1年間で大体220万円ぐらいの負担となろうかと思っております。

#### **西依義規委員**

すいません、それはどこの数字に出てくるんですか。

**時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長**

すいません、1年間で143万3,000円ほどのリース料になります。エアロバイクのみですね。

**西依義規委員**

ということは、5年間はこの数字がずっと出てくるっちゅうことですか。

**時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長**

そういうことになります。

すいません、説明が悪くて。

**西依義規委員**

今までのバイクは、もう買上げたバイクだったという、リース料が発生しなかったっていうことですね。

**時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長**

そうです、今までのやつはリースじゃなくて、もう購入した物を使っておりました。

以上でございます。

**永江ゆき委員**

10ページです。

がんばる子どもたちへの激励金なんですけど、交付要件等の大会、予選会等とか、出場または優勝等とか、その下の新聞社等とか、その等を教えてください。

**小川智裕スポーツ文化部長兼スポーツ振興課長**

スポーツ激励金につきましては、予選会等というのは、予選会で勝ち上がっていった場合と、あとはまだ競技によっては人口が少なくて推薦の場合とか混成チームとかもありますので、そこを含めて等とさせていただいております。

こちらの、または優勝等につきましては、大体スポーツでいくと優勝しかないんですけれども、1位とか最高の分ということで、優勝等という表現を使わせていただいております。最高位という意味でございます。

以上でございます。

**田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長**

新聞社等の等に関しましては、教育出版社主催なども含めて対象としております。

以上でございます。

**永江ゆき委員**

今回、予算が上がってたリトルシニアの件で台湾からいらっしゃいますよね。

今まで台湾のほうへ行っていたんですけど、九州で選抜された選手が行ってたんですが、そういう子たちも対象になるんですか。

**小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

個別的な案件につきましては、大会要綱と、あとは選出方法等を確認させていただいて、判断をさせていただきたいと思います。

具体的にその辺が分かれば、判断をさせていただけると思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

**永江ゆき委員**

そういう子たちがいた場合、この激励金を知ることって、どういうふうにしたら知ることができますか。

**小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

こちらにつきましては、市のホームページでアップをさせていただいております。

その中で、皆様方から申請をいただいている状況でございます。

以上でございます。

**永江ゆき委員**

令和7年度は、何人の方が利用、使われたんですか。

**小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

こちらが、2月末の状況でいきますと12件の申請となっているところでございます。

以上でございます。

**永江ゆき委員**

その方たちは、出場者でもらわれたのか、優勝でもらわれたのかは。

**小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

こちらにつきましては、出場で12件でございます。

なお、優勝につきましては、令和8年度から新たに設けさせていただきたいと考えておりますので、12件につきましては全部出場ということで、よろしくお願いいたします。

**緒方俊之委員**

15ページで、市民庭球場クラブハウス新設事業は、どこにクラブハウスを建てられるのかと、クラブハウスのイメージが湧かなくて、誰がどんなふうな利用をされるのか教えてもらっていいですか。

**小川智裕スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長**

市民庭球場の北側から入られて、真っすぐ行ったところが庭球場の入り口になっております。それで、その近辺を、庭球場のコートのほうに隣接するような形で、今、検討を進めているところでございます。

それで、クラブハウスにつきましては、利用者の方が御利用いただいて、管理人がそこに居て

設備といたしましては、シャワーとか更衣室とかございまして、あとは会議室等を、大会とか開くときに会議室等があればいいということでしたので、団体さんとも協議をさせていただいて、そういった機能を設けさせていただきたいと思っていますところでございます。

緒方俊之委員

時田文司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

以上でございます。

緒方俊之委員

中川原豊志委員長

〔発言する者なし〕

暫時休憩します。

午後 2 時 5 分休憩

~~~~~

午後 2 時20分再開

中川原豊志委員長

審査に入ります前に、健康福祉みらい部長から挨拶の申出がっておりますのでお受けします。

吉田忠典健康福祉みらい部長

議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）のうち、健康福祉みらい部関係分

環境経済上の理由により、養護老人ホームに入所する高齢者から徴収する負担金の決算見込みによる増額補正でございます。

高松隆次 子育て課長兼 子育てセンター長

その次、節2 児童福祉費負担金の保育所保育料につきましては、公立認可保育所の市が徴収する分の保育所保育料でございますけれども、決算見込みによります減額補正を行っております。年度内に保育所が、認定子ども園へ移行したことによる保育料の減額などが主な理由でございます。

八尋茂子 健康福祉みらい部次長兼 健康増進課長兼 保健センター所長

一番下の款15 使用料及び手数料、項1 使用料、目3 衛生使用料、節1 保健衛生使用料の休日救急医療センター使用料につきましては、休日救急医療センターにおける医療費の収入でございます。保険者からの医療報酬と受診者が窓口で支払う自己負担でございます。

昨年の11月からインフルエンザが流行し、現在も継続しており、受診者の増加に伴う医療収入の増加による補正でございます。

林康司 地域福祉課長

続きまして、資料3 ページをお願いいたします。

款16 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、節1 社会福祉費国庫負担金の国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保被保険者の保険税軽減に係る国民健康保険基盤安定負担金の決算見込みによる増額補正でございます。県負担金につきましても同様に補正をいたしております。

立石光顕 高齢障害福祉課長

その2 つ下、同じく節1 社会福祉費国庫負担金のうち、障害者自立支援給付費負担金につきましては、障害者に対する福祉サービス給付に係る国の負担金で、決算見込みによる減額補正でございます。同様に、県負担金につきましても減額いたしております。

高松隆次 子育て課長兼 子育てセンター長

次の節2 児童福祉費国庫負担金でございます。

説明欄の施設型等給付費負担金につきましては、私立保育所、認定子ども園等への給付金に対する国の負担金でございますが、保育士の処遇改善の給付見込みの補足が進んだことと、年度内の人事院勧告に伴い準拠する公定価格が4月に遡及して改定されたことによります給付の増額に伴う補正でございます。

なお、同様の理由により県の負担金についても増額補正としております。

次の児童入所施設措置費等負担金につきましては、事業費の決算見込みによります減額補正でございます。

なお、同様の理由により県の負担金についても減額補正としております。

同じく、その下の児童扶養手当費負担金、未熟児養育費負担金につきましてもそれぞれの事業費の決算見込みによります減額補正でございます。

林康司地域福祉課長

節3生活保護費国庫負担金の生活保護費負担金につきましては、生活保護費の扶助費の決算見込み及び最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付業務に伴う国庫負担の補正でございます。負担割合は、国4分の3でございます。

追加給付事業につきましては、歳出で詳細を説明いたします。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

その次の款16国庫支出金、項1国庫負担金、目2教育費国庫負担金、節1教育総務費国庫負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、決算見込みによります減額補正でございます。なお、同様の理由により県の負担金についても減額補正としているところでございます。

立石光顕高齢障害福祉課長

同じく3ページ、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金の地域生活支援事業費補助金につきましては、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスに対する補助金の交付決定による減額補正でございます。同様に、県補助金につきましても減額いたしております。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

節2児童福祉費国庫補助金でございます。

補助金のうち、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、事業のうち保育士宿舍借上支援事業の決算見込みによります減額補正でございます。

次の子ども・子育て支援交付金につきましては、増額の主な理由といたしまして、本年度設置いたしましたこども家庭センターの経費が一部補助対象に該当しましたので、本議会において歳入のみ増額補正し、財源充当するものでございます。同様の理由により、県の子ども・子育て支援事業費補助金においても増額補正としております。

その次の就学前教育・保育施設整備交付金につきましては、私立保育所、鳥栖双葉園の認定こども園への移行に伴う改築及び乳児等通園支援事業を併設するための施設整備に要する経費の一部を補正するための国の補助金でございます。

事業は、令和7年度から8年度の2か年で整備を予定しておりますが、令和7年度は当初全体の7割程度の進捗を見込み予算要求をしておりましたが、建築確認、工事等に時間を要したため、工事の遅れに伴い2割程度の進捗になりましたので、進捗率に伴い本年度補助金の減額を行い、残りは令和8年度に改めて予算計上することとなっております。負担割合は、園舎改築大規模改

修に係る分が国 2 分の 1、市 4 分の 1、事業者 4 分の 1。乳児等通園支援事業に係る整備分が国 3 分の 2、市 12 分の 1、事業者 4 分の 1 でございます。

その次の妊婦のための支援給付交付金につきましては、決算見込みによります減額補正でございます。国の補助率は 10 分の 10 でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、節 3 生活保護費国庫補助金の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金につきましては、こちらも最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付事業に伴う事務事業に要する補助分での国庫補助の補正でございます。国の負担割合は 10 分の 10 でございます。

詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

次に、4 ページをお願いいたします。

款 17 県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、節 3 生活保護費県負担金につきましては、居住地が明らかでない被保護者の保護費、保護施設費及び委託事業費に要する県負担金の決算見込みによる増額補正でございます。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

その次、5 ページをお願いいたします。

款 17 県支出金、項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金、節 2 児童福祉費県補助金のうち、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、主な理由として、保育体制強化事業補助金、保育補助者雇上強化事業補助金の決算見込みによります減額補正でございます。

それぞれの事業において、実施園による雇用実績が当初見込みより少なかったためでございます。

その下の子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、先ほどの国の交付金でも述べましたが、こども家庭センターの補助に該当します経費の一部について、本議会において歳入のみ増額補正するものでございます。

学校給食費等支援事業費補助金につきましては、見込額の増加に伴う増額補正をさせていただいております。

林康司地域福祉課長

続きまして、款 18 財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及び配当金、節 1 利子及び配当金の地域福祉基金利子につきましては、地域福祉基金の運用拡充を図るため、令和 7 年度に入り千葉県県の 20 年の公募公債を購入しまして、令和 7 年度分の利息の決算見込みによる補正でございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

その下、款 20 繰入金、項 2 特別会計繰入金、目 1 国民健康保険特別会計繰入金、節 1 国民健康保険特別会計繰入金につきましては、保健事業のがん検診、若い方を対象とした健康診査、妊婦

の歯科検診及びフッ化物応用虫歯予防事業等、国保事業の運営の安定化に対する事業への交付金でございます。

次のページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節2衛生費受託収入の休日救急医療運営受託料につきましては、休日救急医療センターの医療収入の増額見込みなどにより、基山町からの受託料を減額するものでございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、項6雑入、目4雑入、節1生活保護雑入の生活保護費返還金につきましては、生活保護費の支給後に年金等の収入があった場合に生活保護費の返還金を受けたもので、決算見込みによる補正でございます。

次に、節4雑入のうち、上から2番目の低所得世帯支援給付金返還金につきましては、令和6年度に実施しました新たな住民税非課税世帯等に対する支援給付金、1世帯当たり10万円の給付金におきまして、二重給付となっていた方からの給付金を返還いただいたものでございます。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

同じく雑入の、説明欄の中ほどでございます。保育所給食費につきましては、決算見込みによります減額補正でございます。

一番下ですけれども、款23市債、項1市債、目8民生債、節1児童福祉債につきましては、認定こども園施設整備事業に伴う予算のうち、大規模修繕等アスベスト除去に関する分について、国が国負担分について年度内に予算の付け替えを行ったため、その分については市負担金についても起債が可能になったため、起債を活用するものでございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

林康司地域福祉課長

続きまして、歳出でございます。

資料7ページをお願いいたします。主なものについて説明をいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち、節2給料につきましては、健康福祉みらい部部長及び地域福祉課6名、高齢障害福祉課20名、こども育成課14名の職員並びに広域市町村圏組合などへの派遣職員12名、計53名分の人件費の決算見込みによる減額補正でございます。

節24積立金の地域福祉基金積立金につきましては、歳入の地域福祉基金利子の補正に伴う決算見込みによる増額補正でございます。

節27繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金の決算見込みによる増額補正でございます。

そのほかにつきましては、決算見込みによる減額補正となっております。

立石光顕高齢障害福祉課長

次に、目2障害者福祉費のうち、節12委託料につきましては、障害者福祉サービス拡充に伴う障害者自立支援給付費審査支払等システムの改修において、費用負担が生じなかったため減額補正を行うものでございます。

その他の節につきましては、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

続きまして、8ページをお願いします。

目3老人福祉費でございます。

節2給料につきましては、地域支援事業の事業費支弁人件費としての高齢者支援係職員の人件費の一部に充てるものでございます。

節18負担金、補助及び交付金の主なものとして、4つ目の鳥栖地区広域市町村圏組合負担金につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

その他の節につきましても、それぞれ決算見込みによる減額補正でございます。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

資料9ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の主なものについて申し上げます。

節1報酬から節3職員手当等につきましては、家庭児童相談員、女性相談支援員等会計年度任用職員5名の報酬等の決算見込みによる減額でございます。

節11役務費につきましては、子どもの医療費助成に关しますレセプト審査手数料の額の確定に伴います減額補正でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金につきましては、利用実績等に伴います負担金額の確定に伴う減増額補正でございます。

節19扶助費につきましては、主なものとしまして母子家庭等自立支援事業費、子どもの医療費等の決算見込みによる減額補正でございます。

続いて、目2保育園費について主なものを申し上げます。

節1報酬費につきましては、公立保育士の会計年度任用職員の報酬でございます。減額の理由といたしましては、当初予定しておりました保育士を確保できなかったためでございます。当初35名分を予定しておりましたが、現在は31名と育休代替が2名となっております。

節3職員手当等につきましても、同様に決算見込みによる減額補正でございます。

節10需用費につきましては、燃料費、印刷製本費等の決算見込みによる減額補正でございます。

資料10ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきまして、主なものを申し上げます。

施設型等給付費につきましては、私立保育所、認定こども園等に対する運営費の給付でございますが、保育士の処遇改善の給付見込み及び人事院勧告に伴い、準拠する公定価格が4月に遡及して改正されたことによります負担金の増額に伴う補正でございます。

保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、当初7園分の予算を計上しており、実績としては10園で、実施園数は上回ったものの全体での雇用時間数が見込みよりも少なかったため減額としております。

認定こども園施設整備補助金につきましては、鳥栖双葉園の認定こども園への移行に伴う改築工事及び乳児等通園支援事業を併設するための施設整備に要する経費の一部を補助するための補助金です。令和7年から8年度の2か年間での整備を予定しておりますが、令和7年度は当初全体の7割程度の進捗を見込み予算要求をしておりましたけれども、工事の遅れに伴い約2割の進捗になっており、進捗に伴い本年度補助金の減額を行い、令和8年度の補助金は改めて令和8年度当初予算に計上することとなっております。

私立保育所特別保育事業等補助金につきましては、私立保育所等が実施します特別保育事業に対する補助でございます。

病児保育事業、障害児保育事業において利用児童数及び対象児童数がそれぞれ当初見込みより多かったためでございます。

目5子育て応援給付金給付費につきましては、節3職員手当等及び節12委託料については、決算見込みによります減額補正でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、項3生活保護費、目1生活保護費総務費につきましては、資料14ページをお願いいたします。

事業名、最高裁判決を踏まえた生活費の追加給付事業でございます。

目的といたしましては、平成25年から実施した生活扶助基準減額改定について、生活保護法に違反していると最高裁判決が下ったことを受け、当時からの生活保護受給者等に扶助費の追加給付を行うものでございます。

生活保護費の違反との判決となりました要旨につきましては、最高裁判決が令和7年6月27日に行われまして、平成25年当時の生活扶助基準改定におきましては、基準を判断いたします厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落があると判示され、裁量権の逸脱、濫用があり生活保護法に違反しているという判決となったものでございます。その後、国の対応といたしまして、最高裁判決への対応に関する専門委員会を設置し、法律、経済、福祉の学識経験者による専門的知見に基づく検討が行われています。

検討を踏まえた新たな水準と平成25年当時の告示改正後の水準による生活扶助との差額の給付

を行うこととし、市生活保護法に基づく新たな基準を制定して、当該基準に基づき保護費を追加的に支払うこととなった次第でございます。

給付方法といたしましては、現在、生活保護費を受給中の被保護世帯約370世帯につきましては、追加給付額を積算し、プッシュ式で給付を行うこととしております。また、廃止世帯約300世帯につきましては、自治体において、当時の文書データが十分ではない場合が想定されることから、国、自治体で広く対象となる世帯に対して周知を行った上で、当時の世帯主から当時保護を行っていた自治体に対して申出を行い、当該自治体で申入れ内容を踏まえて追加給付を行うこととなっております。

スケジュールにつきましては、早急に給付を行うために現計予算の決算見込み残を使わせていただき、追加給付に係る生活保護システムの改修を行い、3月中に対象者名簿の作成、4月以降に、まずは現在の被保護世帯から追加給付を行い、その後、廃止世帯の追加給付の事務を進めることとしております。

事業費につきましては、事業事務補助のための会計年度任用職員4名の人件費、対象者への通知の郵送代及び口座振込手数料。また、事務補助員のパソコン追加分のシステム設定委託料、専用電話開設のための事務機器借上料などで1,947万3,000円、この分につきましては、国補助10分の10でございます。

また、扶助費として生活扶助4,204万8,000円及び支援給付費12万8,000円の合計4,217万6,000円につきましては、国補助4分の3となっております。

11ページに戻っていただきまして、目2の扶助費におきまして、生活扶助の先ほどの差額1,100万円、医療費扶助及び介護扶助につきましては、決算見込みによる増額補正となっております。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

12ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の節1報酬から節4共済費につきましては、健康増進課職員19名、保険年金課職員5名、母子健康事業に係る会計年度任用職員2名と時給単価任用の会計年度任用職員の人件費の決算見込みによる減額補正でございます。

節12委託料につきましては、産婦健康診査、妊婦乳児健康診査受診者数の見込みによる減額補正でございます。

節19扶助費につきましては、里帰り出産等により、委託医療機関以外で受けた妊婦健康診査費用及び産婦健診費用を償還払するもので、申請者数の見込みによる減額補正でございます。

そのほかは、決算見込みによるものでございます。

13ページをお願いいたします。

目2 予防費の節1 報酬につきましては、がん検診や予防接種などの各種事業に従事する時給単価の会計年度任用職員の報酬の決算見込みによる減額補正でございます。

節12委託料につきましては、予防接種の接種者数、がん検診等受診者数等の見込みによる減額補正でございます。

そのほかは、決算見込みによるものでございます。

高松隆次 とも育成課長兼 とも家庭センター長

款10教育費、項1 教育総務費、目4 幼稚園費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う子育て支援施設等利用給付費について、幼稚園等での通常保育及び預かり保育事業の利用者が当初見込みより少なかったことによる減額補正でございます。

続きまして、令和7年度繰越明許費について御説明いたします。

款3 民生費、項2 児童福祉費、事業名、家庭児童相談システム改修事業、金額236万5,000円につきましては、連携元となります基幹系情報システムの標準化に伴う改修作業が不測の日数を要したため、年度内の本改修が困難であり、次年度で対応するため予算を繰り越すものでございます。

林康司 地域福祉課長

続きまして、項3 生活保護費、事業名、最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付事業につきましては、今年度給付のための事務を進め、4月から給付を開始し、令和8年度中に給付を実施することから繰越しをいたすものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中川原豊志 委員長

ありがとうございます。執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

西依義規 委員

5ページの民生委員・児童委員活動費等交付金の減額理由と支出の活動費、7ページの民生委員活動補助金の減額理由を教えてください。

林康司 地域福祉課長

この減額の理由につきましては、交付金が県から定数の159名で来ておりましたけれども、実質、民生委員になっていただいた方が最終的には143名——令和7年度の改選前までですね——でしたので、その分の差額が減額となっております。

西依義規 委員

現在の状況もいいですか、何人ぐらいいらっちゃって、何人欠員とか。

林康司 地域福祉課長

令和7年12月の一斉改選におきまして、改選時には138名委嘱をさせていただいております。現

在、2月末で142名となっておりまして、もう1名現在手続中でございます。

西依義規委員

まだ何名か欠員が出ているということですか。それに対する対応、対策は何かされますか。

林康司地域福祉課長

定数につきましては159名でございますが、各町区にお願いしている数につきましては、152名とさせていただきます。これは、令和4年度の改正のときに各町区にお願いした人数をそのまま、まだ充足できない状況が続いておりますので、そのままの割り振りでさせていただきます。

引き続き、区長さんとかにお願いをさせていただきながら、1名追加になったところと同様に相談があればこちらから説明に行ったりさせていただいているところでございます。

西依義規委員

補正なんでなかなか言いにくいんですけど、多分、当初でもまた言いますが、結局手をこまねいて何も進展がないのであれば、本当にこの人数が必要か、いや、もう国で決まってるんですよ、何か。

だから、それで必要なので、民生委員さんが本当にどこが大変でどこが大変じゃなくて、こういうフォローがあったらもっと増えると、こういうフォローというところをぜひ調べて、あしたの当初でも聞こうと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

成富牧男委員

2ページの歳入、普通こういうところ聞かんのですけど、まず、社会福祉費負担金、老人保護措置費負担金が増額補正になっておりますけど、今、何人入ってあるのか、この1年間でどういう動態があったのか——交付も含めてですね。今回145万4,000円増額補正した理由を。いつもこんな感じですよ、か。

今まであんまり関心持って見てなかったから。もし、そういう答えがあればそういう答えでもいいですけど、教えてください。

立石光顕高齢障害福祉課長

現在の保護人数なんですけど、今日当日時点ということで把握はしてないんですけども、27人前後であったかと思います。大体30人を切るぐらいの人数で推移をしております。

今年度に入ってから推移ということなんですけれども、手元にその数字自体はないんですが、実際の動きとしては2人とか3人増えたかと思えば、また1人亡くなって減ったりとか、そういう感じで一進一退しているような感じで、大体30人を切るぐらいの数字で推移をしているような状況でございます。

成富牧男委員

こういう数字は出すなら、持ち合わせがありませんって言われたような数字は、ぜひお手元に持っておいてほしいと。

大石美由紀高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長

今回の老人保護措置費の負担金ですが、2月末現在で27名になっております。

今回、増額になっている分に関して、金額が大きくなってる理由として、入所されてる方のお一人が家と土地のほうを売られまして、その収入が増えたことにより100万円ほど増えているような状況になっております。

以上です。

成富牧男委員

何月が起点になるのか知らんけど、年度当初はこれだけで、増減がありまして、今の人数みたいな説明はできんですか。

大石美由紀高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長

令和6年度末現在で31名でした、そして2月末現在、4名お亡くなりになって27名の人数になっております。

成富牧男委員

分かりました。もうここまで来たけん、今聞いていいですか。

役所のこういう福祉の関係で、今、措置費っていう形のは少なくなってますけど、この施設はどういう性格の施設でどういう人が入るのかっていうのを、もう簡単でいいですから。

例えば、特養とか介護保険の施設ありますけど、それとは当然違うわけですよね。どういう性格の施設かを教えてください。

立石光顕高齢障害福祉課長

65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な方が入所する施設になっております。

成富牧男委員

この施設はこういう施設ですけど、これはこうっていう説明の仕方やないけん分かりにくかったけど、とりあえずいいです。

続けていいですか。次の、これも普通なかなか聞かんのですけど、款15の社会福祉使用料、これが今回だけ気をつけて見たからなのか、いわゆる補正増の額としてはほかのいろいろなやつ増とか減からすると、4万3,000円とか8万5,000円とか、小さな数字が上がっておりますけど、これどういうふうな歳入で上げたやつ……、これ調定か何かするんでしょう。

どんなシステムで、これ、一般的に歳入をチェックしてあるのか、そして、それを予算——ま

た予算と歳入は当然違うわけですから。

一連の流れが、ちょっと分からないので教えてください。どういうふうにしてあるんですか。収入が入ったときにそれを調定するような方法ですか。まず、予算は予算でありますよね。

立石光顕高齢障害福祉課長

収入については、入ったその都度、調定を上げていってるような形になります。

ただ、予算については、前年度の状況等を見ながら立てさせていただいているような状況になっております。

成富牧男委員

すいません、さっき言ったように4万3,000円とか8万5,000円とか結構小さな金額じゃないですか——小さなって言ったらいかんかもしれんけど。

こういう金額をこの時点で——場合によっては減額なんかも出てくるのかもしれませんが——歳入の性格上、こうならざるを得ん何かがあるんですか。

大石美由紀高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長

老人センターの使用料についてですが、サークル活動をされている団体が、使う月数分だけをその時に現金を納めるような形になっております。

それで、今年、大体いつも使われているところの団体以外にもほかの利用があったというところで、実際に使用料の支払いがありましたので、その分、収入が済んでいるというところで補正額として上げさせていただいている金額になります。

成富牧男委員

そうしたら、一番最後の4万3,000円っていうのは何件分ぐらい入ってるんですか、こっちの見込みでいうと。合わせて149万2,000円、これ全部そうですか。まだ、使用料はほかにもあるの。

すいません、当初を見ていないんで、149万2,000円っていうのはまだほかにもいろいろあるんでしょう、この2つだけなんですか。

もう、当初予算で聞きます。

中川原豊志委員長

要は、社会福祉保険使用料の詳細を当初のときに、また改めて確認をさせていただきというところで、よろしくお願いします。

ほか、ございますか。

永江ゆき委員

同じページで、保健衛生使用料ですが、さっきインフルエンザが増えたということでしたが900万円、何人ぐらいとか分かりますか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

2月中旬までの受診者数で2,666名ほどです。令和6年度は、2,879名ということでしたけれども、病気感染がコロナとインフルエンザでは薬代とかが違ってきますので、そこは人数だけでは計れないっていうところもございます。

永江ゆき委員

令和6年度は分かりましたが、大体この時期はこれぐらい増えるということですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

冬の時期はインフルエンザがはやりますっていうことで、見越してはいますけれども、令和2年度からコロナの感染とインフルで、流行の度合いが違ってきておりますので、金額的には徐々に上がってきている状況ではあるんですけれども、まだ、ちょっと多いかなというところがあります。

山下繭美委員

14ページの③事業費のところの、事務費内訳のところの報酬の委託先を教えてください。

林康司地域福祉課長

報酬につきましては、会計年度任用職員4名分の報酬となっております。委託料につきましては、現在使っているシステムが行政システムになりますので、そちらを念頭に考えております。

山下繭美委員

その下の扶助費のところですけど、これ対象者の数はおおよそどれぐらいですか。

林康司地域福祉課長

扶助費につきましては、生活扶助費及び支援給付費となっております。現在、生活保護を受けてある世帯といたしましては約370世帯、廃止世帯も該当いたしますので、その世帯は約300世帯を見込んでおります。

西依義規委員

8ページの緊急通報システム事業委託料と食の自立利用者支援事業補助金と紙おむつ支給事業費っていうのが軒並み減額なんですけど、当初の予定とこれぐらい利用者が減ったというか、その辺の全体像を教えてください。

例えば、何人利用見込んだったが、結果何人みたいなんでこの減額ですとか、延べ何件で予算要求したけど、結果これぐらいですとかいうのを。

同じような感じの利用者なのかなって思うんですけど、その辺の違いも含めて。

中川原豊志委員長

分かるところから一つ、一つ。

立石光顕高齢障害福祉課長

まず、手元で分かる部分からですが、食の自立の事業につきましては、当初では約5万100食を

大石美由紀高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長

まず、通報システムの設置費用と撤去費用は、それぞれその数の分だけの支払いになります。そして、その間継続している契約についても、毎年これは単価契約を結ばせていただきまして、契約したその人が何か月利用しているかということで毎月毎月、その金額をお支払いしているような形になっております。あと、富士警備保障と契約をしております。

西依義規委員

もう一つ、老人クラブ運営費補助金がマイナス6万2,000円なんですけど、これ去年の今の時期も同じマイナス6万2,000円なんですよ。当初で240万1,000円を予算で上げて、6万2,000円返ってくるっていう、そのイメージがよく分かんないですけど。

どういう計算で、昨年と同じ減額が起こり得るのか教えてください。

立石光顕高齢障害福祉課長

この件については、会員数が減ったことによる減になっております。金額が、昨年と一緒なのは偶然であります。

成富牧男委員

14ページの最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付事業で、気になるのは廃止世帯は申出式っちゅうやつですね。

役所はとんだとばかりで、国がちゃんとやっとけばね。

それで、実際ここに扶助費で今回予算を上げとっちゃけど、一応100%を見込んでしよるのか、それと、どういう計算式で出しとるのかと、あとは、100%にするためにどういう手だてをしようとしているのかを教えてください。

林康司地域福祉課長

計算方法というか扶助費に関わるものになりますけれども、国の試算が一世帯当たり6万4,000円で試算して予算を国のほうに申請するようにということがありましたので、6万4,000円に、先ほど申し上げました、現在受給中の約370世帯と廃止世帯300世帯を掛け合わせた数字で、4,217万6,000円を積算しております。

広報等につきましては、国、自治体で周知を行うこととなっておりますけれども、国のほうも2月20日に厚生労働大臣の会見がありまして、それからホームページを見たんですけども、なかなか分かりにくいところにまだ入っている状況でございます。

チラシにつきましても、まだ国のほうで作成中ということでもありますので、それができまして、市といたしましてはそれを踏まえホームページに掲載いたしまして、周知を図っていきたいと思います。

国も同様に、責任を持って周知を図るというふうに、一応説明会等々では言われてありますの

で、そこは国、県、市と情報共有しながらそういった周知は図っていきたいと考えております。

成富牧男委員

とにかく、やっぱり国の責任は大きいと思うから、さっきホームページって言われたかな、それも当然必要だろうばってん、場合によってはチラシもいるかもしれんね。

100%とは言わんまでも99%、とにかく全員に行き渡るごと。そして、申出するのは100%にならない場合もあるかもしれんから、そのために国、県の力も借りて、借りてっちゅうより本当はそっちが頑張らないかんとばってん、やってください。

終わります。

林康司地域福祉課長

この廃止世帯等の一番の課題は、受けていた自治体で支給するということになりますので、転々とされてある方は、それぞれの自治体に申請をされることになりますので、そこも申請をされる方はかなり煩雑な手続になるかと思っております。

田村弘子委員

全体的なんですけれども、報酬や職員手当のところが大体どこも減額のほうが多そうなんですけれども、11ページの生活保護総務費のところだけがちょっと増額になっているところの理由を教えてくださいますか。

林康司地域福祉課長

生活保護費総務費の増は、先ほどの最高裁の事務を行う会計年度任用職員の4名分を計上させていただいておりますので、その分が丸々入ってきている状況になります。

田村弘子委員

ケースワーカーさんとかは何人ほどいらっしゃるのでしょうか。

林康司地域福祉課長

生活支援係でケースワーカーとして従事している人数は、3名でございます。

田村弘子委員

先ほどの話では、最高裁のときに今370世帯、保護世帯があるというところでいくと3人という数字は多分足りていないと思うんですが、業務のほうだったり、職員さんの負担とかに関しては、今現在どのようにお考えなののでしょうか。

林康司地域福祉課長

御心配ありがとうございます。支援係のケースワーカーにつきましては、年度途中で1名退職がありましたので、その分の補充につきましては令和8年度にはきちんとつけてもらうように総務課と話をしているところでございます。

1名がケースワーカーと事務と、年度途中で事務に専念する職員がおりましたので、その者も

ケースワーカーが務める、異動とかも考えられますけれども、その中でケースワーカーの人数の確保は、また課内、係内で協議をしていきたいと思っております。

田村弘子委員

課内だけではなく、ケースワーカーを担える資格を取れるように、全庁的に事務系の職員さんたちに啓発というか、お力を借りるというところで、保護世帯80世帯につき1人っていうのが基準だと思いますので、負担が多過ぎて、今いるケースワーカーさんが退職の道を選ばれるとか、そういうふうになっていくのが、一番ほかの方にも迷惑がかかるし、生活保護を受けられている方に対しても、多分手厚く支援がいけないと思いますので、まずは基準を満たす、その基準を満たすために何ができるのかっていうところを。ケースワーカーの資格を取れる人たちを増やしていくとか、そこの業務を担える人たちを育てていくとか、課内だけではないところでもうちちょっと——多分、たくさん、いろいろ努力はされていると思うんですけども、職員さんの御負担にならないようなところで。

今回も最高裁の判決っていうところで、すごく業務負担は増えているかと思いますが、職員さんの健康もやはり大事ですので、そこは部内、庁舎内全てのところで支えていけるように、助けてくださいっていうか、足りてませんっていうところを強く発信していったほしいと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

要望ということですね。

ほか、ございますか。

成富牧男委員

3 ページの一番下の国庫支出金で、2 節、児童福祉費国庫補助金の中の施設整備交付金の丸の3 番目、就学前教育保育施設整備、これさっき遅れた理由については述べられなかったと思いますが、何で遅れたのか、もう単純にそういう質問です。

そして、例えば、受入れとかのスケジュール、最後まで狂ってくるのか、最後はちゃんと帳尻合わせができる予定ですっていうことなのか、そこんところ。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

この分につきましては、現場の建築確認等々にちょっと時間を要したため、建設のほうが遅れたということで報告を受けているところでございます。

当初から2か年度にかけて整備をするということでお話を聞いておりまして、夏頃、8月ぐらいの完成に向けて、今、進めているということでお聞きしているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

開業時期について、当初のスケジュールに大きく影響するようなことはないですね。

施設が8月に完了ということですので、当初と変わらず、開業は9月です。2学期が始まるぐらいのところになるかと思っております。

それでは、質疑を終わります。

令和8年3月4日（水）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 田村弘子

委員 成富牧男

委員 永江ゆき

委員 山下繭美

委員 西依義規

委員 緒方俊之

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 吉田忠典

地域福祉課長 林康司

地域福祉課参事 犬丸喜代子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 有馬健次

地域福祉課生活支援係長 原裕人

高齢障害福祉課長 立石光顕

高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長 大石美由紀

高齢障害福祉課障害者支援係長兼障害児通園施設園長 下村志保

こども育成課長兼こども家庭センター長 高松隆次

こども育成課保育幼稚園係長 井手義恵

こども育成課子育て支援係長 古川征志

こども育成課長補佐兼こども家庭センター長補佐兼こども家庭相談係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 松藤真由美

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 八尋茂子

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼保険年金課長補佐兼係長 井ノ上克子

健康増進課長補佐兼健康づくり係長 森岡裕子

4 出席した議会事務局職員の職氏名

事務局次長兼議事調査係長 武田隆洋

5 日程

健康福祉みらい部審査

議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第8号鳥栖市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

議案甲第9号鳥栖市乳児等通園支援事業の実施に関する条例

議案甲第10号鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第11号鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第12号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

報告（地域福祉課）

国民健康保険税に係る令和8年3月議会上程分及び令和8年3月末専決について

〔報告、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

中川原豊志委員長

~~~~~

議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算

中川原豊志委員長

昨日に引き続き、健康福祉みらい部関係議案の審査を行います。

それでは、議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

立石光顯高齡障害福祉課長

おはようございます。

それでは、議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算のうち、健康福祉みらい部関係分の主なものにつきまして、委員会資料に沿って説明いたします。

まず、歳入について申し上げます。

資料の 2 ページをお願いします。

款13分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節1社会福祉費負担金の主なものといたしましては、老人保護措置費負担金でございます。

環境経済上の理由により、養護老人ホームに入所する高齢者から徴収する負担金でございます。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

その次の節 2 児童福祉費負担金のうち、主なものを申し上げます。

保育所保育料につきましては、市内の公立、私立含めた15の認可保育所及び市外の認可保育所等に通う0、1、2歳児の保育料でございます。

款14使用料及び手数料、項 1 使用料、目 3 衛生使用料、節 1 保健衛生使用料の主なものとして、休日救急医療センター使用料につきましては、休日救急医療センターの受診者の診療報酬額と窓口での自己負担額でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、資料3ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金の一番上、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保被保険者の保険税軽減に係る国民健康保険基盤安定負担金でございます。保険者支援分につきましては、国の負担割合は2分の1、県の負担割合は4分の1でございます。また、保険料軽減分につきましては、県の負担割合は4分の3でございます。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

次の特別障害者手当等給付費負担金は、心身に重度の障害があるため日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者に対して支給する手当に係る国の負担金で、国庫負担の割合は4分の3となっております。

障害者自立支援給付費負担金は、障害者に対する福祉サービス給付に係る国の負担金で、国庫負担の割合は2分の1、県の負担割合は4分の1となっております。

次の障害者自立支援医療費負担金は、障害者の障害軽減、機能回復の医療費に係る国の負担分で、国の負担割合は2分の1、県の負担割合は4分の1となっております。

次の障害児施設措置費負担金は、障害児の通所や相談支援事業等に係る国の負担分で、国の負担割合は2分の1、県の負担割合は4分の1でございます。

#### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

節2児童福祉費国庫負担金のうち、主なものを申し上げます。

説明欄、施設型等給付費負担金につきましては、公立を除きます第1号から第3号認定者の保育に対する給付への負担金でございます。同様に県の負担金もございまして、負担割合につきましては、1号認定については、国が100分の37.45、県が100分の31.4。2号認定者については、国が2分の1、県が4分の1。3号認定者については、国が100分の59.08、県が100分の20.46でございます。

また、同負担金のうち、令和8年度よりこども誰でも通園制度が制度化されることに伴い、新たな給付として乳幼児のための支援給付費給付分について1,800万円を計上しております。事業の詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

説明欄、2つ下の児童扶養手当費負担金につきましては、扶養する児童が18歳に達する年齢の年度末まで、独り親家庭の母または父親等に支給される児童扶養手当の負担金でございます。国の負担割合は3分の1でございます。

また、2つ下の児童手当費負担金につきましては、児童を養育している方に支給される児童手当の負担金でございます。国の負担割合は、年代等で変わりますが、3歳未満の被用者が10分の10、非被用者が15分の13、3歳以上の高校生までが9分の7でございます。同様に、県の負担金

もございまして、負担割合は3歳未満の非被用者が15分の1、3歳以上の高校生年代までが9分の1でございます。

#### **林康司地域福祉課長**

続きまして、節3生活保護費国庫負担金の生活保護費負担金につきましては、生活保護費としての生活扶助、医療扶助等の国庫負担金、自立相談支援事業費負担金につきましては、生活困窮者に対する就労相談支援や鳥栖市社会福祉協議会に委託しております自立相談支援事業等に対する国庫負担金で、いずれも国の負担割合は4分の3でございます。

#### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

その次の款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2教育費国庫負担金の節1教育総務費国庫負担金、子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、幼児教育・保育の無償化によります私立幼稚園に通園する満3歳以上の子供の保護者が支払うべき利用料相当額を幼稚園に対し支払う給付費に対します負担金でございます。国の負担割合は2分の1で、県の負担割合は4分の1でございます。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

次に、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金、地域生活支援事業費補助金につきましては、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスを提供するため、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、相談支援事業に要する費用に対する補助金で、国の補助率は2分の1以内、県の補助率は4分の1以内となっております。

#### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

その次、節2児童福祉費国庫補助金のうち、主なものについて御説明いたします。

母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、独り親支援のための資格取得などをする間の生活費の負担軽減のために支給します高等技能訓練促進費などの給付についての補助金で、国の補助率は4分の3でございます。

また、同補助金のうち、養育費確保支援事業17万5,000円及び令和8年度新たに地域こどもの生活支援強化事業440万円についての補助額を計上しております。

補助率は、養育費確保支援事業は国2分の1、地域こどもの生活支援強化事業は3分の2でございます。事業の詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

子ども・子育て支援交付金につきましては、認可保育所等で実施される延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て支援センター事業、ファミリー・サポート・センター事業等の特別保育事業及び家庭児童相談システム利用者支援事業及びこども家庭センター設置に要する経費への補助金でございます。国、県とも補助率は3分の1、利用者支援事業及びこども家庭センター分については国3分の2、県6分の1でございます。

就学前教育・保育施設整備交付金につきましては、令和7年度に引き続き、2か年で整備予定しております認定こども園鳥栖双葉園施設整備に係る補助金でございます。詳細については、歳出で御説明いたします。

こども政策推進事業費補助金につきましては、令和8年度に策定いたしますこども計画に要する費用への国の補助金でございます。これも詳細については、歳出で御説明いたします。

妊婦のための支援給付交付金は、子育て支援のため妊婦等包括相談支援の実施とともに、妊娠届出時と出産届出時に合わせて合計10万円の給付を行うための国の補助金でございます。給付金について5,700万円、事業に要する事務費に227万2,500円、システム改修に87万2,666円計上しております。

補助率は、給付金については国10分の10。事務費については国2分の1、県4分の1。システム改修費については国3分の2でございます。

#### **林康司地域福祉課長**

続きまして、節3生活保護費国庫補助金の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金につきましては、生活保護適正運営体制強化事業補助率4分の3、生活困窮者就労準備支援事業補助率3分の2、緊急一時宿泊事業補助率3分の2など、生活困窮者就労支援事業に伴う国庫補助でございます。

#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

4ページをお願いいたします。

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金につきましては、こども家庭センターの母子保健機能と妊婦等包括相談支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、継続支援の必要な母子世帯への養育支援訪問事業及び産後ケア事業に対する補助金で、国の補助率は、母子保健機能が3分の2、訪問事業が3分の1、妊婦等包括相談支援事業と産後ケア事業が2分の1でございます。

また、県の補助もあり、県の補助率は、母子保健機能が6分の1、訪問事業が3分の1、妊婦等包括相談支援事業と産後ケア事業が4分の1でございます。

2つ下の母子保健衛生補助金は、産婦健康診査事業及び5歳児健康診査事業に対する補助金で、補助率は2分の1でございます。

#### **林康司地域福祉課長**

4ページの一番下になります。

款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節3生活保護費県負担金につきましては、居住地がない被保護者に対するもので保護費、保護施設費及び委託事業費に要する県の負担金で、県の負担割合は4分の1でございます。

続きまして、資料5ページをお願いいたします。

項2 県補助金、目2 民生費県補助金、節1 社会福祉費県補助金のうち、民生委員・児童委員活動費等交付金につきましては、民生委員、児童委員の活動費及び市内8地区の会長の活動費、協議会の活動推進費、運営費に対する県の補助金でございます。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

その2つ下、重度心身障害者医療助成事業費補助金は、重度心身障害者の医療費自己負担に対する助成事業の県補助金となっております。

月ごとの自己負担総額から500円を控除した額を助成するもので、県の補助率は2分の1となっております。

#### **林康司地域福祉課長**

その下の節2 児童福祉費県補助金のうち、主なものを申し上げます。

ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、独り親の家庭及び父母のいない児童に対し、医療費の一部を助成する事業に対する県の補助金でございます。県の補助率は2分の1でございます。

子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子育て世帯に対する医療費の一部を助成する事業のうち、未就学児分の医療費助成に要する経費に対する県補助金でございます。県の補助率は2分の1でございます。

その次の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、私立保育所等で実施を予定しております保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業、医療的ケア児保育支援事業、認可外保育施設に対します衛生安全対策事業及び保育環境改善事業——これ熱中症対策になりますけれども——に対します県補助金でございます。

補助率はそれぞれございまして、保育補助者雇上強化事業が6分の5、保育体制強化事業と医療的ケア児保育支援事業が4分の3、衛生安全対策事業、保育環境改善等事業が3分の2でございます。

次の子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、国の補助金でも説明いたしましたが、延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等の特別保育事業及び利用者支援事業、さらにこども家庭センター設置に要する費用への県の補助金でございます。

#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

その下、目3 衛生費県補助金、節1 保健衛生費県補助金の主なものを御説明いたします。

健康増進事業費補助金につきましては、健康教育、健康相談や保険未加入者の健康診査、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検査等に対する補助金で、補助率は3分の2でございます。

## 林康司地域福祉課長

続きまして、6 ページをお願いいたします。

中ほどになります款17財産収入、項 1 財産運用収入、目 2 利子及び配当金、節 1 利子及び配当金の地域福祉基金利子につきましては、地域福祉基金の運用拡充を図り、令和 7 年度に千葉県 の 20 年の公募公債を購入しており、令和 7 年度は半年分、令和 8 年度から 1 年分の利息による運用収益でございます。

また、款19繰入金、項 1 基金繰入金、目 4 地域福祉基金繰入金、節 1 地域福祉基金繰入金におきましては、事業を予定しております高齢者支援の事業経費としての額を繰入金とするものでございます。

## 立石光顕高齢障害福祉課長

款21諸収入、項 4 受託事業収入、目 1 受託事業収入、節 1 民生費受託収入の地域支援事業受託料及び保健福祉事業受託料につきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合からの受託料でございます。地域支援事業として、介護予防事業や食の自立支援事業、生活支援体制整備事業など、保健福祉事業としては紙おむつ支給事業や緊急通報システム事業の実施に対する受託料でございます。

## 八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

その下、節 2 衛生費受託収入の休日救急医療運営受託料につきましては、鳥栖市休日救急医療センター及び病院群輪番制の運営に対する基山町からの運営受託料でございます。

次に、7 ページをお願いいたします。

項 6 雑入、目 4 雑入、節 2 保健衛生雑入のうち、保健センター雑入につきましては、保健センターの 3、4 階にある医療福祉専門学校緑生館の建物の占用や共有部分に係る電気料や維持管理費の負担金でございます。

## 高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

その次の節 4 雑入のうち、主なものを申し上げます。

説明欄の中ほどです。子どもの医療費返還金につきましては、子どもの医療費助成を行ったもののうち、高額医療費に該当した医療費分を保険者または保護者から受入れます返還金を見込んでいるところでございます。

その下の保育所給食費につきましては、公立保育所 4 園の保育士と職員及び 3 歳児以上の園児分の給食費の実費徴収分でございます。見込額を計上しているところです。

その下になります款22市債、項 1 市債、目 2 民生債、節 1 児童福祉債につきましては、令和 8 年度に実施します公立の白鳩保育所の改修事業に伴う設計委託料について、一部起債を活用するものでございます。設計委託料のおおよそ 9 割でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

#### **林康司地域福祉課長**

続きまして、資料 8 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

主なものについて説明いたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費のうち、節 2 給料から節 4 共済費までにつきましては、健康福祉みらい部部長及び地域福祉課 6 名、高齢障害福祉課 20 名、こども育成課 15 名の職員並びに広域市町村圏組合などへの派遣職員 12 名、合計 54 名分の人件費でございます。

節 12 委託料の主なものといたしましては、上から 5 番目の地域福祉計画策定業務委託料でございます。地域福祉計画は 5 年に一度策定するものであり、令和 8 年度が現計画の最終年度で、令和 9 年度からの計画を策定するものでございます。

次に、資料 9 ページをお願いいたします。

節 18 負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、中ほどの社会福祉協議会補助金につきましては、鳥栖市社会福祉協議会の運営費補助、次のふれあいのまちづくり事業補助金につきましては、各町区で自宅に閉じこもりがちな高齢者に気軽に集まってもらい、食事やレクリエーション、おしゃべりを楽しむサロンの開催。

次の福祉ボランティアのまちづくり事業補助金につきましては、ボランティア団体に助成を行うことで、各種ボランティアの養成に寄与するものでございまして、鳥栖市社会福祉協議会に補助するものでございます。

次の全日本同和会補助金につきましては、人権同和対策等への活動に対する補助金で、旅費規定の見直しにより昨年から 10 万円減額で計上いたしております。

次の民生委員活動補助金につきましては、民生委員、児童委員の活動における活動費。

次の民生委員連絡協議会補助金につきましては、鳥栖市民生委員会児童委員会連絡協議会及び 8 地区民生委員児童委員協議会の負担金や研修会、自主活動への補助金でございます。この補助金につきましても、旅費規程の見直しにより昨年度より減額となっております。

節 24 積立金につきましては、地域福祉基金の運用の拡充を図り、令和 7 年度に千葉県 の 20 年の公募公債を購入しており、令和 8 年度分、1 年分の運用収益の積立金でございます。

節 27 繰出金につきましては、国民健康保険特別会計職員の人件費及び保険基盤安定や財政安定支援など、国民健康保険特別会計の繰出金でございます。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

次に、10 ページをお願いします。

目 2 障害者福祉費につきまして、節 1 報酬から節 4 共済費の主なものといたしましては、会計

年度任用職員として、ひかり園の指導員 4 人及び障害者支援係の窓口等職員 5 人分の人件費に係るものでございます。

節12委託料の主なものにつきまして、一番上、障害者福祉計画等策定業務委託料は、第 5 期障害者福祉計画、第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画について、それぞれ令和 8 年度に計画の最終年度を迎えることから、令和 9 年度を開始年度とする新たな計画を策定するための業務委託料でございます。

6 番目の相談支援事業委託料は、障害者や家族の相談に対する必要な情報の提供及び権利擁護のための援助、障害者が地域で安心して生活できるための相談支援事業の業務を委託するものでございます。

その 2 つ下、社会福祉会館（障害福祉センター）指定管理委託料につきましては、4 月から障害福祉センターと改称する予定の、現身体障害者福祉センターの施設管理及び機能回復訓練、各種講座、更生相談事業を社会福祉協議会へ指定管理により委託するものでございます。

11 ページをお願いします。

節18負担金、補助及び交付金の主なものといたしまして、下から 2 番目、福祉タクシー助成金は、身体障害者の 1 級、2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳の 1 級、2 級の障害のある方に対しまして、タクシーの基本料金を助成するものでございます。

次に、節19扶助費の主なものにつきまして、重度心身障害者医療費は、身体障害者手帳の 1 級、2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級などの重度心身障害者の医療費の自己負担について 500 円を差し引いた額を助成するものでございます。

その下、障害者自立支援医療費は、障害の軽減、機能回復のための医療費を助成するものでございます。

次の障害児施設給付費は、障害児の通所支援等に係る給付でございます。

次の障害者自立支援給付費は、ホームヘルプ、ショートステイ、施設入所等の介護給付サービス、自立訓練等のサービス利用に係る給付、相談支援、障害者の補装具費などで、個別に支給決定が行われる障害福祉サービスの利用者に対する給付費でございます。

次の障害者日常生活用具給付等事業費は、地域生活支援事業として、自立支援生活支援用具など日常生活用具の給付、または対応を行うものでございます。

下から 2 番目、特別障害者等手当は、心身に重度の障害があるため日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者に対して手当を支給するものでございます。

12 ページをお願いします。

目 3 老人福祉費でございます。

節 1 から節 4 までは、地域支援事業の事業費支弁人件費としての高齢者支援係職員の人件費の

一部及び会計年度任用職員 4 人の人件費に充てるものでございます。

節 7 報償費の主なものといたしましては、敬老祝金、80歳、85歳、88歳、99歳、100歳と節目の年齢の高齢者約1,340人に対して支給の見込みでございます。

次に、節12委託料の主なものにつきましては、2 番目、高齢者福祉計画策定業務委託料は、高齢者福祉計画について、令和 8 年度に現行の第10期計画が最終年度を迎えることから、令和 9 年度を開始年度とする第11期計画を策定するための業務委託料でございます。

4 番目、食の自立支援事業委託料は、おおむね65歳以上の独居の高齢者や高齢夫婦の方で、食事の調理等が困難な方に食事の提供と安否の確認による見守りを行うものでございます。

下から 2 番目、介護予防事業委託料でございますが、いきいき健康教室やふまねっと教室、ロコモーショントレーニング教室などの一般高齢者向けの介護予防教室などの事業のほか、住民主体で取り組む介護予防事業を推進するため、介護予防体操でございます、とすっ子体操に取り組む町区に対し、通いの場立ち上げ支援事業を引き続き実施いたします。

また、通いの場において認知症高齢者の早期発見、早期対応を図る地域巡回介護予防検診を実施してまいります。

また、介護予防活動に従事するボランティアを養成する介護予防サポーター養成事業や要介護状態に陥る可能性のある高齢者向けの通所型サービス事業である元気クラブを継続いたしまして、ボランティア養成と活動の場を同時に整備してまいります。

13ページをお願いします。

節16公有財産購入費の先行取得用地購入費につきましては、土地開発公社の長期保有地の解消のため、現在、鳥栖地区広域市町村圏組合用地及び小鳩園駐車場として使用しております仮称総合福祉センター用地を買い戻すものでございます。

節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、説明欄の 2 番目、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金でございます。介護給付費、介護予防事業費、包括支援事業費、事務費などに関する介護保険の負担金でございます。

その 2 つ下、高齢者福祉乗車券助成金につきましては、高齢者福祉乗車券でかける券の券面 5,000円のうち、7 割の3,500円を助成するものでございます。

75歳以上の高齢者において、年間 6 冊まで購入できることといたしておりますが、70歳から74歳の自動車運転免許証返納者についても購入できます。また、この場合、年間 8 冊まで購入できるようにし、高齢者の免許返納を促します。

その下、シルバー人材センター補助金につきましては、シルバー人材センターの運営補助及び事業補助を行うものでございます。

2 つ下、敬老会補助金につきましては、敬老会主催者に対し、75歳以上の高齢者 1 人につき上

限1,500円の補助を行うものでございます。

2つ下、食の自立利用者支援事業補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食の自立支援事業において、物価高騰の影響による食材、材料費等の直近1年間の増額相当分として1食当たり40円を事業者に補助することで、高齢者の自立した生活を支援するものでございます。

節19扶助費の主なものといたしましては、老人保護措置費でございます。65歳以上の高齢者で、環境や経済上の理由で居宅での生活が困難な方の養護老人ホーム入所のための措置費でございます。

14ページをお願いします。

目4老人福祉センター費でございます。

節1報酬、節3職員手当等につきましては、会計年度任用職員3人の人件費でございます。

次に、節10需用費の主なものといたしましては、中央老人福祉センター及び若葉まちづくり推進センターの燃料費、光熱水費でございます。

次に、節12委託料につきまして、施設管理委託料は、中央老人福祉センターの警備、室内清掃、管理業務、機械設備等の保守点検に係る経費でございます。

#### **高松隆次 ともも育成課長兼ともも家庭センター長**

資料15ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費のうち、主なものについて御説明いたします。

節1報酬から節4共済費につきましては、本課の相談業務に従事いたします女性相談支援員1名、家庭児童相談員2名、母子父子自立支援員1名、子育て支援総合コーディネーター1名、計5名分の会計年度任用職員の人件費でございます。

節11役務費のうち、手数料の主なものは、子どもの医療費助成事業に係るレセプト審査支払い手数料でございます。

節12委託料のうち、システム改修委託料につきましては、本年11月に予定しておりますひとり親家庭等医療費助成の現物給付化及び家庭児童相談システムの関連帳票等の様式変更、それぞれに対応するためのシステム改修費用でございます。

その下のともも計画策定業務委託料につきましては、資料の25ページをお願いいたします。

25ページで、事業名はともも計画策定事業——新規事業になります。

予算としましては458万7,000円、そのうち、財源内訳としまして150万円の国庫支出金を見込んでいます。

ともも計画は、ともも基本法第10条に規定されておりまして、策定は努力義務とされております。

すが、市町村は市町村こども計画を策定することに努めると明記されているところでございます。

本市策定の目的といたしまして、全ての子供、若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会、こどもまんなか社会を実現するため子供施策の全体的な方針や取組を分かりやすくしました鳥栖市こども計画を策定することといたします。

2の事業内容ですけれども、まだ予定ではあるんですが、こども計画を策定するために子供の意見を聞く必要があり、こども会議、仮称こどもミーティングを開催すると。

また、鳥栖市こども計画を策定するためには、既に策定済みの計画であります子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策推進計画、次世代育成支援事業行動計画に加え、新たに国が示します子ども・若者計画の策定が必要であるため、本市の子ども・若者計画についても本計画と包括的に策定することとしております。

計画の対象として、こども基本法では、子供の定義を心身の発達の過程にあるものとされており、おおむね妊娠期を含めた0から39歳までを子供、若者と捉える計画の対象としたいと考えております。事業費内訳については、以下のとおりでございます。策定期間は、令和8年度中の策定を予定しているところでございます。

資料、15ページに戻っていただきます。

委託料で、社会福祉会館、児童センター指定管理料につきましては、主に小学生を対象とした各種教室や幼児を対象としたフリールームなどの開催をする児童センター、事業運営に係る指定管理料でございます。委託先は、社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会でございます。

その次の児童ショートステイ事業委託料でございますが、児童養護施設の利用については、これまで1日単位での利用に限っておりましたが、新たにトワイライトステイとして、夜間時間帯のみの利用や、休日の日中のみの利用の利用区分を設定したことにより、きめ細やかな支援を行えるよう制度の拡充を図ったところでございます。

その下のファミリー・サポート・センター事業委託につきましては、子供を預ける側の利用会員及び子供を預かる側の協力会員によります会員制の子供の一時預かりなどを行う事業の委託料でございます。委託先は、社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、上から5番目の地域こどもの生活支援強化事業補助金につきましては、資料の26ページをお願いいたします。これも新規事業でございます。

地域こどもの生活支援強化事業でございます。本年度予算額は660万円を計上しております。財源内訳としまして440万円を国庫支出金、一般財源から220万円を予定しております。

目的といたしましては、様々な困難を抱える子供たちに対する地域の支援体制を強化したいということで、地域にある様々な場所の活用を促し、安心、安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける団体の継続的な事業運営を支援するものでございます。

いわゆる子ども食堂とか、学習支援、体験活動などを継続して取り組まれている団体の補助になります。支援が必要な子供を早期に発見しまして、行政等の適切な支援につながる仕組みをつくることに賛同していただきまして、子供に対する地域の支援体制を強化するものでございます。

事業内容といたしましては、居場所確保等を行う団体に対し補助を継続して行っていきたいと考えております。

補助金の内容としましては、食事や体験の提供等について上限額として30万円を設定しております。1日当たり1万円が上限と。

子供対象の事業でございますので、当然子供が参加している取組でございます。積算としましては、20団体を初年度は見込んでおります。そのほか、場所を継続するための備品購入等についても30万円の箇所数で2団体を計上しているところでございます。国の補助金については3分の2、市の持ち出しは3分の1でございます。

初年度でございますので、議決後、要綱等を精査して策定しまして、国の審査を受け開始していきたいと考えております。

27ページで、養育費確保支援事業補助金でございます。

これにつきましては、今年度新規でございますけれども、本年度既に7月12日の定例会において、年度途中の補助の要件に合致しまして、補助が使えるということでしたので、既に12月の議会で承認いただきまして、今年度実施しているところでございます。

目的としましては、養育費の確保に伴う、離婚に伴う公正証書等の作成に必要な経費。また、養育費の支払いの保証契約を締結する際に必要な経費の一部を補助するものでございます。

事業内容については、市内に居住し、申請時に独り親であって要件を満たす方ということで、公正証書等作成支援、養育費保証支援ということで定めております。

事業費といたしましては、公正証書等作成支援が助成額3万円の見込み10人、養育費保証支援は5万円の1人ということで定めているところでございます。国の補助率は2分の1、市は2分の1の持ち出しになります。

今年度、既に実績は2件、12月以降に上がっているところでございます。いろいろ相談も増えてきております。

資料16ページに戻っていただきます。

節19扶助費のうち、児童扶養手当につきましては、18歳までの児童のいる独り親家庭等に支給される手当でございます。前年度と実績見込みにより必要額を計上しておるところでございます。

その次の母子家庭等自立支援給付費につきましては、独り親の母または父親が看護師者や歯科衛生士、保育士などの就職に有利な資格を取得する間の生活費の負担軽減のために支給されるものでございます。9名分を見込んでおります。

ひとり親家庭等医療費につきましては、独り親家庭等の母または父親及び18歳までの児童に係る医療費の一部を助成するものでございます。なお、令和8年11月より、これまでの償還払いから現物給付に移行する予定でございます。

子どもの医療費につきましては、子育て世帯に対し児童にかかる医療費の一部を助成するものでございます。令和7年度より高校生年代までの通院、調剤を助成、拡大しており、子育て世帯全般の医療費の軽減を図っているところでございます。

続きまして、目2保育園費のうち、主なものについて申し上げます。

節1報酬につきましては、公立保育所の嘱託員報酬及び保育士38名及び看護師3名、給食調理師9名、保育支援員4名等の会計年度任用職員の人件費でございます。

節2給料につきましては、保育士及び栄養士45名分を計上しております。

節3職員手当等については、正職員45名及び会計年度任用職員54名分の職員手当を計上しております。

節4共済費につきましては、正職員45名分について計上しております。

節10需用費につきましては、公立保育所4園で要します消耗品費、燃料費、光熱費、給食材料費などが主なものでございます。

17ページをお願いいたします。

節12委託料のうち、施設管理委託料につきましては、公立保育所4園の消防点検、設備業務、清掃業務等委託料及び下野園を除きます3か園の園庭芝生管理委託料等でございます。

次の設計委託料につきましては、公立保育所白鳩園大規模改修設計委託料でございます。当保育所は、昭和60年3月に建てられまして築41年になります。改修は内装、電気設備、機械設備等の改修を予定しております。令和8年度に設計を行い、令和9年度に改修工事を行う予定でございます。

節14工事請負費につきましては、鳥栖いづみ園の西側送迎用駐車場が、近年の大雨のときに雨水がはけきれない状況になっており、これを改善するために、新たに門扉付近に側溝を設ける工事でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、前年度当初予算に比較しまして約4億4,000万円の増額でございます。これにつきましては、主に施設型等給付費の伸びによるものでございます。

説明欄2段目の施設型等給付費につきましては、私立保育所11園、認定こども園7園、地域型保育事業所7施設、幼稚園3園、その他市外広域の施設等に対する運営の給付費でございます。

また、令和8年度より給付事業として全国で実施します乳児等のための支援給付費として、新たに予算計上を含んでいるところでございます。

増加の要因といたしましては、令和7年度当初予算は25億円でしたが、年度中に人事

院勧告に伴います遡及改定があり、昨日の説明でいたしましたとおり、3月補正においてその相当分1億5,600万円の補正が入っております。

また、認可保育所1園、幼稚園2園が認定こども園に移行することにより、給付額の増加が約2億円、新事業として乳児と通園支援制度に係る経費が2,400万円でありまして、これらが増加の要因と考えております。

施設型等給付費のうち、新規事業の乳児のための支援給付事業については、資料28ページをお願いいたします。これも新規事業です。

事業名、乳児等のための支援給付事業、目的といたしましては、子供の良質な生育環境の整備を図るため、現行の幼児教育、保育給付に加え、一定の利用枠内の中で柔軟利用できる新たな通園給付を行うものでございます。全ての子供の育ちと子育て世帯の支援を図るものでございます。

事業の内容といたしましては、生後6か月から満3歳未満の保育所等を利用していない子供を対象に、就労等の要件を問わず、保育所等で預かることで適切な遊びや生活の場を提供するとともに、お子さんと保護者の心身の状況及び保育環境を把握するための面談、保護者に対し子育てについての情報提供及び助言、その他の支援を行うものとしております。

事業費につきましては、国が4分の3、県8分の1、市8分の1でございます。施設型等給付費として2,400万2,000円。公立保育所は別途、会計年度任用職員1名を採用する予算としております。

令和8年度の実施予定数でございますが、初年度ということで、なかなか私どもの準備が整わないところでのスタートでございますけれども、公立としましては、いづみ園で、定員8名で4月からスタートします。

私立の田代保育園については、年度内に実施の意向を持たれておりますけれども、なかなか従業員の育休とか産休とかそんのが出ておりまして、年度の途中になるのかなということで相談を受けているところでございます。

鳥栖双葉保育園につきましては、定員6名で予定しておりまして、これは8月の施設完成以降、開始したいということでお話を伺ったところでございます。

資料戻っていただきまして、17ページ。

17ページの下の方で、負担金、補助及び交付金の真ん中ら辺でございますけれども、保育体制強化事業補助金につきましては、私立保育所等において、保育士の業務負担の軽減を図ることを目的としまして、保育資格を有する方で保育所等での清掃消毒及び園外活動の見守りを行う保育支援員の配置に必要な費用を補助するものでございます。13園分を計上しております。

保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、私立保育所等において保育士の勤務環境の改善や業務負担を軽減し、離職防止を図ることを目的とし、保育士の補助を行う保育補助者を雇用

するために要する経費を補助するものでございます。本年度は、15園で計上しているところでございます。

認定こども園施設整備補助金につきましては、資料29ページをお願いいたします。

補正予算の審議でも、御説明をずっとさせていただいている分でございます。認定こども園施設整備事業でございます。

本年度予算としましては、2億5,869万2,000円を計上しているところでございます。

目的としましては、必要な保育定員を確保するとともに、多様な保育ニーズに対応するために子育て環境の整備を図るということで、鳥栖双葉園の改築及びこども誰でも通園制度の施設設置の分を計上しているところでございます。

事業内容としましては、就学前教育保育施設整備交付金を活用しております。私立保育所の鳥栖双葉園から認定こども園への移行及び乳児等通園支援事業を併設するための施設整備に要する経費の一部を補助します。今年度は、整備の2年目でございます。工事の進捗率によりまして令和7年度が2割、令和8年度8割分を補正することとしております。定員が115名を予定されているところございます。

負担割合は、国が2分の1、市4分の1、事業者4分の1でございます。令和8年度の補助基準額の8割分が3億4,490万3,000円で、これから事業者負担を引いたところの2億5,869万2,000円が本年度補助額として計上しているところでございます。

そのまま、資料の30ページをお願いします。

保育環境改善事業補助金について御説明します。

熱中症対策事業として、これも熱中症対策としては新事業になります。

本年度は514万5,000円計上しております。これにつきましては、近年の気候変動の影響によりまして、夏場の平均気温上昇が深刻になる中、保育所のエアコンの不調やエアコンが効かないという状況の相談を受けているところでございます。これにつきまして、設置または更新することで保育環境の向上を図りたいというふうに考えております。

内容といたしまして、保育所等のエアコン、扇風機等の新設、更新する際の費用について、保育対策総合支援事業費補助金を活用しまして、実施希望施設へ補助を行うとしております。

対象施設は、私立保育所、私立認定こども園などを予定しております。

負担割合としては、県が3分の2でございます。市が3分の1、補助基準額は、1園当たり102万9,000円が上限でございます。

令和8年度の実施見込み数といたしまして、5施設を予定しております。これは、令和8年度に実施を希望される施設ということで上げさせてもらっています。

対象が保育所、認定こども園が18園ありますので、希望があるところを何年間に分けて実施

したいと考えております。また、本事業は活用後10年間の申請期間を設ける必要がありますので、それにつきましてはこれまでの経緯とか事業者さんの意向等々も調整しながら、順次実施していきたいと考えております。

資料、戻っていただきまして17ページをお願いします。

補助及び交付金のところで、私立保育所特別保育事業等補助金につきましては、私立保育所等が実施します延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、障害児保育事業、子育て支援センター事業等の特別保育事業に対する補助金でございます。

その次の医療的ケア児保育支援事業費補助金につきましては、医療的ケアの必要のある児童の受け入れを行う私立保育所に対し、看護師の人件費等に係る経費を補助するものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

目3児童手当費のうち、節19扶助費につきましては、0歳児から高校生年代までを扶養している方に支給される児童手当でございます。

お子さんが第1子、第2子に該当され、3歳未満の場合は1人月額1万5,000円、3歳以上高校生までが1人月額1万円、またお子さんが、第3子以降に当たられる方については、年齢の区分なく1人月額3万円でございます。これらを積算し、延べ人数13万3,242人分を今回予算計上しているところでございます。

続きまして、目4妊婦のための支援給付金給付費につきましては、子育て支援のため妊娠届出時と出産届出時等にそれぞれ5万円、合計10万円の給付を行う事業でございます。

節1報酬から節4共済費につきましては、事業に従事します会計年度任用職員1名分の人件費でございます。

節12委託料システム改修委託料につきましては、給付事業で使いますシステムのマイナンバーによる自治体間情報連携の対応に伴う改修委託料でございます。

国の補助率は3分の2、市が3分の1でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、支給します交付金額を計上しております。妊娠届出時、出産届出後、それぞれ570件分で積算しているところでございます。

#### **林康司地域福祉課長**

続きまして、資料19ページをお願いいたします。

項3生活保護費、目1生活保護総務費のうち、節1報酬から節4共済費につきましては、生活保護を担当する職員7名及び生活自立支援センターの相談、就労支援や生活保護運営体制強化事業などを活用した会計年度職員7名の人件費が主なものでございます。

節12委託料の主なものといたしまして、一番上の緊急一時宿泊事業委託料につきましては、資料31ページをお願いいたします。

事業名、緊急一時宿泊事業（シェルター事業）でございます。

事業の目的といたしましては、派遣切りなどで住まいを失った人など、様々な要因による不安定な居住状態にある困窮者に対し、社会復帰を促すため、ホテル等の借り上げにより一時的な居所を確保した上で求職活動が容易になるよう支援し、生活困窮者の社会復帰を図るものでございます。

事業内容といたしましては、対象者を市内に住む居住者で、居所を失う恐れがある者、また失った者で、年間3名を見込んでおります。

提供内容といたしましては、主にホテル等を手配し、1日2食の宿泊を継続して利用できることとし、かつ履歴書の購入や、履歴写真代、交通費等の自立に向けた活動に係る経費を支給するものでございます。ただし、宿泊数に制限を設けることとし、昼食代（飲料水込み）として1日1,000円を支給するものでございます。宿泊数の制限につきましては、1名当たり60日を考えております。

この事業におきます国の補助率は3分の2でございます。

事業費は、委託料として、宿泊費1泊当たり9,100円を60日の3名分。自立支援費は、1人当たり2,000円を5日分として3名分。昼食費につきましては、1人当たり1,000円を60日で3人分。車両費につきましては移動費。人件費につきましては、委託します居住支援を行うNPO法人のいろんな手続等に要する人件費でございます。

19ページに戻っていただきまして、委託料、3つ目の家計改善支援業務委託料につきましては、生活困窮者等の家計改善のために行うものでございます。

次の健康管理支援業務委託料につきましては、生活保護受給者の医療費の適正化を図るため、重症化の恐れのある方をレセプトデータから抽出し、特定健康診査につなげるものでございます。また、自立相談支援事業費委託料につきましては、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業委託業務として、ひきこもりの方及びその家族を支援するための事業を鳥栖市社会福祉協議会に委託するものでございます。

20ページをお願いいたします。

目2扶助費、節19扶助費につきましては、生活保護における生活扶助や医療費扶助等でございます。

次の項5災害救助費、目1災害救助費、節1報酬及び節7報償費につきましては、災害弔慰金等支給審議会の委員報酬及び審議会会長の謝金でございます。

節19扶助費につきましては、火災、水害等の災害罹災者に対し見舞金を支給するものでございます。

**八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

21ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬から節4共済費につきましては、健康増進課職員19名、保険年金課職員5名、母子健康事業に係る会計年度任用職員2名と、時給単価任用の会計年度任用職員の人件費でございます。

節10需用費につきましては、保健センターの光熱水費や鳥栖市休日救急医療センターにおける医薬材料費等でございます。

次の22ページをお願いいたします。

節12委託料の主なものとして、上から3つ目、保健センター管理委託料は、保健センターの清掃業務や警備業務、空調、消防設備、自動ドアなどの設備点検業務などの委託料でございます。

2つ下の休日救急医療センター業務委託料につきましては、日曜、祝日、年末年始の診療を鳥栖三養基医師会に委託し、一次救急医療を行うものでございます。

2つ下、妊婦・乳児健診委託料につきましては、医療機関で実施する妊婦健診、妊婦歯科検診及び乳児健診でございます。

2つ下、新生児聴覚検査委託料及び委託料の下から3つ目の5歳児健診委託料につきましては、資料32ページをお願いいたします。

事業名、新生児聴覚検査事業でございます。

新生児聴覚検査は、おおむね生後3日以内に産科医院等で初回検査と、再度検査が必要であれば確認検査を実施した費用を助成するもので、子供の聴覚障害の早期発見、早期療育を図るものです。

聴覚審査に係る費用を県内の産科医院に委託料として支払うものです。出産後の健康診査を県外で受診された場合は償還払いとなり、節19扶助費にて対応する予定でございます。

次の33ページをお願いいたします。

事業名、5歳児健康診査事業でございます。

5歳になる月に、保健センターで集団健診方式で実施します。就学前の子供の特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援と生活習慣、育児に関する指導等を行います。対象者数、事業の内容は資料のとおりです。

22ページをお願いいたします。

節17備品購入費につきましては、主に印刷機の購入のための経費でございます。

節18負担金、補助及び交付金の一番上の広域小児救急医療支援事業負担金につきましては、夜間の小児救急医療体制を確保するため、久留米広域小児救急センターの運営に対する負担金でございます。

その2つ下の病院群輪番制運営補助金は、一次救急医療である休日救急医療センターにおいて、

救急処置後の入院を要する患者の二次救急医療を担う医療機関への補助金でございます。

節19扶助費につきましては、里帰り出産等により委託医療機関以外で受けた妊婦健診費用、産婦健診費用及び新生児聴覚検査費用を償還払するものでございます。

23ページをお願いいたします。

目2予防費の主なものとして、節1報酬につきましては、がん検診や予防接種などの各種事業に従事する時給単価の会計年度任用職員の報酬でございます。

節11役務費の通信運搬費につきましては、予防接種やがん検診等を通知する郵送料が主なものでございます。手数料につきましては、予防接種の審査手数料が主なものでございます。

節12委託料の下から3つ目、がん検診委託料につきましては、胃がん、子宮がん、肺がん、大腸がん、乳がん、前立腺がんなど、6種類のがん検診の委託料となっております。

一番下の予防接種委託料につきましては、予防接種法に定められている定期予防接種及び風疹の任意予防接種の委託料でございます。

R S ウイルスワクチンが4月1日から定期接種になります。R S ウイルス感染症は、生後数週間から数箇月の乳児が感染すると肺炎など重症化する恐れがあります。

ワクチンは、乳児に接種するのではなく、妊娠28週から37週に至るまでの妊婦に対しワクチンを接種することにより胎盤を通して免疫を胎児につかせ、新生児、乳児のR S ウイルス感染による重症化の予防を図ります。

節19扶助費の予防接種費につきましては、予防接種は、佐賀県内の医療機関で鳥栖市の予診票で接種できますが、里帰り出産などのために子供が県外で予防接種を受けた場合や高齢者が施設に入所し、県外で予防接種を受けた場合などに、その費用を償還払いするものでございます。

#### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

続きまして、24ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費、節18負担金、補助及び交付金のうち、子育て支援施設等利用給付費につきましては、幼児教育の無償化に伴い、幼稚園等に通園する3歳以上の子供の保護者が支払うべき利用料相当額を園に対して給付するものでございます。

昨年度の当初と比べますと減額しておりますけれども、主な理由といたしましては、令和8年度より幼稚園2園、あさひ幼稚園、弥生が丘マイत्री幼稚園が認定こども園に移行する予定のため、幼稚園預かり保育に係る当給付費が、保育所等の施設給付費の助成のほうへ移行したこと等によるものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

#### **中川原豊志委員長**

質問に入ります前に、暫時休憩します。

~~~~~

御質問のある方は、よろしくお願いします。

そうしたら、連盟はどうやって運営が成り立つの、また、下からもう一回吸い上げると。結局、

お金要るでしょう、事務局なりは。

大石美由紀高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長

自主財源として、空き缶を集めたり、それとそうめんを売るなどっていう分も、実際されております。

ただ、ほとんどが市からの委託料だったり、運営補助金という形でお渡しをさせていただいております中で、事務局の運営費を賄われていらっしゃいます。

西依義規委員

この233万7,000円の中で、どれだけ町に行って、どれだけこの連盟に残るのか、もうこれは全部町に行くんですか。

大石美由紀高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長

全てではなくて、別に交流の大会などもされていらっしゃいますので、一部は事務局のほうでそういった運営に関する部分のほかに、大会だったりとかの運営をされて使っております。

西依義規委員

もちろん老人クラブさんは、健康長寿とかそういったことにとても大きな役割を担われているんで、私が知りたいのは、この運営費補助金が適正というか、多過ぎるとかを言うつもりはないんやけど、足りないのかとか、今、課題は何なのかとかも聞ければと思うんです。老人クラブのその辺の課題とかは、何か市で把握されて、そういったものが分かれば教えていただきたいと思っています。

大石美由紀高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長

老人クラブの会長及び事務局とは密に連絡を取り合っておりまして、毎年、補助の申請だったり、事業の内容について御相談を受けさせていただいております。

その中で、こういった事業をしたいというような要望がありましたら、そういった内容のほうを審査し、財政課との協議も行いながら、増額だったりということに努めさせていただいております。

その中で、悩みとして、やはり老人クラブに入られる人数が減っているということが課題だということで、それについて、会員の増強についての研修会をされたりする分について、市のほうとしてもいろんな町のところでお声かけをさせていただいているところです。

例としては、通いの場だったり、あと高齢者の介護予防事業教室だったりとか、そういうところでお声かけもさせていただいております。そして、あと、会員が減っていることの理由として具体的なお話を伺っている中では、高齢になってもお仕事をされている方が、70歳ぐらいまでお仕事をされていて、それから老人クラブに入るってところでなかなか——昔は60歳から入ってた方たちがだんだん、もう本当、後期高齢になってから入ってくるというようなところで、な

かなか若い人たちの会員の成り手が少ないところが悩みだというところで、それについて、事務局ともどういうふうにしていったって会員を増やそうかというところでお話を進めているところです。

西依義規委員

分かりました。大体そうかなと思うんですけど、もう国が決めることか分かりませんが、例えば老人の定義もだんだん変わってきているし、その名前も……、75歳以上が入りやすいような感じにするとかですね。

あと、12ページに高齢者福祉計画策定業務委託料が今度ついてるんですよ。こういうタイミングに、今後鳥栖市が老人——老人っちゅう言い方が……。

高齢者の皆さんっていうか、シニアの皆さん方とどう向き合っていくとかっていうのも、私はこういう計画の年にいろいろ考えたほうがいいと思うんで、その辺もぜひ御検討ください。

以上です。

永江ゆき委員

委員会資料の10ページ、今回、障害者福祉計画等策定業務委託料で、計画を策定されるということですけど、策定委員会の委員にどういう方がいらっしゃるか教えていただけますか。

立石光顕高齢障害福祉課長

策定委員会を設けて、話し合っていただくことになるかと思いますが、想定してますのは保健医療団体ですとか、障害者団体、あと福祉施設の代表者、公共団体等の代表、市民代表、そのほか学識経験者を交えた会議体をつくりたいと考えております。

永江ゆき委員

障害を持ってある方とか、そういう方々は様々な障害があると思いますが、当事者の声を拾うっていう意味で、そこにはどういう方がいらっしゃいますか。

立石光顕高齢障害福祉課長

障害者団体の代表の方ですとか、福祉施設の代表者の方も入っていただきますので、そういう方たちに、事例的に分かっている分から御意見をいただきたいと思っております。

永江ゆき委員

その方々は当事者の方ではないですね。

立石光顕高齢障害福祉課長

当事者と言われるのが、障害者団体の代表者の方が障害者である場合が多いと思います。

永江ゆき委員

いろんな障害があると思いますが、視覚障害だったり聴覚障害だったり、様々だと思うんですね。

センターさんが入ってらっしゃるかと思いますが、センターさんの障害とまた違う形の障害

をお持ちの方とかいらっしやると思いますけど、その障害の種類っていうか特徴というか、そういう方々からの声はやっぱり違うと思うんです。その辺は、どう考えていらっしやいますか。

立石光顕高齢障害福祉課長

障害の種別や中身は様々だと思います。

基本的には、身体障害、知的障害、精神障害と、大きなくくりで言えばこの3つになるかと思っていますので、それぞれから御意見をいただくような形では考えております。

ただ、その中で、例えば、身体障害の中でも視覚の障害の方もいれば聴覚障害の方もいる。あるいは、ストマを付けてある方もいる、いろいろ小さな違いが出てくると思いますので、そこはそれぞれの団体の方からというようなところまでは考えておりません。

永江ゆき委員

私も隅々まで把握してるわけではないので、はっきりは言えませんが、やっぱり点字一つにしたって、ここに付けられたら困るっていうことが、後から分かったりするんですよ。

なので、やっぱり私たちでは分からない、気づけないところがたくさんあると思いますので、当事者の方が入っていただけるような形とか、当事者ができるアンケート調査とか、そういう本当に当事者の声を拾い上げていけるような、策定するような計画にしていきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

立石光顕高齢障害福祉課長

まず、令和7年度予算の中で、アンケート調査ということで実施をしております。

その分については、障害のある方と一般の方と、それぞれ無作為抽出なんですけれども、分けてアンケートを行っております。また、実際の計画の中では、そういう当事者の方であったり、団体の声であったり、その辺りも場合によっては聞き取りをしていくというような話になるかと思っています。

永江ゆき委員

アンケートの中身っていうか、内容なんですけど、そうしたら視覚障害者にも理解できるようなアンケートですか。

立石光顕高齢障害福祉課長

アンケートの特記事項的な部分で、字が読めないとかそういう方については、補助の方が支援をしてくださいと、支援をお願いしますということでの特記を入れております。

永江ゆき委員

ありがとうございます。やっぱり、私たちでは特徴が分からないと思うんですね。

どういうふうに見えるとか、どういうふうに聞こえるとか、やっぱり当事者じゃないと分からないと思いますので、本当に当事者の声を生かしたような計画にしていきたいと思いま

すので、よろしくお願いします。

成富牧男委員

今、計画のことを言われたんで、私も12ページの委託料、上から2番目、高齢者福祉計画策定業務委託料、前に私、何度か一般質問で加齢性難聴について、分からんって言いんしゃるけん、そんなら、まず実態調査をすべきやないですかって。

例えば、こういう計画を立てる時にはアンケート調査するでしょうって申し上げたことを覚えているんですけど、今回、これをやるにあたって、私は加齢性難聴というのはもう言わずもがなだと思いますけれども、広く言われているのは、認知症の危険因子だというふうに言われています。

だから、これはニーズが分からんなら、まず、ニーズ調査から始める——補聴器とかを必要とする人のニーズ調査から始めてはどうかと思うんで。

今からニーズ調査なんかをされるのであればそういった項目も——もう、終わっとつとかな。要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

立石光顕高齢障害福祉課長

まず、アンケートについては、令和7年度予算で対応ということで、もう既にアンケートの回収期間を終えております。

ただ、先ほど委員お話がありました加齢性難聴、こういうものとか個別にお困り事として挙がる分とかがある部分については、今後、聞き取りをしていきたいと思っております。

加齢性難聴は、言われるように、実際、認知症の原因の一つにもなり得るということで、うちのほうでも加齢性難聴に対する講座ですとか、そういうものも今、開催はしているところです。

成富牧男委員

令和7年度予算で上げとった実態調査については、それに近い、関連する質問項目は、質問してる、してない。

立石光顕高齢障害福祉課長

今回のアンケートは、基本的に認知症を中心としたアンケートを実施しております。その部分で、関わる部分があるかと思うんですけども、自由記述欄とかそういう部分とかはあるかと思いますが、直接的にはそういう部分はなかったかと思います。

成富牧男委員

やっぱり委員会の中、それか議会の本会議の一般質問なんかでやりますじゃないけれども、一般的な言葉を使えば前向きにっていう話はされているわけですから、そして、課長もお認めになったように認知症に関連するっていうのが広く、耳鼻科のお医者さんたちからも既にオーソライズされて、誰か特別な人が言っている話じゃありませんので、これはぜひ、個別でもまた調査す

るなり、何かと併せてするなりしていただきたいんですが、いかがでしょうか。そうしないと、新たな政策として打ち出すにしてもできませんでしょう。

立石光顕高齢障害福祉課長

個別にアンケートというところまでは、実際、できる場面があるかどうかというのはちょっと分からないんですけども、基本的に計画を立てる段階の中で、今、御指摘がありました加齢性難聴ということであれば、その辺り施設の方であるとか学識経験者、あるいは当事者の方の声を聞く場があれば、そこでお話を聞いてから計画のほうにも反映できる部分があれば出していきたいと思っております。

成富牧男委員

そうですね、今、言われたようにアンケートがなければできない話じゃないんで、計画策定委員さんがいらっしゃるわけでしょう、これも。だから、そういう中ででも、ぜひ盛り込めるようになったらいいなと思います。

以上です。

永江ゆき委員

委員会資料の5ページ、保育対策総合支援事業費補助金のところですけど、熱中症対策と聞こえた、伺ったんですけど、そうですか。

中川原豊志委員長

もう一回、永江議員、項目を。

永江ゆき委員

款16県支出金、項2県負担金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費県補助金の上から3番目、保育対策総合支援事業費補助金です。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

永江議員が言われるとおり、保育対策総合支援事業費の中に、メニューとして保育改善開業事業というものがございますので、そこに、今回の熱中症対策のエアコン、県の補助が入っております。

以上です。

永江ゆき委員

ここ数年、すごく暑いじゃないですか、プールがなかなかできない、もう水が温かいのかな、高くて水の温度が高いからできないというふうに伺っているんですけど、最近、運動場というか、外にシェードを付けられている保育園も出てきているんですけど、そういう意味で外で遊べるような、熱中症対策っていうことでそういうシェードを付けるような検討はされていますか。エアコンのみ、室内だけですか。

井手義恵こども育成課保育幼稚園係長

この保育対策総合支援事業補助金の中にあります、保育環境改善事業の中の熱中症対策事業の中では、今のところ冷房のみしか対象にはなっていません。

1つ、認定こども園さんから同じように屋根の取付けっていう御相談をいただきましたけれども、その部分については今のところ補助対象になっておらず取り組めていないような状況になっております。

永江ゆき委員

子供が外で遊べないぐらい、気温が高くなっているっていうのは本当、考えなきゃいけないなと思うところもありますけど、室内だけに閉じ籠もるのも、本当に一番暑いときは無理だと思いますけど、なるべく日陰をつくってあげて外で遊ばせてあげるのが一番いいのかなと思いますので、ぜひそういう補助金があったらよろしくお願いします。

山下繭美委員

15ページをお願いします。

12番の委託料のところで、ファミリー・サポート・センター事業委託料ってありますけれども、これは社協に委託ということで随分前からされている事業だと思いますけど、現在のファミリー・サポートというのはどういった内訳になっているのか教えてください。事業内容の内訳をです。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

事業内容につきましては、社会福祉協議会に委託料としてお渡ししております。

その中で、常勤の職員さん、非常勤の職員さんの人件費であつたりとか消耗品、保険料等々の経費等が入っております。主は人件費です。常勤の方2名と1名分は2分の1、非常勤の方1名分の人件費で1,100万円ほどになっております。

以上です。

山下繭美委員

現在、ファミリー・サポートという、その体制自体がどのように社会に貢献しているかっていうことも含めて保育園とか認定こども園とか、もう0歳児から結構子供を預かってくれる場所が増えた現在に、年間1,200万円使ってファミリー・サポートを社協に委託しているその目的等も含めて御説明していただきたいというのが質問の本筋です。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

ファミリー・サポート事業としまして子育ての援助をしたいと、してもいいよという協力会員の方と、あと援助をしてほしいという方の両方がそれぞれ登録して、基本的にはボランティア的な事業でございます。

利用料としまして、使った方が預かっていただいた方に時給的なものを、利用料をお支払いするというような制度でございます。

今、山下議員言われたとおり、様々なサービスが出てきておりまして、0・1・2歳から預かる小規模の保育所とかもかなり充実してきております。その中で、ボランティア的な部分で、ちょっと熱が出たけんが施設には行けないとか、例えば送迎があるとかそういったところで付き添っていただいたりとか、そういった顔を見知った関係をつくりながら地域で支え合う、ボランティアの一つということで、そういった住み分けはされていると思うんです。

確かに、協力される方も結構働いている方も増えてきておりますし、時間帯もなかなか合わないということもありますし、広く広がってるということではなく、そういった隙間的な部分で利用していただいているような状況でございます。

山下繭美委員

現状は分かりました。実際、あれは12月でしたか、社協へ施設見学みたいに行ったときに、社協の福祉会館の利用頻度も含めて、実際に子供さんを預けようとする保護者の親御さんの方とかが大分減ってるのかなっていう印象はありました、個人的にですね。

だから、サポート事業を継続させるにあたって、やはり月100万円ぐらいかかっているわけですね、1,300万円近いので。だからそこを、もう一度協議されてもいいのかなというふうに思うところもあつての質問でした。

それで、ボランティアっていう形ではもうどんどん減っていく傾向に——もう、ボランティア自体がですね——あると思いますので、社協の委託ということで、福祉課とどういった協議をされての委託になっているのかは私のほうで分かりませんが、昔から続いているファミリー・サポート・センター事業と、現代に合った形ですり合わせていかないと、予算だけ計上して、結局、使い手もないとか、なかなかその利用頻度が上がらないっていうことでは、ちょっともったいないなっていう気がしますので、その検討のほうをよかったですお願いします。

以上です。

高松隆次 子育て課長兼 子育て家庭センター長

西依議員とかも別途、別の角度からファミリー・サポートについては御意見をいただいております。

確かに、利用自体の件数的には、他の公的サービスが増えて、そちらの利用ということでされている方も多いのは多いんですが、ただファミリー・サポートでなければいけないというような、そういう方もいらっしゃるということは聞いておりますので、そういったところとどういった事業の在り方がいいのかということは、今後協議をしていきたいと考えております。

ありがとうございました。

西依義規委員

ファミリー・サポート・センターの利用実績みたいなのは、月にどれぐらいか、令和7年度ベースでも6年度でもいいですけど。

古川征志こども育成課子育て支援係長

令和6年度の利用実績といたしましては、利用件数が984件、利用時間につきましては1,684時間となっております。年々、だんだん少なくなっているような実績ではございます。

以上です。

西依義規委員

月で割れば80件ぐらい利用されているということですね。

古川征志こども育成課子育て支援係長

そのとおりでございます。

田村弘子委員

どのような利用を希望されてありますか。

お熱が出たときの子守なのか、何か急用のときの対応とか、その内容が分かるものがあれば教えてください。

古川征志こども育成課子育て支援係長

令和6年度の活動内容といたしましては、主に送迎ですとか預かりの利用がございまして、送迎ですと習い事ですとか保育園へのお迎え、こういったものに利用される方が多いようです。

また、預かりにつきましては、保護者のリフレッシュであったり、保護者がちょっと病院に行くためですとか冠婚葬祭、そういった方々が利用されることが多いようです。

以上です。

田村弘子委員

ありがとうございました。

やはり顔見知りだからこそ、気軽に預けられるとか頼めるっていうところが構築されていると思うんですけども、先ほど言われましたようにボランティアというところでの受け手さんの体制だったり、もうちょっと見直していったり発信の仕方を変えていくと、年々の減少を見直していけるのではないかと思います。

預かるときの預かり先っていうのは、預けた方の御自宅か何かで預るんですか、それとも社協のほうに来てもらって、施設の中で預かったりするんですか、それとも個別ばらばらの対応だったりするのでしょうか。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

基本的には、センターのほうで仲立ちをしましてその辺のコーディネートはしますけれども、

協力会員の御自宅であったりとか、集団で何名かいらっしゃる場合は協力会員も2人とか来られて、何人かを一遍に社協のほうで預かったりとか、そういったことでいろいろと柔軟にされているところでございます。

成富牧男委員

今、ボランティアというのが出てきてるんで、会員じゃない……、協力会員。その方には、今、言われたボランティアって何がしかのお金が行くんですか。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

利用料については、1時間当たり600円を基準に、協力会員にお金が行っております。あと、15分刻みの単位とか、19時以降では100円加算とかそういったところで設定がされております。

永江ゆき委員

13ページの高齢者福祉乗車券助成金、これが、先ほどの説明で6冊から——これチョイソコとすでも使えるやつですよ。これと同額なんですけど、チョイソコは結構使われてると思うんですけど、これを増やすことは考えられなかったんですか。

立石光顕高齢障害福祉課長

こちらの分、昨年の11月からチョイソコのほうでも使えるようになりましたが、チョイソコのほうも実証運行中ということで、動向が分からない部分がありますので、状況を見ながら必要であれば増額の補正をお願いすることになるかと思います。

永江ゆき委員

よろしくお願いします。

そして、さっき6冊までだったのが8冊まで購入ができるっていうことでしたか。

立石光顕高齢障害福祉課長

こちらのでかける券について、一般には75歳以上の方が購入される部分になるんですが、70歳から74歳の方については、免許返納されたら購入できるということにしております。

その場合については、今まで6冊までだったんですけど、これも8冊まで買えるようにして、免許返納ができる環境をより高めていきたいということで考えております。

以上です。

永江ゆき委員

ぜひ、よろしくお願いします。やっぱり足りないっていう方もいらっしゃるの。これは、令和7年度は満額使われたんですか。

立石光顕高齢障害福祉課長

今の見込みですと、実際、3月でも減額補正をいたしております。

ですので、今回、昨年と同額での計上ではありますけれども、今までちょっと残があった部分

中川原豊志委員長

それでは、再開します。

午前中に引き続き、質疑を申し受けます。

西依義規委員

委員会資料の9ページの民生委員連絡協議会補助金が、50万円ぐらい減額されている、その理由をまず教えてください。

林康司地域福祉課長

連絡協議会補助金の減額の理由でございますが、令和8年度から旅費規程の見直しがありまして、日当分の2,200円なんですけれども、そちらのほうの金額がなくなっております。民生委員の方々は、研修で遠方に行かれることも多くございますし、人数も多いことからその分の日当分が減額となっているところでございます。

西依義規委員

補正でも聞いたんですが、民生委員・児童委員さんの定員は、今、欠員という認識でいいですか。

林康司地域福祉課長

県の条例、規則の中で鳥栖市は159名と規定されておりますけれども、2月末時点では142名の定員で、欠員が生じている状況です。

西依義規委員

よく区長さんたちから聞くのが、民生委員を探すのは俺らの仕事んごとされとると。私は違うと思うんです。まず、民生委員を探してくるのはあなた方であって、その地域の推薦はあっていいと思うんですが、この方々が、この地域で本当に大丈夫かはもちろん区長さんに聞いていいと思うんですけど、区長さんが探して市が認めるみたいな感じのスタンスが見えるんです。

あと、私は、民生委員さんたちの成り手不足を解消するために、サポーター制度とか負担軽減とか、いろいろ考えた方がいいんじゃないかって一般質問等でしたけど、今回、予算にそういったことは何か反映されていますか。

林康司地域福祉課長

まず、昨年12月1日の一斉改選にあたりましては、本当に各区長さんに嘱託員会等を回らせていただきながら、正直御推薦のお願いをさせていただいたところでございます。

ただ、推薦にあたりましては、候補者への御説明等々は、市が一緒に行って内容とか御説明をさせていただきますという旨もお話させていただきながら、推薦をいただいたところでございます。

12月1日の委嘱状、伝達式の際は138名でしたけれども、現在、142名となり、今また各町区で新年度にかけていろんな役員さんとか確定させる中で、改めて民生委員さんも確保していただいたということで、昨日1名、新たにということで申し上げておりましたけれども、現在4町区また推薦いただきましたので、現在146名で新年度を迎えることができるのではないかと考えております。

西依義規委員

私は、負担軽減とか活動の見直しとかがやっぱり大事だと思うんで、その辺をしていただきたいのと、一回、一般質問で言ったときに答弁で、部長さんが民生委員児童委員連絡協議会の皆様と共に、一緒になって考えてまいりますってお答えされているんです。

そうであれば、この民生委員児童委員連絡協議会の役割、今、区長さんに相当寄っているのが、協議会の中で市と一緒にどうやって民生委員の不足を補っていかうかっていう協議とか研究とかすべきかなと。その辺はどうですか。

林康司地域福祉課長

先ほどのお問合せについても、負担軽減等のお答えができてなくて申し訳ございませんでした。

基本的に、民生委員会の地区の会長会に主にお話をさせていただく場合は、参加させていただいてどういうふうな取組をしていきたいと思いますというようなことも議題に上がることがあるんですけれども、その中で、民生委員の活動を広げていく話と負担軽減をどう考えようかと。あと、民生委員の協力員制度、そちらについてもっていう声が正直上がってますので、今後は財源を確保する中で取組は考えていきたいと思っております。

西依義規委員

あと、1個だけ意見として言わせていただくのは、民生委員の会長さんたちは、志がとても高い、意識の高い方々なんで、入って1期目の人たちとの温度差がまあまああるんですね。

だから、そこはもうちょっと現場の声も聞きながら会長さんの声も聞かんと、会長さんだけの声を聞くと問題ないのかとなってしまうんで、そこはぜひ注意しとってください。

以上です。

成富牧男委員

私も今の話で、まず成り手がない一番の理由は何と捉えてあるんですか。成り手がないじゃないね、定員までいかんのについて。

林康司地域福祉課長

今、ほかの事業でもありましたように、やはり60歳過ぎても働いていらっしゃる方が多くなって、なかなか活動ということになると時間がとれないというようなことでお断りをされてある方も多いと聞いております。あと、活動費が県内では多いほうなんですけれども、それでも年間で

13万2,000円程度っていうことがひとつ課題になっているのかなと思っております。

成富牧男委員

私、よく聞くのが、民生委員は、かつては民生委員・児童委員と言ったものの、あまり学校に絡んだ出事が少なかったけれども、今は学校のほうも出らないかと。そういうのも負担になっているのではないかと思うんですが、そこら辺。

ほかの負担で言うと、何か掛け持ち、民生委員になったらこういう役もしてくださいみたいな——もちろん決まりじゃないけど——そこそこの地区で、そういうのもあるんじゃないか、それも負担になっているんじゃないか、それを感じます。

それから、一回で終わらせたいので、活動費の話、これは、鳥栖市としては、そうだなと思うのか、そうよね、できればもっとあったほうがいいよね、ばってんっていうのがあるのか。それとも、もう少し積極的に手当を増やしていかないかなと思ってあるのか、そこんところ。

林康司地域福祉課長

学校へ民生委員、主に主任児童委員のほうに、会合があった場合に参加される機会があるということ把握しております。

各地区においての民生委員がほかの役員と併任があるというところも、地区によってはあるところ、ないところということも把握しております。

また、朝の交通指導員との立ち当番とかっていうところも、ある地区、ない地区っていうところも伺っているところでございます。

最後の活動費につきましては、市といたしましてもここ10年近く、知事要望、九州市長会要望というところで負担軽減や活動費の処遇改善等々、要望をしてまいったところでございますけれども、こちらまたタイミングよくというのも変ですが、一応県から活動費の見直しが図られそうだというような情報は得ているところですので、新年度に入りまして補正が組まれるようなことがあれば、またそのときに金額等々がきちんと示されて、それをもって市のほうも反映していきたいと考えております。

成富牧男委員

手当のほうからいくと朗報だと思います。鳥栖市独自で、あとは出し方の問題で、私、これ提案したことがあるんですけど、例えば、区長さんと囑託員さん、これ、たまたまほとんど重なってますよね。

そういうような形で、理屈さえつければ、民生委員さんは、地域の福祉のことを併せていろいろ幅広くやっていたらとるっちゃうことで、それに絡めて福祉相談員さんと。

別の名称があるなら名称は変えてもいいから、理屈をつけて、あっちが福祉相談員さんでこっちが民生委員さんみたいな感じで、もう肩書きをつけてでもできるんじゃないかと私は思ってお

ります。

それから、多分そこそこで、もう民生委員さんはそれにならんといかんみたいな、しかも最悪の場合は、なってもらうときには、もう月一回の会議、定例会に出てもらえばよかけんって言わっしゃって、蓋開けたらとんでもないみたいな。あれにも出てくれ、これにも出てくれみたいで、これは聞いた話と違うということがあるやに聞きます。

私も直接聞きました。そういうことも、いろいろ把握はしてあると言われましたけど、もうちょっと把握していただいて改善していただければと思います。

終わります。

中川原豊志委員長

要望ということで、ほかの方は。

永江ゆき委員

12ページの委託料、食の自立支援事業委託料の件ですけど、これは令和7年度からしてみたら減ってるんですけど、それがなぜかを教えていただきたいと思います。

それともう一つが、13ページの節18負担金のところの食の自立利用者支援事業補助金、これも令和7年度が400万円で172万9,000円になってますけど、この説明をお願いします。

立石光顕高齢障害福祉課長

まず、委託料のほうの食の自立支援事業委託料については、食数見込みを立てながらの予算立てになります。それで、令和7年度当初予算では5万食ということでの見込みで予算立てをしておりました。

ただ、今年度が実績で非常に下がってきた部分等を勘案しまして、令和8年度予算では約4万3,200食を基に計算をいたしております。その関係で減額ということになっております。

減った理由といいますか、食数が減っている理由ということで我々が分析してる中では、まず、コロナで一旦食数自体が一回減りました。そのあと、伸びが元に戻ってないという事実があります。

それがなぜかという部分で、やはり民間の宅食業者や冷凍食品、こういうものが今、普通にあるような状態になってきておりますので、実際この事業を必要とされるような方が少なくなっているのかなという部分があります。

やめられる方について、理由を聞く中で、例えば、味が合わないとかいうようなことで、乗り換えようと思ったらほかに宅配業者があるということで、そういう選択肢が出てきたという部分が大きいのではないかと考えております。

あと、補助金のほうの食の自立利用者支援事業補助金の分の減額についてなんですが、先ほどの見込みの食数が減った部分に加えまして、令和8年度は、実際単価の80円分を補助するという

ことで考えておりました。これは、令和4年度以降の食材費の伸び等を補填するというような意味合いでやっておりました。それで、今年度分については、食数が減った部分の話と1食当たりの補助金額を40円としております。

これは、直近1年間の食材費の伸び率を今回見ることにいたしまして、その分の関係で金額的には下がっております。

以上です。

永江ゆき委員

そうしたら、令和7年度に利用されてた方々が食べられなくなったってということではなく、ほかのところを選ばれるようになったという感じの捉え方をされていると。

立石光顕高齢障害福祉課長

個別にやめられた理由というのを全て把握してるわけではないんですけども、聞く部分によりますと、やはりそういうお話ということで聞いております。

ほかに、あくまでうちの分析的な部分ではあるんですけども、そういう選択肢が増えてきたというのが、この食の自立支援事業を見る限り、始めた当初からの環境の変化ということでは大きいんじゃないかと思っております。

永江ゆき委員

これまで委託業者っていうのは、何社ぐらいあったんですか。

立石光顕高齢障害福祉課長

現在、2社でございます。以前から2社でございまして、実は1年前に1社辞退といたしますか、やめられましたので、令和7年度からそこを買収するような形でもう1社が担っているということで、2社が2社のまま続いているような状態でございます。

永江ゆき委員

そしたら、さっきの補助金のほうで、今まで80円補助していましたが40円になったってということなんです。ということは、利用者さんが負担されるってということですか。

立石光顕高齢障害福祉課長

その分については、利用者さんの負担ということになってまいります。

それで、やはりこの食の自立支援事業そのものは、あくまで見守りとかそういうものを中心に組立てた事業で、実際、これが当初始まった時点はそういうたくさん業者とかがいない中での食事を用意するという部分が目的の事業でしたので、今回、金額的な補填を目的とするこういう部分について、あまり現状の単価といいますか、実際にかかっているお金と実際支払われているお金の金額が非常に乖離していくというのは違うのではないかという部分で、今回補助の金額自体を見直したところです。

永江ゆき委員

分かりました。ありがとうございます。

そうしたら、次に、19ページの緊急一時宿泊事業委託料についてお伺いしたいと思います。

この委託料の中の人件費の41万4,000円っていうのは、何名の方でしたか。何名の方なのかと、あと、どういうことをされるのかを教えてください。

林康司地域福祉課長

委託先が何名ということでの人件費の計算ではございません。恐らく、担当される方は1名になるのかなと思っております。

あと、どういった業務かというには、議案審議の中でもお答えさせていただきましたけれども、宿泊施設の手続とか支援対象者の方への自立支援費や昼食費の渡しとか、そういったものの手続をしていただく人件費になっております。

永江ゆき委員

これ3名ということですけど、例えば家族とかがいらっしゃる方とかはどうなるんでしょうか。それとあと、家財道具とか荷物とかもあると思うんですけど、それはどうされるのか。

林康司地域福祉課長

目的の中で多くを想定しているのが、派遣切りなどで、社宅を失った方ということで、基本的に単身の方っていうのを想定にはしております。

家族の方っていうことであれば、また、その家族の状況にもよりますので、もう生活保護につなげたほうがいい状況なのかっていうのも併せて相談を受けながら、その家族でということであれば、また、別途の対応になると考えております。

永江ゆき委員

多分、突然のことも起こってくると思うので、その辺は、先にきちっと決められた形で来ていただけたらと思います。そうしたら、その荷物とかはどうですか。

林康司地域福祉課長

こちらの想定では、派遣での社宅ということで、そこまで身の回りの荷物は多くないのかなと思っております。お持ちであれば、あとは委託業者のほうでまた相談をしていきたいと考えております。

永江ゆき委員

そうしたら、例えば、これはどうなのかなと思うんですけど、最近は家賃滞納とかで、強制的に出ていってくださいって、追い出される方が結構いらっしゃるんですけど、そういう方は対象になりますか。

林康司地域福祉課長

その方々は、この事業では考えてはいません。

また、生活保護の中の別の事業での対応を考えたいと思っております。

永江ゆき委員

やっぱり、そういう方も結構増えてくるかもしれないし、今、増えている状況ですので、ぜひその辺も整備してください。よろしくお願いします。

西依義規委員

近年、そういう御相談があつて、こういう制度がなかったんで対応できなかったのか、それとも国のほうが、こういう流れがあつて新たにしたのか、その辺はどうなんですか。

原裕人地域福祉課生活支援係長

国からの指導、もしくは要請とかいうことではなく、やはり実際現場で生活困窮者あるいは生活保護を必要とする方々と接しながら、緊急対応というどうしても私たちが苦慮しているという部分がございます。それで、他の自治体等を調査しまして、そういった緊急・一時的な宿泊ができるような事業というのをほかでもやってらっしゃったということもありまして、今回、鳥栖市でもそういった対応ができるんじゃないかということで、御提案をさせていただいております。

西依義規委員

もちろん、一時的にはホテルでいいと思うんです。

ただ、それが60日も続くと、例えば空き家やアパートを借りてとか、そういうのがよさそうな気がするんですが、その辺は、第1段階、第2段階とかあったのかどうか。その辺の、この制度設計に至るまでにこういうことも検討したんですけど、最終的にこうなりましたみたいなのをもうちょっと説明していただくと。

原裕人地域福祉課生活支援係長

まず、金銭的に余裕のある方は、もちろん別のアパートを探して、敷金、礼金等をお支払いされて、入居されるというのが一番ベストな形だとは思いますが、突然そういった、特に派遣会社のほうから解雇通告を受け、1週間以内に出ていってくださいというような緊急的なものについては、もう1週間後にはそのアパートや社宅を出ていかないといけないと。

そのあとどうするんだということで、衣食住がままならないという状況化の中、アパート探しをして敷金、礼金を払って入居するという形になると、やはり一定の期間を要するということから、もしそれが可能であればそのつなぎとしてということもあります。この考え方に至ったのは、基本的には働く能力がある方で居所がないばかりに救護施設、そういった施設に入居をいただく形になって生活保護とセットっていう、生活保護に陥らないで済む方も生活保護を受けざるを得ないという状況は、その方にとってもいいことではない可能性もありますので、その前段でその方の社会復帰を目指していただくというようなことから、このホテル等の借り上げによって、一定の

期間、衣食住が確保され、そして求職活動の上、就労に結びつくといった流れっていうのをつくりたいということでございます。

山下繭美委員

この、地域こども生活支援強化事業の目的のところに書いてあります、困難もしくは支援が必要な子供たちを対象に、その子供を早期発見するためという流れで事業が行われるみたいですが、これ窓口的には行政の児童員とか主任児童委員とかそういう、ある程度守秘義務があるようなところと抱き合わせてこの事業をされる予定ですか。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

事業をされる方は、今でもやられているところがありますけれども、民間のボランティア団体であったり、有志の集まりであったりとかそういったところでございます。

そもそも、国の補助の目的といたしましては、そういったところに居場所がないというようなお子さんもいらっしゃるというふうに想定をしております、そういったところで、ある意味家庭の問題であるのか、本人さんの問題であるのかとか、様々困難を抱えているのではないかと、困り事を抱えているじゃないかというお子さんをその活動の中で見ていただけたら、こども育成課とかにつなげてくださいというお願いを、される方には伝えていきたいと思います。

手がけられる方については、特段、様々民生委員であったりとか地域の代表者であったりとか、そういった制限はございません。

山下繭美委員

必ずそうとは限りませんが、支援が必要じゃない感じの子供さんの集まりとかもあるんじゃないかなっていうふうに、客観的にちょっと見て思う節があるので、それを踏まえてなんですけど、この20団体に上限30万円ずつの予算ということであれば、その団体活動場所とかその団体自体の選考について鳥栖全体の子供たちへ、本当に支援が必要な場所に開催できるような仕組みづくりを予算配分のところと、あと、その団体を選ぶときに、そういった配慮をされながらこの事業がされているのか。

言うたら、例えば小学校校区で8地区あって、20団体っていったら大体2.5ぐらいになるじゃないですか。2団体からそのぐらいの数になると思うんですけど、上限30万円ぐらいで団体を選んで食事や体験の提供とかそういうことをする場合に、例えば偏りがあるとか、団体さんが割とこっちの地区に多いとか、そういったところの問題点とかもある程度クリアされてこの予算計上になっているんですか。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

今回のこの補助金の分ですけれども、今年度、夏頃にかけてまして職員のほうがこういう子ども食堂であったり地域食堂とかで教育支援をしている団体であったりとかそういったところを十五、

六か所回っておりまして、そこで意見交換をしております。

その中で、団体を継続していく上で課題は何でしょうかというところで伺ったところ、一つが後継者。自分たちがやっていることのお手伝いとか、そういう人の部分の問題と、あと一つ大きかったのが、やっぱり資金的な援助が何かないかということで、常にそういうことで困っているというようなお話の報告があっております。

その中、15団体の中には様々、対象が親子連れの方であったりとか地域の子供さんであったりとか、また受験を控えてなかなか塾にも行けないような独り親の教育支援であったりとかそういったところがありまして、全体的なバランスとか子供の数とかで考えると、今のところ偏ってる、偏ってないはちょっと分からないような状況ではありますけれども、おおむね何かの取組については8地区、結構されてある方がいらっしゃいますので、まず20団体全部というよりも取組の状況等々を確認させていただいて、協力していただくというところからスタートしていきたいなというふうに考えております。

山下繭美委員

恐らく、地域によってその団体が本当に子供を見たいっていう、数が多い団体と、そこまでないかなっていうような地域の団体もいらっしゃると思うんですね。

これ、1団体に上限が30万円っていうくくりになってる——補助上限がですね——なっているところを、例えば、もし30万円じゃ収まらんような子供を抱えている団体がいた場合、その臨機応変さっていうのをを出してもらえるのもありなのかなって思ったので、今回はこういう形でしょーけど、もしかしたら生活困難な方たちがたくさんいらっしゃる地域とかの子供さんを見るってなったときに、もし年に30万円ぐらいではちょっと、というグループがいらしゃったときに、そこは臨機応変に行政として対応していただけると、本当に困っている子供たちのもとに物が届いたり、食べ物が届いたりするんじゃないかなと思うので、もしよかったら、同じ600万円を使うっていうところでやっていただけるとありがたいかなっていうふうに思いましたので、一応、予算配分のところの意見をお伝えしたので、よろしくお願いします。

中川原豊志委員長

答弁はいいですか。

山下繭美委員

はい。

以上です。

永江ゆき委員

関連で、要綱を策定するっておっしゃってましたが、今までやってある方々に聞くと、手続とか報告とかがすごく複雑だったら使いにくいって言って、もうやりたくないという人も多いん

ですね。

だから、もちろん税金だからしっかりと押さえておかなきゃいけないところもあると思うけど、どの辺がやりにくかったのかとか、少しアンケートとかも取っていただいて、その上で要綱を作っていたらいいなと思いますけど、その辺どういうふうに考えてありますか。

高松隆次 とも育成課長兼とも家庭センター長

今回、こういった形で団体さんに対して、ちょっと踏み込んだ形の補助っていうのはとも育成課では初めてだと思います。

実績としましては、市民協働課のほうで団体の立ち上げの補助とかしている部分がありまして、市民活動団体の登録とかもされてあって、市民活動センターを持っていますので、その職員たちと意見交換をしたりしておりますので、そういったところの意見とかも酌んで、なるべく手間がかからないような形で申請をする方法とか、そういったところについては庁内のほうでも関係するところの意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

永江ゆき委員

以前、地域福祉課であったプラットフォームの事業のときはすごくよかったと思うんです。できれば、そちらを参考にさせていただいたほうが、使う側としてもいいんじゃないかなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

先ほど、山下委員が言われたように、すごく難しいと思うんです。やってらっしゃる側も、本当に困窮されているのかなって思いながら、やってる側も自分の時間を割いてやってあるので、やっぱりそういうところへ支援はしたいけど、そうじゃないのであればもう勘弁っていう、やっている側も疲弊するような状況があるんですね、実際。

だから、個人情報だからすごく難しいとは思いますが、よかったら情報交換も密にさせていただいて、そういうところに手が届くようにしていただけたらありがたいなと思います。

よろしくお願いします。

西依義規委員

同じテーマは同じところで言ったほうがいいけど、目的の2で、行政等の適切な支援機関につながる仕組みっていうののイメージを教えてください。

高松隆次 とも育成課長兼とも家庭センター長

例えば子供の学習支援だとしますと、そこへ来ていただいて、主催される方は、いろんな不特定多数のお困り事も持っていないところでも何でも、ワイワイガヤガヤやってもらっていいんですが、その中で、例えばですけど、何か家に帰りたくないとかですね。そういった、あれっ、と思うようなことがあれば、例えば市役所のとも育成課のほうに相談窓口ありますんで、そこと連携をしていただくとか、そうしていただくともたうちのほうが次の支援機関とかにつないでいく

ような、報告を何らか、気になる方がいたらいただきたいということで考えております。

西依義規委員

もちろんお金をもらおうがもらうまいが、そういったことが今までゼロだったわけじゃないと思うんです。今までゼロで、お金をもらったらその連絡システムができるっていう、例えば要綱にそういうふうを書くんですか。この30万円やるけん、報告をしてくださいみたいなことになるんですか。

システムなんで、例えば、10項目あるんで、こういう見方かチェックか分からんけど、困難を抱える子供たちを早期に発見する行政側のシステムがない限り、今、子ども食堂をやられている方とか地域の子供のためにしよっちゃつとやろうけど、みんな見方はばらばらだと思うんです。

その人の経験値で判断されていると思うんで——とてもいいことと思いますよ、これは——だからそれ、出だしがやわっと1回1万円ね、でもいいです。

ただ、最終的な落としどころを見つけとかんこの目的は達成せんと思うんです、どうですか。

私は、この目的を達成するためにお金を使うっていうのはとてもいいことだと思う、団体の支援じゃないですね、これは。困難を抱える子供を早期に発見するため、今ちょうどいい団体がいらっしゃるんでそこに補助をするっちゃうことでしょう。

その見つけ方とかは統一しないでいいんですか。その人の勘とか人生観とかでいいんですか。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

昔教員をしてあって、今、活動をされているとか、子育て中で周りの子供を集めてやっているとか携わる方の状況は様々でございますけれども、それぞれのいい部分を使ってやっていただきたいというふうには考えております。

行政側のシステムとしては、当然、そういったところに定期的に連絡を差し上げたりとか報告を簡単にさせていただくとか、そういったところを通しながら、まずは地域における居場所をつくる団体との連携の在り方を、まずは初年度、どういった成果が出るのかということで見ながら、それをまた後年、次の年につなげていくようなことで、やっぱり我々も初めてですし、受け手のほうもお金をもらって、わあ、何ばせやんとじゃろうかっていうこともあると思うので、そういったところは、様々な団体とまた協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

こども育成課も市民協働と合同で、年に1回、居場所づくりの団体の交流会をしておりますので、そういったところで基準等々をこっちのほうで示していくんであれば、こういった基準でやっていますのでということで関係者にお伝えしていきたいと考えております。

西依義規委員

あと、その補助のほうで、1日1万円掛ける回数でしょうけど、子ども食堂やったら食材費とかかかるじゃないですか、その1万円。

例えば、勉強教える、もちろん労力はかかろうけど、その辺も同じ金額なんですか。子供さえおれば、勉強を教えても1万円、子ども食堂でも1万円ですか。

何か、かかっている経費が違うような気がするんですけど。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

上限で決めておりますので、食材は1万円の範囲内でやってくださいということで考えております。

学習支援とかもその会場代であったりとかお茶代であったりとか、教材として使う用紙であったりとか印刷代とかそういったのに使っていただくと思うんですけども、1万円に満たない分については、もう実費相当かなというふうに考えております。

成富牧男委員

11ページの扶助費、特別障害者等手当3,021万9,000円についてお尋ねをします。

これは、私、何回か一般質問でもしたところですけど、今現在の手当を受けておられる方の人数、そして——これ、最初に言えばよかった——単価ですね。大体1人当たり月幾ら、年間幾らか。

それから、圧倒的には特障手当を受ける人は、手帳を持ってある方だと思うんですけども、最近、それ以外でも受けてある方があるということも担当のほうから聞きました。そういう意味で、もう一度言いますが、人数、うち手帳以外の人が何名か、それと単価、以上をまずお答えください。

立石光顕高齢障害福祉課長

まず、この特別障害者手当の人数ですが、今現在ですと支給者が50名になります。それで、そのうち手帳を持ってない人が何人いるのかということなんですけれども、その分については個別に集計を行っておりませんので、数字としては把握しておりません。

ただ、実際に受付の段階で、手帳がない方が申請されるという部分については、手続上そういうことで受付をいたしております。また、金額については、現在でいきますと月額3万450円(115ページで「2万9,590円」に訂正)になります。

以上です。

成富牧男委員

人数が分からんっていうこと。そんなら内訳で分かるならば教えてください。

中川原豊志委員長

人数が分かりますかということ。

立石光顕高齢障害福祉課長

申請の時点で、手帳の分をもらってないので、内訳としてその人数を把握しておりません。

成富牧男委員

聞き方がまずいんやったら——ほとんどが、手帳の何級以上っちゅうか、その人やったら該当しますって、自動的に該当する部分があるんでしょ、ざっくり言えばですよ。

私が、前聞いたときに、例えば手帳以外という、手帳を持ってなくてもお医者さんの診断書とかいろいろ、意見書を取って、該当すればできるっていうふうになってますよね。手帳所持者だけじゃないですよ、これ、受けられるの。

もし、違ったらちょっとそこんところから、確認したいと思います。

立石光顕高齢障害福祉課長

まず、申請については手帳を所持してなくても申請できます。そういう場合、診断書等を受けて、県の判定委員会で判定をしていただいております。

成富牧男委員

だから、そういう人が鳥栖市にもいらっしゃるということでもいいですか。手帳所持者じゃなくて受給されている方が——人数はいいです。

立石光顕高齢障害福祉課長

手帳を所持されていない方も受給者の方にはいらっしゃいます。

成富牧男委員

結構大きいですよ、月3万円近くな。それで、3万円、結構なお金だから、やはり周知する方法、それは今どういうふうにやっておられるんですか。

前はずっとゼロんごと言われたから、周知をもう少しやっておられるのかなっていう前提で聞いてます。

皆さんにも、手続すれば、こういうことが手帳を持たんでも受けられる場合もあるんですよっていうことが言えるからですね、そのところはいかがですか。

立石光顕高齢障害福祉課長

周知については、市報のほうで行っております。その際に、手帳の所持は条件ではないということも明記をした上で、市報に掲載をいたしております。

成富牧男委員

包括とか、前は介護保険のほうでも、ケアマネさんとかに言われているみたいな話も、それも当然やっておられるということでもいいですね。

立石光顕高齢障害福祉課長

ケアマネジャーさん等に対しましても、周知を依頼しているところです。

成富牧男委員

ありがとうございました。続けていいですか。

次は、12ページです。

さっき話題になりよったところで、絡むチャンスがなかったんで、食の自立支援事業、これ先ほどの議論を前提でお尋ねしますが、どういう人たちが受けられるのか、それはどういう手順でやっておられるのかをまずお尋ねします。

大石美由紀高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長

食の自立支援事業の目的としては、在宅の高齢者に手渡しで食事を提供することとしております。その主な目的は、食生活の改善と見守りの強化っていうところで、対象者の方はおおむね65歳以上の独り暮らし等の市民の方で、食事の調理、調達が困難な方ということになっております。

この方たちが、病院だったり包括支援センターだったり、それから社協だったりといろんな場面のところで困り事とかを聞くことがございますので、まず、包括支援センターの職員が対象者のほうを伺いまして、お尋ねする。そこで、どういったことに困っているかっていうことで点数をつけさせていただきます。その点数に応じて配食のほうを、この方の場合は何食必要だというところで、最大週14食というところで計算をして、この方に何食配食をするというような決め方になっております。

成富牧男委員

ありがとうございます。要は、希望者は誰でもいいよっていうやつじゃないっちゃうことですね。

そうすると、減っている理由に、例えばアセスが厳しくなったとかそういうことはないんですか。

大石美由紀高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長

アセスメントのほうは厳しくはなっておりません。逆に、緩和をしているところになっております。

成富牧男委員

それはよかったです。

それで、さっきの話で、民間業者も大分出てきてますよと。だけど、民間であればアセスはないですね。

大石美由紀高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長

民間であれば、アセスメントのほうは必要ありません。

成富牧男委員

そうすると、処遇の改善とかそういういろいろ、こっちが食の自立支援事業で考えとった部分がちょっと難しいようなところもあるけど、今、もう実際問題として、流利的には民間の事業者を選ぶ傾向があるという、その傾向ですね。

今、鳥栖市としては、これは選択が増えたからいいっていうふうに見られているのか、いや、これはもう少しこっちを改善してなのか、そこんところは。要は、食の自立支援事業の趣旨、趣旨っちゅうか大事なことだっちゅうことで続けてあると思うからですね。

しかし一方で、民間事業者が増えていると、今の流れをどういうふうに捉えてあるか、これだけ聞いておきたいと思います。

立石光顕高齢障害福祉課長

まず、食の自立支援事業、先ほども話しましたように、もともと食の調達というのを主な目的として始まった事業でございます。

そういう意味では、今、選択肢が非常に増えているという部分では、一定、時代的にはこの目的といいますか、そういうものをほかの分野で補完できるような状況になってきたんではないかと思っております。

ただ、あと一つの見守りの部分というのがございますので、今後、この食の自立支援事業そのものを考えていく中でですね、見守りの部分について特化したような内容とか、そういう部分に組み替えるようなことも検討すべき時期に来ているのではないかと考えているところでございます。

成富牧男委員

だけど、見守りも含めて売りにしてある民間事業者もあると思います。あるんじゃないかなと、私の見たところでは。実際問題、非常に難しいですね。

だから、問題意識として、そういうところで行政としてどうするかっていうところはやっぱりしっかり考えて——私の考えを言うとかんといかんから——選択肢が増えるっていう意味では私はいいいと思います。

あとは、もう既にやっているじゃないですか、介護保険では、例えば、基準を行政が作って施設というなら認定するみたいな感じ。それをクリアしとる業者は認めますよ、みたいな感じも一つ一つの在り方、やり方としてあるかなというふうに思っております。

以上です。

緒方俊之委員

25ページをいいですか。こども計画策定業務委託料440万円の委託先をまず教えてもらっていいですか。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

委託料の委託先におきましては、新年度予算を可決していただいた後に、入札等で決定するような形になります。

緒方俊之委員

それ、どんな業者が来るんですか。想定されてるのは。

高松隆次 子育て課長兼 子育て家庭センター長

コンサルティングですね。通常、様々な自治体の調査とか計画とかをつくられている業者が数社いらっしゃると思いますので、そういったところに入札参加していただいて、計画策定の支援に努めていただきたいと考えております。

緒方俊之 委員

その、子ども・子育て委員の構成を教えてくださいいいですか。

古川征志 子育て課子育て支援係長

現在の委員さんの内訳ですけれども、全部で10名いらっしゃいます。

鳥栖市の保育会から推薦をいただいた方ですとか幼稚園連合会、それから佐賀県の子ども・子育て支援会、鳥栖市の放課後児童クラブ連絡会、それから鳥栖市の校長会、鳥栖市地区小中学校PTA連合会、連合佐賀東部地域評議会、鳥栖市子育て支援コーディネーターの8名、プラス一般公募で2名をお願いしておりますので、合計10名となっております。

以上です。

緒方俊之 委員

ありがとうございます。

子ども計画策定に当たり子ども会議を開催するってあるんですけど、その子ども会議のイメージを教えてくださいいいですか。

高松隆次 子育て課長兼 子育て家庭センター長

これ、教育委員会のほうとも今後、打合せをさせていただきたいと考えておりますけれども、イメージとしては各小中学校のお子さんに、手挙げ方式か運営委員会の代表の方とか、各校から夏休み等々を利用しまして、1か所に集まっていただいて、その中でどういうまちにしたいとかか困り事とか、どういったことが必要かなというようなことをファシリテーターが投げかけながら、グループになって話し合っていていただいて、その結果を計画の中に一部反映をしていきたいなというふうに考えております。

緒方俊之 委員

行政のほうから学校のほうに出向いたりとか、そういうヒアリングとかの可能性もあるのかなと思うんで、検討していただけたらと思いますのと、いつ頃策定予定なのか、できるようにしようと思われているのか教えてくださいいいですか。

高松隆次 子育て課長兼 子育て家庭センター長

現在のところ予定ですが、これは新年度の事業になりますので、国から4月以降に取り組むようにということとなっております。

夏場にかけてまして、さっきのような意見の聴取をしたりとか、一部アンケート調査等も行いまして10月ぐらい、秋口に素案を策定しまして、そのあと12月にパブコメ等をいたしまして、結果を反映しまして、2月ぐらいに最終案が出てくるのではないかというふうに考えております。令和8年度内で策定を終了したいと考えております。

永江ゆき委員

関連なんですけど、先ほどの委員の構成なんですけど、それプラスあと声を上げにくいような、拾いにくいような不登校の子たちとか不登校だった子たちとか、親の会の人たちとか障害を持ってある方とか、その辺もちょっと声を拾い上げていただけたらと思いますけど、どうでしょうか。

高松隆次 子育て課長兼 子育て家庭センター長

今の案の中では、そういった声を届けにくいお子さんをお持ちの方、また当事者の方、若者の方とかそういったところの支援とか、関係団体のほうに意見をお聞きする場をつくったりとか、また、アンケート等とかそういったのをして、意見をお聞きしたいということは内部のほうで話をしております。

永江ゆき委員

ありがとうございます。

そこに合理的配慮が必要だったりするので、そこもぜひ配慮していただいて、よろしくお願いします。

田村弘子委員

策定にあたり入札後コンサルさんというところだったんですけれども、コンサルさんをお願いするといろんな自治体で幅広くされているってところで、いろんなノウハウはお持ちかと思うんですけれども、逆に言えば、鳥栖市独自のっていうか鳥栖市にぴったりに合うようなところがちょっと欠けたりもするところが見受けられたりするので、コンサルさんをお願いしながらも積極的に関わりながら、鳥栖市に合ったもので策定をお願いできたらなと思います。

意見です。

西依義規委員

努力義務のこども計画を策定するということなんですけど、これを作ることによって鳥栖市のこども政策はどのように変わっていくんでしょうか。

高松隆次 子育て課長兼 子育て家庭センター長

こども計画が、こども基本法、その前のこども大綱とか一連の流れの中で出てきております。日本社会自体がちょっと遅れてたような認識っていうことで、こども家庭庁のほうは言っておりますけれども、まずその理念的な部分で、子供は大人の所有物とか付属物ではないというような、子供本来の人権というのをまず社会の中に明確に宣言するといえますか、成長過程でありながら

も1人の人格を持った人間であるという意識をまず社会の中に植え付けるのが一つの大きなテーマかなと思っております。

さらに、この計画は、策定過程の中で当事者の意見、子供さんとか若者の意見を盛り込んでいきなさいということが強く打ち出されておりますので、そういった中で、若いうちからの子供さんたちの社会参加とか公共的なところの社会を見る目を養うとか、そういった部分の効果もあるのではないかと考えております。

本市における今後の子供施策の推進における、計画が幾つか個別にあるんですけれども、そういったものの最上位といいますか、包括したものになってくるのじゃないかと考えております。

西依義規委員

担当課で、もうすばらしいお答え、ありがとうございます。

ただ、それが全庁的に伝わっているかどうか分かんやないですか。担当課が勝手に言いよるだけであって、ぜひ全庁的にして、広がるようにしていただきたいのと、あと、さっき言ったこどもミーティング、ここの意見をどう計画に反映していくのかがとても難しいと思うんです。

言っちゃいかんけど、しょせん子供だ、子供の意見とかいうこともあるし、ただ、それを意見としてだらっと羅列しただけでは、それ反映とは言わんやないですか。

私、ちょっとイメージが湧かないんですよ、どのように反映——計画ですよ。例えば、1本の柱に据えるとか、どのようにこども計画の中に子供の意見、若者の意見を反映させていくのか、今のところのお考えがあればお聞かせ願いたいんです。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

実際に予算が必要になるようなものは、何々をつくるとか建てるとか、そういったところは希望的な御意見ということで伺いたいと思いますけれども、理念的な部分、子供たちもやりたいことがあって、夢があったりとかそういった部分については、子供たちの考えというのをなるべく盛り込んでいきたいというふうには考えております。

予算が伴うものとかについては、当然庁内での協議とかもありますので、幾つかできるようなことは取り組んでいきたいと思いますが、その点については希望の羅列とかになるかもしれません。

以上です。

西依義規委員

もう一点、これの特徴的なのが0歳から39歳までを対象としているってことだと思うんです。まず、国が39歳までとしたところの理由を教えてください。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

こども家庭庁といいますか、こども・若者計画というのを別途策定するような、そういった法

律もあるんですけど、その定義の中で子供という定義をされております。その中で、心身の発達の過程にある者は、いわゆる子供とされておりまして、おおむね39歳までを子供、若者とくくってあります。

当然、我々も思うんですけど、その中にはやっぱり、もう親になっている方たちもおったりとかするんで、どう考えようかなと思っているんですが、計画上では子供は18歳ぐらいまでを一応子供としてですね、若者とかでくくるときには39歳、居場所がないとかひきこもりであったり、経済的な困難に遭ったりとか何かしら困難を抱えている39歳までの方ってということが計画の対象に、主になっていくのではないかと。

もう、自分たちで自由を謳歌して順風満帆な39歳の方とはならず、やっぱり何かしらの手当てがいる方についての若者計画となると考えております。

西依義規委員

現状、把握をされているか分かりませんが、例えば19歳から39歳までで、孤立であったりひきこもりであったりって数字とかも出しながら、彼らが社会復帰とか孤立しないような政策まで入ってくるって計画になるってことですか。

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

個別の施策等は、いろんな課にわたったりとか固有の問題だったりすると思うんですけども、今回、若者層ということでそういった今まで声を聞かなかった年齢、高校生から39歳以下ぐらいの若者の方ですね、今まで、行政がなかなか意見を聞いてこなかった層なんですけど、そこについては別途アンケートを実施して、どういう実態があるのかを掴んで、それを計画のほうに反映できたらと考えております。

西依義規委員

最後に、私も田村委員と似たような意見で、あくまで外注者はその資料を整理したりとか作業をするんであって、方針とか理念とかを考えるのは、やっぱりその会議であったり皆さん方所管の担当課だと思うんで、もう下手したら全部まとまったところまで作ってもらって、これでどうですかねっていうような計画にはしてほしくないんで、ぜひ鳥栖弁なんか入ったような計画をしっかりとってください。

以上です。

成富牧男委員

今のに絡みたいと思います。

まず、戸惑ったのが子供って平仮名で書いちゃうわけですね。漢字の子供に慣れとったけどこどもって、打ち間違いじゃなかろうかぐらい、私、思ったんですけど。今、子供っていうのは何か定義が、さっきの何歳から何歳までの子供とか何か定義が、この計画固有の子供っていうのが

使い間違えたらいかんけん、聞いてます。

すいません、今、手元に持っていないんですけど、こども家庭庁が発足したすぐ後ぐらいに、子供の定義について示されたものがありました。1枚ぐらいの、内閣から出た子供の定義ということですね。

成富牧男委員

それじゃいかんという話だと思うんで、私は、もう大分、再三言うてきたと思いますが、このタイトルは策定業務委託料になっているんです。説明の中では、課長自身も何か支援という言葉に間に入れてなかったですね、策定支援業務委託とは。そいけん、主体は皆さん方で、そのお手伝い支援をするのがこの委託の中身じゃないといかんです。

私は、今のはもう注文でいいです。

まだ、質問ございますよね。

1時間以上経ちますので、暫時休憩します。

~~~~~

午後 2 時30分再開

それでは、再開します。

質問に入ります前に、立石課長から答弁訂正があるということですので、申し受けます。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

先ほどの成富議員の御質問の中で、特別障害者手当の今の金額を教えてほしいという質問がございましたが、私が令和8年度4月からの金額をお答えしておりました。現在の、令和7年度のコ  
金額は2万9,590円になります。

お詫びして、訂正させていただきます。

**中川原豊志委員長**

という訂正がございました。

よろしいですか。

それでは、引き続き質疑を受けます。

**永江ゆき委員**

27ページの養育費確保支援事業の件です。現時点で何名ですか。

**野中潤二こども育成課長補佐兼こども家庭センター長補佐兼こども家庭相談係長**

今年度の12月補正予算で議決いただきまして、令和8年の1月からやっておりますけれども、  
実際、実績としては2件、今相談を受けてるのが1件でございます。

以上でございます。

**永江ゆき委員**

足りなくなった場合は、補正とかも考えられていますか。

**野中潤二こども育成課長補佐兼こども家庭センター長補佐兼こども家庭相談係長**

適切な予算措置に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**永江ゆき委員**

やっぱり増えてると思うんです。この公正証書を作成したほうがいいとか、そういう知識もない方もいらっしゃると思うんです。そういった場合、これ周知はどういうふうにする予定でしょうか。

**野中潤二こども育成課長補佐兼こども家庭センター長補佐兼こども家庭相談係長**

こども育成課には、児童福祉の相談を受ける相談員、女性全般の相談を受ける女性相談支援員、  
もう一つ、母子父子自立支援員っていう相談支援員がおりまして、独り親の方の福祉の向上に対する相談支援を行うのと同時に離婚前の相談とかも受けております。

その中で多いのは、児童扶養手当とかその他独り親になったときの助成制度とかの相談もある  
中で、離婚前相談の中ではそういう養育費の確保というところをお話ししながら、こういう公正  
証書を作成するとか、今回、公正証書作成と同時に養育費の保証契約という制度があるという

ころをお話させていただいております。

あとは、制度の周知はホームページとか市報で行っておりますけど、基本的には、そういう相談業務の中でそういうところはお話をさせていただいているところでございます。

以上です。

#### **永江ゆき委員**

こういうときって精神的にも、やっぱり余裕がないだろうと思うので、よろしくお願いします。

それと、弁護士相談とか弁護士さんのほうにもこういう制度があるよって話してもらいたいんですね、どうでしょうか。

#### **野中潤二 子育て課長補佐兼 子育て家庭センター長補佐兼 子育て家庭相談係長**

すいません、ちょっと説明不足でした。先ほど申し上げた相談を受ける中で、市民協働課がされております弁護士の無料相談とかも御案内しているところでございます。

以上でございます。

#### **成富牧男委員**

説明書じゃなくて主要事項の28ページ、乳児等のための支援給付費事業。これ、はっよ思ったのが、令和8年度実施予定施設に公立鳥栖いづみ園って入ってますね。御存じのとおり鳥栖いづみ園は、民間移管の対象になっているところですよ。しかも、私が前に質問したときには、3月ぐらいにプロポーザルやったか、業者さんを決めて、長く丁寧にやり取りをしながら民間へ移管していくようなスケジュールを出しておられたと思うんですけど、今年度の予定施設としていづみ園を書いてあるんで、これはどういうことかなと。少し外れよるかもしれんけど、スケジュールが少し変わったんですか。

それと、ついでに——駄目んときは駄目って、委員長言ってください——今回の予算の中のどっかにちらっと出たような感じもしますが、民間移管に関する費用、経費っちゅうのはどこかに出てたんですか。

以上です。

まずは、この28ページとの関連でお尋ねをします。

#### **高松隆次 子育て課長兼 子育て家庭センター長**

公立では4月より子ども誰でも通園制度を実施するようにしております。

今回、誰でも通園制度が4月にスタートということで、広く民間等々にも呼びかけをしているところでございますけれども、実際制度の内容等や人員の配置等でなかなか、私立の保育所さんもちっと様子見のような状況であるところでございます。

ただ、制度的には4月からスタートするという国の方から指示がっておりますので、鳥栖いづみにおいては、園舎の空き状況が、丸々使える部屋がありますのでそちらで実施したい

と考えております。

公立保育所の再編の取組については、昨年度7月に計画を策定しております。その後、計画の内容について説明会、もしくは地元区長さんや役員会や藤木町、今泉町の地元の説明をして、保護者等々の説明を行っており、令和10年度に民間への移管を目標に推進しているところでございます。

いづみ園においては、ゆくゆくは各地区にあります私立のほうに乳幼児通園支援事業の受持ちをしてもらいたいんですけど、当面4月からということですので、公立のいづみ園で実施することとしております。

以上です。

#### **成富牧男委員**

計画どおりいきよらんやないかとか聞くつもりは全然ありませんので、要は、令和8年度は公立のまんまで令和9年度も公立のまんまっちゃう意味、今のは。

#### **高松隆次 とも育成課長兼とも家庭センター長**

計画ではそのように考えております。

#### **成富牧男委員**

公立のまんまで、令和9年度いっぱいはいくということでもいいですか。

#### **高松隆次 とも育成課長兼とも家庭センター長**

そうですね、途中引継ぎとか合同保育とかの時期もあるかと思いますが、今回の計画では令和10年度の民間移管ということで想定しているところでございます。

#### **成富牧男委員**

それは、業者さんはもっと早く決まるかもしれんけど、実際、公立から民間へ移管するのは令和10年度からっていう意味で理解しとっていいですか。

#### **高松隆次 とも育成課長兼とも家庭センター長**

いろんな財産処分とか、いろんな国とか県とかへの手続等も想定しておりますので、そういったところの準備等々も移行しながらですけども、完全に民間でスタートするのは令和10年度を予定しておるところでございます。

#### **永江ゆき委員**

委員会資料の32ページ、衛生費ですね。新生児聴覚検査事業の件です。

これは、出産して3日以内にその産婦人科で検査をするの、今は、これ実費でされているんですか。

#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

新生児聴覚検査は、出産、分娩をした産科で、新生児の生後3日で検査をしないといけないと



#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

5歳児健康診査は、1歳半健診、3歳児健診と同じように保健センターで受付し、まずは保育士で見てもらって状況を確認、それから保健師のコーナーがありますので、そこで問診等を行ったり、それから医師の診察のほうにという流れでいくような形になります。

#### **永江ゆき委員**

そしたら、ここで少し異常っていうか、何か分かったときに保育所等訪問ってありますよね。ああいうのにつながる形になるんですか。

#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

現在、障害福祉課で巡回の相談業務を行ってますので、それは各保育所での相談に当たられますので、そこから何か情報があれば保育所から5歳児さんに対しては保健センターのほうへ連絡をしていただくような体制はとっております。

また、この5歳児健診で生活面等で何か気になることがあれば、専門機関の支援、心理士の相談につなげたり、保育園とかにもまた連絡をしたりして、その連携をとっていきたいと考えております。

#### **永江ゆき委員**

そうしたら、何か分かったときに、早めに分かったら保護者の方も接し方とか、こういう言い方をしたほうが分かりますよとか、こういう文字に変えたら分かりますよとか特徴があるじゃないですか。お母さんへの指導とかもされる形ですか。

#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

1歳半とか3歳健診でもちょっと気になる子は、今、保健センターですくすくの相談業務を行っていますので、そこへ子供さんとお母さんと来てもらって、心理士が様子を見て、そういうアドバイス等とかも行っております。

また、保健福祉事務所のほうでも言葉に関してはそういう相談指導業務を行ってますので、そういうところに5歳児のちょっと気になる子もつなげていけたらとは考えております。

#### **永江ゆき委員**

保護者の方のストレスとか、やっぱり早めに対処することでその子が就学に当たり準備するっていうか、学校に上がったときに少しでも楽に行けるように、お子様も早めに御家庭で特徴をつかんでそういうやり方とかを親御さんが習得されるとすごくいいなと思いますので、よろしくお願いします。

#### **成富牧男委員**

ページ数でいうと23ページかなと思って、これも私、何回か委員会とか一般質問でもしてますけど、子供のインフルエンザの助成の話ですね。今回も多分上げられてないと思いますけど、何

で上げられないんですか。

結構、子供のインフルエンザ、単価からしても2回とかしたら、しかも子供が2人か3人おったら大変っていう声を私も一回紹介したと思いますけど、これ、検討とかは今どういう状況にあるんですか、されているのかどうか。

#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

他市の補助状況とかも精査はしておりますし、国の予防接種法でのその考え方もございますのでそういうものと、現在の流行具合によって、果たしてその接種をしたほうがいいのかどうかっていうのも、なかなか数値的には難しいところはございます。

そこはまた、他市の状況等も見ながら考えます。

#### **成富牧男委員**

接種云々は、もうないでしょうもん。今、言いよるとは、その接種に対してお金を出すか出さんかの話ですから。

ですから、もう何回も言うごと、結構この近隣ではやっておられます。だから、それは受けたっていう人が、そのときに受けられるようにしてあげる、そういう環境をつくっておくのが大事だと思いますので、ぜひこれ積極的に。

やっぱり小中学校もいまだに学級閉鎖とかあっているじゃないですか、だから、これはぜひ積極的に、少し前に注射せないかんわけでしょう。

真剣に考えていただきたいなと思います。要望で終わります。

#### **西依義規委員**

22ページの産後ケア事業委託料が、去年が188万円で今年が146万円とちょっと減っているんですけど、ニーズが減っているのか、利用しにくいのか、減少したまづ理由を教えてください。

#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

この事業が令和4年度から始まりまして、金額は計上していたものから実績に合わせて徐々に減らしている状況でございます。ただし、今年度は、宿泊に関して利用者は増えておりますので、そこは考えたいと思います。

ただ、受け手ですね、受託してくださる事業者の選定が、令和7年度に市内の産科が受入れできなくなりましたので、急遽、久留米市の産科の病院にお願い、相談をしたところ、二つの病院が受けてくださいました。

ただ、ここが鳥栖市以外、まず久留米市なので久留米市の方たちも利用されますし、鳥栖近辺の町の基山町であったり、みやき町、上峰町もやっぱり久留米市の同じ産婦人科へ委託しているという状況ですので、鳥栖市の方も受入れてくださってことで受入れていただいておりますので、利用はしていただくように積極的に産婦さんたちには進めております。

## 西依義規委員

もちろん、使うところが少なくなったんで予算的に減らしていると思うんですけど、これ実績的にどれぐらい——潜在的に使いたいけど、そのサービスが行き届かないのと、もともと使うニーズがないのは全然違うと思うんですね。

担当課で把握されている、例えば、出産前とか出産した後とかでやっぱり産後ケア必要なあ、みたいな実数とサービスがあっているのかどうか、その辺はどうなんすか。

## 八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

この産後ケア事業は、出産後に育児のサポートをするため、お母さんが休憩をするためにとか授乳相談とかをしたっていうところで1泊のショートステイなり、1日のデイサービスっていうのを行ったり、短時間であれば授乳相談も産婦人科に行って相談できますよっていうのをしております。

ただ、その受入れ側のスタッフの関係もありまして、赤ちゃんとお母さん一緒の部屋で1日を過ごしていただきたいということになっておりますので、出産後すぐには、そこでは別部屋とかいう希望がまず取れないってところで、別々に泊まりたいってのはできないっていうところもありますし、出産した病院ではないので、受け入れる病院としてもなかなか赤ちゃんによっては受入れられませんっていうところもあるという、受入れ側の問題ですね。

それと、お母さんたちのほうも、上の子供さんたちがいたらなかなか利用できないっていうのもあると思うんですよ。そこら辺は、また別の解決を考えないといけないかなと考えておりますけれども、今の制度的には生まれた赤ちゃんと——1年間でいいんですけども——赤ちゃんとお母さんが泊まれる場所っていうところには限定されています。

## 西依義規委員

鳥栖市の事業者が受入れなくなったっていうのを聞きましたけど、例えば、この水準ならもちろん無理ですと。ただ、いろんなサービスの形ってあると思うんです。ないんですか、この産後ケア事業って決まってるんですか、例えば、ある自治体はこういうやり方をされてますとか、もっと使えるように変えていくと——私も経験者じゃないんで分かんないけど、ホテルを借り上げて、そこに誰かがフォローしたりするとか、そこまでするのがいいとか分かんないですけど。

いろんな可能性を探してこれなのかっていう、ほかに事業の可能性を探ったのかどうかだけお尋ねしていいですか。

## 八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

現在、基準を設けている、これが国の補助事業でありますので、やっぱり安全性を考えたところで、きちっとしたマニュアルとかもある下で病院のほうにも委託をお願いできてるってことで、病院のほうも受入れますってことと、スタッフ的に看護師とか助産師とかがいなくてなかなか赤

ちゃん、お母さんを見てもらう。専門スタッフがいるから安心して泊まれるってところもあると  
考えておりますので、議員さんがおっしゃるようなホテルっていうところでのっていうのは、専  
門スタッフをどういうふうに考えるかっていうところにはなと思います。

#### 西依義規委員

いや、やっていることは、私はいいと思うんで、これをもっと使ってもらって、もっと子育て  
の軽減をするような事業だから、ただ、国の基準はこうですからこうなって、こうですよだけや  
ったら、ううん、と思ったんで聞いてみました。

いいです、はい。

次に、23ページのがん検診委託料もちょっと下がっているんですけど、減った理由とがん検診  
の課題があったら教えてもらっていいですか。

#### 八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

お勤めされている方は、その職場でもがん検診があるじゃないかっていうのが一つです。集団  
で検診を受けられるのは無料っていうことですので、受けていただきたいってところがあります。

平日の朝、午前中ということと、中には土日を利用して集団の検診は行ってはおりますけれど  
も、選択肢の一つにはなるかなと思います。

それと、胃がん検診は個別の病院で胃の通し（129ページで「胃内視鏡」に訂正）できるよう  
なったりとか、個別の病院でもできる種類のがん検診もありますんで、トータルしての受診者数  
にはなるんですけども、毎年、受診者数は減ってきてるかなっていうのはちょっとございます。

#### 西依義規委員

減っている理由は会社とか——だけど保健制度、このがん検診委託料の対象者って、まず誰で  
すか。

#### 八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

市民さんで、年齢がございますので、そのがんに対して何歳以上というので、例えば、胃がん  
だったら40歳以上とか、前立腺だったら50歳とかいうふうに年齢を制限させていただいてますけ  
ど、それに対して市民さん誰でもいいですよっていうことではしております。

#### 西依義規委員

以前聞いたのが、大腸がんの再検査か何か、率が悪いっていうのを、引っかかって再検査しな  
い方々が多いというのを聞いたんですけど、そういうがん検診によって特定の課題みたいのがあ  
るんですか。

#### 八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

一つは、胃の通し（129ページで「胃内視鏡」に訂正）なんかは、だんだんと受診される方の年  
齢が高くなるとバリウム（129ページで「胃カメラ」に訂正）を飲み込むのが難しくなっている方

もいらっしゃるんじゃないかっていうことと、やっぱり毎年受けられる方は受けられますので、そこが高齢化しているところがあるかなと思います。

それと、再検査なり精密が出るとなかなか行かれないっていう方もいらっしゃいますが、それは保健師のほうを確認して、一応、受診のお電話をかけたりとかはしてるっていうことでお聞きしております。

#### **西依義規委員**

うらら健康、ポイントのやつはまだ継続されてますか。どこに入ってますか、あれの普及率とかそういうのを教えてください。

#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

うらら健康マイレージのほうなんですけれども、ポイントを健診のほうに変えられるっていうことはあるんですけれども、マイレージ自体の利用者がやっぱり高齢化していることもあるんですけれども、がん検診は無料なので必要がないので特定健診ですね、国保の加入者の方の特定健診が500円かかりますので、それをポイントのほうで支払う方は何人かいらっしゃいます。

#### **西依義規委員**

がんと関係なくマイレージの浸透率っていうかは、どうでしょうか。

#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

令和6年度で、成人の方で2,700人ぐらいはポイント還元をされていますので、それ以上に加入者はいらっしゃるんですけれども、ポイント加入者が7,700人ぐらいですね。

#### **成富牧男委員**

9ページの、負担金、補助及び交付金の下から3番目、全日本同和会補助金で、まず最初はこの390万円で10万円少なくなった理由、説明がありましたけど、具体的にこの補助金の中の何が10万円減ったのかを教えてください。

#### **林康司地域福祉課長**

補助金につきましては、市の旅費規程の見直しで日当がなくなったということから、申請いただいている事業の中で日当に該当する部分をこちらで積算いたしまして、10万円の額につきましては3か年の平均で求めた額が10万円でしたので、その分を減額したところでございます。

#### **成富牧男委員**

ある意味、そげん厳密にしようとなねっていうふうに思わんでもなかったんやけど、今、言われた10万円はどこの10万円、その旅費規程に該当する部分は何なのか具体的に教えてください。

#### **林康司地域福祉課長**

考え方は、もともと往復50キロ以上の出張があったりとか現地での4時間以上の会議があった

っていう部分について日当がついていたんですけども、それに相当する内容というところをピックアップいたしまして計算したところでございます。

#### 成富牧男委員

今言われたのは、その団体の方が、例えば全国大会とか全国幹部研修会とか、そういうときの旅費を、そこまで厳密にこっちで積算して積み上げ、そういう要求ちゅうか、請求ちゅうか、全日本同和会鳥栖支部からの要求があっているんですか、具体的に。

いや、わざわざ旅費の分ば減らすとか言いよんしゃっけん。

#### 林康司地域福祉課長

過去の実績から積算したものでございます。

今回、旅費規程の見直しにつきましては、日当がなくなりますが宿泊費の基準額と宿泊手当は増額になっております。

例えば、東京への1泊2日の出張の場合は、宿泊費といたしまして、今までの1万900円だったのが、8,100円の増額等々のがございますので、そういったもののプラス、マイナスの中で積算したところ10万円の減額となったところでございます。

#### 成富牧男委員

分かるところもありましたけど、そういう厳密なところで10万円、どうせやったら半分ぐらいに、もう少し厳密に全部やってほしかったんやけど。

それはそれとして、今からちょっと聞きます。

まず、そもそも全日本同和会鳥栖支部とはどういう団体かということで、この規約はあるのでしょうか。また、恐らくないという答えだと思うけど、ほかに規約なしで補助金を出している団体があるのかお答えください。

#### 林康司地域福祉課長

鳥栖支部がどういった団体かということですけども、補助対象の全日本同和会佐賀県連合会鳥栖支部につきましては差別撤廃、人権擁護を事業活動の目的とされている団体でございます。

規約につきましては、鳥栖支部での規約はお持ちではないということを確認しております。同様に、規約がないところへ補助を行っているかどうかということにつきましては、地域福祉課で補助を行っている分ではないと思っております。

#### 成富牧男委員

要は、ここだけ特別扱いしよるっちゅうことよね。

これ、この規約がないっちゅうことは、ちょっとひどい言い方になるかもしれんけれども、この団体か分からん団体ですよ、に補助金を出しているということになるとん思うんですけど、事務局はどこにあるんですか。この、3年間90万円もあげるこの団体の事務局は。

**林康司地域福祉課長**

鳥栖市分の支部長の自宅が事務局でございます。

**成富牧男委員**

それは、公開されているんですか。

公開できるんでしょう。公のお金をもらいよるっちゃから。

**林康司地域福祉課長**

当該団体の事務局は支部長宅となっております。

同和問題に関しましては、そこに生まれたというだけで差別されるといった極めて不条理な差別問題を含んだ問題でありますので、団体の住所、氏名につきましては公開すべきでないと考えております。

**成富牧男委員**

全然、理屈が成り立たないと思います。啓発事業とかいろいろ差別をしたらいかんていうのをしている団体やろう。しかも、相談も受ける団体じゃないんですか、だからこそ、補助金ば、ある意味やっているんじゃないですか。

同和問題に限らず、いろいろな人権問題に取り組んでいただいております。鳥栖市が目届かるところでいただいております。この人たちは、そしたら市民のそうした声をどこで拾うんですか。

**林康司地域福祉課長**

市には同和教育集会所もありますので、そこで相談を受けている場合もあります。

**成富牧男委員**

今のは、ちょっと荒っぽく言ったらね、もう同和教育集会所に相談するところがあるけんってなるよ、そしたらいらんやんってなりませんか。

**林康司地域福祉課長**

支部は支部で活動をされてありますので、その会員さんの相談っていうのは各々受けてあるというふうに認識しております。

**成富牧男委員**

全日本同和会佐賀県連合会鳥栖支部、鳥栖支部の中のことは、当然その人たちが相談して当たり前やろうもん。互助団体やないけど、そういう団体だから。規約がないけん分からんけどね。

だから、私はやっぱり、もうそろそろ決別せんといかんのじゃないかというふうに思ってます。

それで、今まであなたが言ってきた補助金の支出の法的根拠、それと、補完的役割って言いよんしゃるよね、その次出てくるのが、公益性があると。それは、補完的役割を担っていただいているからだって言われますけれども、そこんところを。

法的根拠の、これ自治法かな、それと言われる補完的役割、これはまた何回もならんように具

体的に何を指して補完的役割と言ってるのか、具体的な役所の業務の中でこういう業務をやってもらってる。そしてそれは、そこをお願いしないとできないからって言われてきましたので、そのことでいいですのでお答えください。

#### **林康司地域福祉課長**

法的根拠につきましては、補助金の支出の法的根拠が地方自治法第232条にありまして、その条文には普通地方公共団体はその公益上必要がある場合において、寄附または補助をすることができるとされておりますことから、団体に対して補助を行っているところでございます。

その観点から、その理由といたしましては鳥栖支部の事業活動が差別撤廃、人権擁護を目的とされ行政の目的と合致していることから、行政の補完的役割を担っている同団体の活動が広域性があると判断いたしまして、団体から交付申請があった額について決算等を踏まえ、予算の範囲内で補助をしているところでございます。

#### **成富牧男委員**

だから、そういうやつ、こういうことをやっておられるからって言ったけど、そもそも、さっき言ったように規約がないわけよね、ここは。規約もないからどういう団体か分からんところがつていうのはずっと引っかかるわけです。

それで、補完的役割を果たしていただいているっちゅうたけど、その補完的役割って具体的にどこの部分が、丸々鳥栖市の行政の仕事ばしてもらいよっちゅうわけじゃないでしょう。補完的役割って、具体的に何なのか言ってください。

#### **林康司地域福祉課長**

補完的役割についてですが、同和問題につきましては、結婚、就職等による差別、風習、因習等による偏見や差別意識などの特殊な事情があり、直接行政が対応することは極めて困難であると認識しているところです。

同和地区出身等を他人に知られたくない、分かってもらえないなど、当事者のプライバシーの面からも同和問題に関する調査・研究、啓発活動のほか、同和問題による様々な差別意識等に対する対応など、当該団体の活動が鳥栖市における同和問題の解決の一端を担っていただいていることから補完的役割を担っていただいていると認識しております。

#### **成富牧男委員**

いや、もっと分かりやすく、ほら、事業名とか計画書や報告書とかにあるやん。あの書類に基づいたら一番分かりやすいっちゃけど、どこの部分が補完的役割ということかでしているのか。

もういいです。

ただ、今の話を聞きよったら、私いつも言いよるけど、同和地区——今、何て言うとかいな、同和地区でいいとかな——そこの出身の方でも今のような、一昔前の同和地区、部落のような言

い方をしたらはらかくよ。

今、そがんじゃないよって、自分のところの周りは。ちょっといいかげん、認識を改めてほしいって同和地区の人から言われるよ。

そして、あと一つ引っかかるのは、いつも言うけど——もう1回ずつしか言わんけど——行政が関われないところって、そこがいかんとやん。行政関わらやこて。皆さん毎年東京行ったり、入れ替わり立ち替わり毎年、何十年も勉強しに行きよんしゃるわけやろう、幹部研修会とか婦人部研修会とか、女性部研修会とか、東京、大阪、京都、それから九州、この佐賀県ね。それにもかかわらず、そういう認識っていうのは、もう本当に改めんといかんと私は思います。

それで、さらに聞きますけど、なるべくばらばらにならんごと、前は補完的役割で啓発活動을上げてたんですけど、啓発活動には大体何名参加されているんですか。同和会から、そしてそれは年間何日ぐらいにあたるんですか。

そして、大事なところ聞き忘れとった。今年、現在の同和会の会員さん、いつも言われておる何世帯何名で合わせてお答えください。

**林康司地域福祉課長**

すいません、活動についてはまたまとめますが、構成員につきましては、令和7年度は13世帯、29人と変わってないことで把握いたしております。

**成富牧男委員**

これ、大体動いとらんね、13世帯、今29名かな。これって、この内成人とかそれ以下とか、そういうのは全然分からんと。

**林康司地域福祉課長**

その年齢構成までは把握いたしておりません。

**成富牧男委員**

名簿の提出は求めているんですか。

**林康司地域福祉課長**

求めてはおりません。

**成富牧男委員**

先ほど、例えば、市民活動団体とかは名簿の登録とかはいるんでしょう。それから、議案の中で出た老人会なんかは名簿は要らんのですか。ほかにもいろいろ団体あると思いますけど、規約はなくてお金ばもらってある、補助金を出しよるのは同和団体だけっちゅうのは分かりましたけど、名簿は。

趣旨的には同じような意味で聞きます。

**立石光顕高齢障害福祉課長**

老人クラブの補助金については、名簿自体は団体のほうで管理をしてあります。添付資料としての提出までは求めておりません。

**成富牧男委員**

それでは、先に進みますけど、次に、さっきのとも関連するかもしれませんが旅費、旅費はこれはどこを見ればいいんですか。

関係旅費、一般旅費のところ、これ違うね。

**林康司地域福祉課長**

全日本同和会の方々が行かれる旅費は、もう補助金の中に。

**成富牧男委員**

皆さん方が関係する、さっき私が言った東京、大阪、京都とか、それから嬉野1泊の対象、そういうのも含めて聞いてます。

**林康司地域福祉課長**

民生費の社会福祉総務費の節8旅費の中に含まれております。8ページになります。

**成富牧男委員**

全然、削ったりしたところはないですか。

**林康司地域福祉課長**

削ったりしているものはございません。

**成富牧男委員**

そしたら、さっき言いましたけど、多分課長も行っているかと思いますが、嬉野に1泊で生涯学習課長と地域福祉課長かな、いつも行かれてますね。

何回でも繰り返しますけど、内容を見たら半日で済みそうな、わざわざ懇談会が入るとるけんかいなってしまうようなスケジュールで1泊になってますね。それは、もう私の独断が入ってますから。

見直しをしよう、例えば、こういうスケジュールでこういうところやったら、うち、もう例外中の例外で今まで県内1泊の旅費をもろて来よるから、ここをやめてくれんですかって、佐賀市内で昼間にしましょうとかいうのを言うべきじゃないですかと、私、過去に言ったことがありますけど、県と団体へ言われましたか。

**林康司地域福祉課長**

申し上げたことはございません。団体が主催する研修会に、参加をさせてもらっているということでございます。

**成富牧男委員**

もうすぐ終わりますけど、これもやっぱり税金なんですね。本当に税金なんですよ。

自分の金やったらもう少し頑張るかなって思わんでもないんですけど、やはりあまりにもこの全日本同和会に対して卑屈過ぎるっちゃうか、もういかんですよ。これは、もうちょっと改めやいかんと思います。

それで、最後に、さっき差別がまだあるっていうことを言われたんで、前、一般質問で言ったんですが、それを申し上げて終わります。

鳥栖市が差別指定事象、さんざんこれまで聞いてきてますけど、20年近く遡っても学校における賤称語発言の2件だけですよね。一方、佐賀県は、偏見や差別は今なお存在すると言いながら、その件数すら示すことができません。

鳥栖市は、自前の規約もない住所も公にできない全日本同和会鳥栖支部13世帯に対する調査に今400万円の補助金を出してるわけです。私は、いつも最後に言ってるんですけど、こういうふうな偏見、同和に対する差別がなくなるのは、むしろ行政がそういうふうな卑屈な態度で対応しているから、何か同和団体っちゃうと、ああ、やっぱり今も怖いとでしょうね、役所が何も言いきらんごたるですねって。それが、一番阻害要因になっているんじゃないかと私は思ってます。

最後です。人権に関する県民意識調査、これ令和3年調査がありましたね。そこに問いがあります、例えば、あなたの子供が結婚しようとしている相手が同和地区出身の人であることが分かったときどうしますか、これが質問ですね。

それに対する答え、実際の親です、直接の親の答えですよ。「本人の意思を尊重する」それが幾らだと思いますか、72.9%。それとあと、「自分は構わないが世間体があるからできれば結婚させたくない」それは6.0%ですね。基本的に仕方がないも含めて80%が、一番あなたたちが例に出す結婚でオーケーなんですよ。本人の意思を尊重するって、圧倒的です72.9%。

やはり、もうちょっと現実を見て、同和団体を見るんじゃなくて現実を見て対応するべきだということを申し上げて終わります。

#### **中川原豊志委員長**

意見として。

#### **八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長**

訂正をお願いしたいと思います。

申し訳ございません、西依議員の質問のがん検診のところで、胃がん検診が病院のほうでできるようになりましたってことで、私、胃通し、バリウムのほうを間違えて言ってしまいまして、正式名は胃内視鏡、胃カメラのことでございます。

紛らわしい、間違った回答いたしました。大変申し訳ございません。

#### **西依義規委員**

昨年も聞いたんで、子どもの医療費、16ページかな。当初で3億4,000万円、昨年は3億7,300

万円で、まず減っている理由を教えてください。

#### **古川征志 とも育成課子育て支援係長**

子どもの医療費が減った理由ですけれども、令和7年、高校生の通院の助成を始めております。

この令和7年度につきましては、高校生の助成につきましては、中学生と同程度を見込んで予算を組んでおりましたけれども、実績といたしましては、やはり中学生よりも高校生は病院に行かれていないようで、そのあたりが数字としては減っているような実績でございます。そのあたりの数字を加味いたしまして、令和8年度の予算を積算したところでございます。

以上です。

#### **西依義規 委員**

近隣自治体で、一部自己負担の500円がない自治体も結構あるんですけど、前回も聞いたと思うんですけど、もし、500円の自己負担をなしにした場合、どれぐらいの予算が必要になってきますか。

#### **古川征志 とも育成課子育て支援係長**

令和8年度予算ベースで、自己負担なしとした場合ですが、約9,500万円ほどを見込んでおります。

以上です。

#### **西依義規 委員**

今から鳥栖市でも子供の実数はだんだん減ってきますよね。

だから、その考え方として昨年が3億7,000万円、例えばアップパーを4億円ぐらいにすれば、今はまだ無理と、ただ、これがだんだん減って、これが3億円になってプラス1億円で4億円ぐらいになれば——私は、今の鳥栖市の財政は分かりませんが、ほかのところのバランスを見ながら、そういう考え方で子どもの医療費のウェイトだけを考えて、——鳥栖市の予算全体の収入がどうか分かりませんが、その比率で見て500円負担をなくすという考え方はありじゃないかなと思うんです。

もし、担当課でどうやったら500円の負担をなくせるみたいな検討とかをもししていращやるんであれば聞かせていただきたいんですけど、ないんであれば今後ので、私の意見で留めますけど、いかがですか。

#### **高松隆次 とも育成課長兼 とも家庭センター長**

医療費につきましては、昨年度、県内でも遅いほうでしたけれども、高校生まで対応することができませんでした。

さらなる助成については、まだ検討に至っていないところではございますが、将来的な課題として認識しているところでございます。

## 西依義規委員

今度の令和7年度の決算で正確な数字が出てくると思うんで、それが多分、上限なのかなと思うんで、今から子供どんどん減っていくんで、その辺で財政課とも協議しながら、もうこれ以上使わんけん、この予算だけをしっかり確保するっていうことをぜひ検討してください。

以上です。

## 成富牧男委員

今、西依委員の医療費の一部負担のことですけど、前のメンバーでやったかな、結構、子ども・子育てのアンケートの中で多かったんですよ、子供の医療費をただにしてくれって。

特に、転入してきた人たちから鳥栖市は、子育てしやすいまちと思ったらとんでもないって、向こうではただやったとにって。それは、本当のことだと思うんですね。ぜいたくとかどうとかじゃなくて、向こうはそうだったわけだから。

それで、改めて聞きたいのは、鳥栖市は周りではしよるけれども、何でこれを一部負担させるのか。前、お答えされたので同じ答えでもいいですけど、変わっておれば幸いですけど、一部負担を入れている理由は。

## 高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

医療費の負担になりますと毎年、構造的なまとまったお金が必要となってくるので、そういったところの負担をどう捻出するかというところは、まだ庁内といいますか、担当課で検討できないところでございます。

## 成富牧男委員

ということは、必要性は認めておるということ。それだけでも前進と、私は思っとるけど。

## 高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

高校生までの拡大とあわせまして、もうここ何年もですけれども、国とかにも統一した制度をつくっていただく要望を併せてしているところでございまして、今後検討する必要があると考えております。

## 成富牧男委員

もう、念押しはせんけど、必要性は認めているから、国に対しては、当然財政負担の措置なんかを要望しよるっちゅうことでしょう。

ということであればいいです。終わります。

## 永江ゆき委員

19ページの家計改善支援事業のところですよ。令和7年度は、何名ぐらいの方へ支援されていますか。

## 林康司地域福祉課長

家計改善につきましては、今年度は例年より少ないという把握をしております。

すいません、数字につきましては、今、探すところではありますが、家計改善っていうよりも、まっすぐ弁護士の相談につなげたり、なかなか若い人たち——それは偏見かもしれませんが——受けたがらない方もやっぱりいらっしゃるので、そこは積極的につなげていくようには自立相談でもお話はさせていただいてるんですけども、なかなかそこまでには至ってないという状況でございます。

#### 永江ゆき委員

そうなんです、やっぱりそこが一番難しいと思うんですよ。

これぐらいの収入で、この中で生活をしなきゃいけないっていうところをどういうふうにして、毎月を回していくのかっていうところがすごく理解してらっしゃらない方がすごく多いんですね。

だから、同じことの繰り返しで、結局はそこから抜け出せないような方が多いんじゃないかなって思っているんですけど、ここ本当に大事なところじゃないかなと思いますけど、相談だけじゃどうしようもないんじゃないかなって。まず、相談してそこが分かって、全てを出してもらって、支出がこれぐらいで、ここまで抑えないといけないとか。

そこはできたとしたって、その次、追っていくっていうか、伴走するっていうか、それがないと、多分この方たちって抜け出せないと思うんですよ。

だから、相談だけじゃ到底無理っていうところで、やっぱりお子さんとかもいらっしゃるからですね。小学校入学とか、次、中学校入学、高校ってやっぱり要るじゃないですか。

その計画性っていうのが苦手な方が多いんじゃないかなと思うので、そこをどうにかしなきゃ、ここ解決しないんじゃないかなと思いますけど、どう思われますか。

#### 林康司地域福祉課長

御相談いただいた方につきましては、自立相談のほうで場所というか、定期的に確認とか、大丈夫だろうかというような対応はさせていただいているところでございます。

#### 永江ゆき委員

その確認の方法ってどういうふうにされていますか。

#### 原裕人地域福祉課生活支援係長

先ほど、永江委員も言われましたように、そういう家計相談が必要な方っていうのは、やはり1回だけじゃ、なかなか支援をしたとしても続かない、そういった方々もございます。

そうした場合には、食糧支援をしていただけないかという相談も、その方々がまた受けていく形になります。

そうしたことから、先ほど課長が言いましたように、伴走型といいましょうか、そういった形で関わっていくような形にはなるんですけども、そうしたところで家計相談を仮に受けたとし

永江ゆき委員

林康司地域福祉課長

永江ゆき委員

中川原豊志委員長

〔発言する者なし〕

暫時休憩します。

~~~~~

中川原豊志委員長

– 133 –

それでは、議案甲第8号から議案甲第12号まで、以上5議案を一括議題といたします。執行部の説明をお願いします。

~~~~~

議案甲第8号鳥栖市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

議案甲第9号鳥栖市乳児等通園支援事業の実施に関する条例

議案甲第10号鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第11号鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第12号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する

# 条例

高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター一長

ただいま議題となりました、議案甲第8号から12号について順次御説明いたします。

議案甲第8号鳥栖市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の説明でございます。

議案書の18ページをお願いします。

保育所等に通っていない子ども誰でも通園制度を令和８年度から全国的に実施することになります。本市においても公立、私立の保育所によって実施を予定してるところでございます。

本条例は、民間の保育施設等による乳児等通園支援事業の実施に伴い、その要した経費について、国が定める公定価格に基づいた給付を受けるために、市が定めた条例に基づいて適正な事業運営を確保し、基準を満たしていると確認する必要があるため、今回その条例を定めるものです。また、この条例で定める基準は、内閣府で定める基準、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に従い、または参酌して定めることとなっており、本市が国の基準と異なる合理的な理由を持たないことから、第3条において府令の定めるところによるとして定めているところでございます。

また、市より確認を受け給付の対象事業であることから、事業名の頭に特定という文言がついているところでございます。

なお、本条例の引用しております府令の基準については、議案資料のほうにおつけしております。

施行日は、令和8年4月1日でございます。

説明資料も開けていただいて——もう全部の説明はしませんが、よろしいですか。

議案資料で、概要は今まで述べたような形でございます。

2番のところで、鳥栖市における乳幼児等を支援事業についてということで、利用枠については、国が基準としています月10時間、子ども・子育て支援事業計画に基づく令和11年度までに、定員枠39人程度の整備を想定しています。

令和8年度は4月で公立1か所、また、私立においては令和8年度中に2か所希望が上がっております。

市町村は、児童福祉法に基づく認可をすることになりますので、本条例を策定することとしております。

3. 以降で、国の内閣府令で定める内容を第2条からずっと第33条まで書いております。主に運営する場合の利用定員であったり、把握すべきこととか、特定教育施設と連携をすることとか、守秘義務のことであったりとかそういった基準をクリアすると市で確認したら特定給付の対象になるということになります。

一番最後に、国基準を踏まえた市の条例案、今回の考え方ですけれども、国の基準内容はほとんどが小学校就学前子供の適正な処遇の確保及び秘密保持並びに小学校就学前子供の健全な発達に密接に関連するものとして従うべき条文と捉えられ、いずれも本市が、国が示すこの基準と異なる合理的な理由がないことから、各条例における必須条文を除き、府令全ての条文をそのまま記載する方法とせず、まとめて府令の定めるところによるものとして定めることとしております。

こういった形で、同様の条例を定めているところは、伊万里市とか有田町、久留米市等々でございます。

次は、これまでのスケジュールということで載せております。4月に実施ということでさせていただきます。

以上で、議案甲第8号の説明を終わります。

続けていきます。

議案書の19ページをお願いします。

議案甲第9号鳥栖市乳児等通園支援事業の実施に関する条例でございます。

本条例は、今度は鳥栖市が実施主体として乳児等通園支援事業を実施するための施設、利用時間、利用料金等を定めるものです。

主な内容として、第2条で実施施設、第3条で利用の対象者、第4条で休業日等、第5条で利用時間などを定めております。

第7条で保護者から頂く利用料、第8条で利用の減免などを定めております。

施行日は、令和8年4月1日としており、準備行為としての許可についての必要な行為はこの条例の施行日の前においても行うことができるとしております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

議案甲第10号鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正の理由、2点ございまして、1点目は、ひとり親家庭等医療費助成事業の助成方法が、令和8年度に県内全市町において、これまでの償還払い方式から現物給付方式を主としたものに移行するための改正でございます。

改正の理由の2点目として、市内で転居する場合における住民異動届をもってひとり親家庭等医療費の助成に係る住所の変更届のあったものとみなし、改めて本制度で住所変更届の提出の手間を省き、市民の生活利便性の向上を図るものでございます。

その他幾つかの軽微な文言修正を行っているところでございます。

条文でいきますと第5条ですが、第5条は医療機関への入院、診療、調剤などの支払い額、歯科診療等の扱い、他の医療給付を受けた場合の扱いについて定めております。

第7条の第2項では、11月からの実施に伴い、受給資格者証の有効期限の時期の更新、第9条では現物給付方式の実施を追加しております。

また、第10条の2において、市内転居における住民異動届をもって当助成制度に係る住所変更の届出があったものとみなす規定を設けております。

本条例の施行日は、令和8年11月1日とし、第10条の住所変更に係る改正及び附則第3項の受給者証の有効期限の延長については、令和8年4月1日に施行することとしております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

議案甲第11号鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましても、規制の見直しということでございまして、本市の子どもの医療費助成の条例におきましても、市内で転居する場合における住民異動届をもって、本助成制度に係る住所の変更の届出があったものとみなす。

改めて、同制度での住所変更届の提出の手間を省き、市民の利便性向上を図るものでございます。

改正箇所については第9条の第2項の追加の部分でございます。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

続きまして、議案甲第12号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、主には先ほど説明がありました議案甲第11号鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例と同様に、アナログ規制の見直しを図るもので、具体的には市内で転居する場合における住民異動届をもって、重度心身障害者の医療費の助成に係る住所の変更

の届出があったものとみなすものでございます。

市民の方が複数の窓口で届出をする必要がなくなり、利便性の向上につながるものと考えております。

また、そのほか実務に応じた条文整備を行っているところでございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日からといたしております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### **中川原豊志委員長**

説明が終わりましたんで、5議案につきまして一括して質疑を行います。

どなたか御質問ございますか。

#### **西依義規委員**

議案甲第11号と12号で、どういうシステム、どういうのがあったんでこれができるようになったのかだけ教えてもらっていいですか。

この変更が要らなくなったのは、何かが変わったから自動的に変わるようになったんでしょう、違うんですか。庁内の何か制度なりが変わったん、それとも、何も変わってないけどこれを変えたんですか。

#### **立石光顕高齢障害福祉課長**

すいません、私も全体の協議へ出てないのであれなんですけれども、全庁的に総務課が中心となって、今回しております。

実際、庁内のネットワークのほうで、今、住民データも関係する福祉とかの部分、基本情報が実際見られますので、ただ届け的には、もうそこそこの制度の手続を紙で書いて出していたので、今回利便性の向上ということで、市役所全体で該当する条文については住民票異動届出をもって個別の制度の住民票の異動が——市内に限ってですけれども——できるように条例上で整理したところでございます。

#### **西依義規委員**

今までもシステムで変わっていたけど、住民基本台帳の規定の届出も必要だったということの届出をなくしたということ。それとも、今回新たにシステム導入して、同時に届出をしなくてよくなったの。

#### **古川征志こども育成課子育て支援係長**

今回の改正につきましては、特に何かシステムが変わったというわけではなく、今までは市民課で転居届を出していただく、その後また、こども育成課の場合はこども育成課に来ていただいて、同じように転居の住所を書いていただくという流れだったものが、今回市民課で住所の手続をすれば、もうこども育成課の窓口へ来なくても変更がなされたものとしてみなすことができる

という改正になっております。特に、こども育成課の場合、小さいお子さんを抱っこされた親御さんですとか、走り回るお子さんとか、そういった方が窓口に来られた場合にもう1枚、同じような書類ですけど書いてくださいというふうな説明をさせていただいたのが、これが省略できるようになったという改正でございます。

#### 成富牧男委員

19ページの鳥栖市乳児等通園支援事業の実施に関する条例、これば読んだらさっきからしようにって思ってたのは大分消えたんですけど、結局、国どおりにするっちゃうことでしょうか、まず大前提として。

#### 高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

国がお手本といいますか、つくっております府令のほうで、それを基準にしたいと考えています。

#### 成富牧男委員

ということは、いわゆる10時間っていうのがあるよね、一月10時間。

それについても、このとおりであってこのとおりしますよと、融通は利かせませんよっていうのが今やろうけん、もし今後、場合によっては融通を利かせて、ちょっとここら辺の書きぶりを変えとかいうのは、できるわけ、するかせんかは別として。

#### 井手義恵こども育成課保育幼稚園係長

10時間というのは国が示している基準ではありますが、府令上に出てくるものではございません。

ただ、国のほうは給付費として支払う1人当たりの上限が、月10時間までということで給付費を支払うようにされておりますので、それ以上実施する場合は全て市の負担ということで実施することになります。ですので、1年間というか初年度やってみたところで、そのニーズ等を見ながら利用時間については検討していくべきものではないかというふうに考えております。

#### 成富牧男委員

分かりました。まず、時間については分かりました。

あとは利用料金、月3,000円だけど低所得者とか大変だっていう人もおらんとも限らんですけど、減免とか今後考えられるのか。それとも、それはちゃんとしてますよっちゃうのか、すいません、きちっと読みきつとらんけん。

#### 高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長

この条例案を策定する段階において減免の取扱いについては、国のほうが追って指示しますということであっております。

ただ、減免制度がおそらく盛り込まれるだろうということで想定をしておりましたので、条例

の中に減免をしますという文言を入れさせていただいて、あと詳細が判明した段階で、規則でそのやり方については定めたいと思います。

#### **成富牧男委員**

これ、どげんなるか分かんけど、よく言われる、さっきの説明の中にあったかもしれんけど、いわゆる余裕型ともう一つ別の、どっちでやるって言われましたか、説明あったかと思いますけど、ごめんなさい。

#### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

余裕活用型と一般型とあります。鳥栖は専用室を設けての一般型です。

#### **成富牧男委員**

鳥栖は一般型でいくと、それは鳥栖市、市がっていう意味。それとも鳥栖市の関係ある、例えば双葉園さんもするっていうけど、そこも一般型って言いよつたろう。

#### **高松隆次こども育成課長兼こども家庭センター長**

今、希望されてあります民間の保育所については一般型で考えてあります。

ただ、今後、これが子育て支援センターとかも実施できるような状況になりますので、そういったところが今後募集してくる場合は、余裕活用型等も出てくるかもしれません。

#### **成富牧男委員**

せっかくだから、今の説明をしてもらえませんか。余裕型っていうのはどういうことで、もう定義そのものでいいですよ、定義だけ。

#### **井手義恵こども育成課保育幼稚園係長**

一般型は、実施できるところは保育園、認定こども園、幼稚園であつたりとか、先ほど言いましたように子育て支援センターであつたりとか、幅広くできる施設はあるんですけども、専用の部屋を設けた上で、専用の職員を配置した上で実施するのが一般型というものになります。

もう一つ、余裕活用型というのが、保育園等で保育園の定員に余裕がある場合に、その余裕のある枠内で受け入れるものが余裕活用型という形になります。

#### **成富牧男委員**

それで、一般型で全部されるっていうことで、いいですね。それでよかったと思います。

余裕型ってなると、非常に現場のほうで混乱する可能性、保育士を配置するにしても非常に…。それこそ、こういう変な言い方しちゃいかんけど、タイミーみたいなところを使って、保育の質にも関係のあることになりますので、ぜひ一般型を貫いてもらいたいという要望をして終わります。

#### **中川原豊志委員長**

ほかに。



本当に分かんけん聞きよるとやけど、イロハやけど、あくまでそれは形式的に、国会でまだ通つとらんからに尽きるわけですか。もう数字なんか、結構詳しく書いてあつとど。

**林康司地域福祉課長**

そのように捉えております。

**成富牧男委員**

そしたら、これ独身税とか言われよったやつやろう。あらましぐらいは最低、説明せないかんじゃない。あれを受けるほうやろう、支援を。じゃないと。

**林康司地域福祉課長**

資料に基づいて御説明させていただきます。

国民健康保険料につきましても、子ども・子育て支援納付金が追加されるということでございます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から子ども・子育て支援納付金の納付義務が課されるというものでございます。この制度につきましては、社会全体で子育て世帯を支えるという新しい分かち合い連帯の仕組みとなっており、その使い道は、子ども・子育て支援法で、子育ての支援の取組に充てるものとされております。

児童手当、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度、出生後休業支援給付、育児時短就業、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置となっております。

**成富牧男委員**

だんだん関係から離れていきそうやけん。所管じゃない人に言うてしまいそうやけん。

ちょっとひどいよね。本来から言うと国がそういう法律を決めたんであれば、新たに支援金として取るんじゃないくて、例えば、国の予算を増やすとかいう形で、そうせんと未婚の人は損から損みたいな感じやん、言うならよ。

だから、ちょっと首傾げんしゃったけん、いやいや冗談抜きに、違う理解をしとったらいかんから教えて。もし、違うとったらそこんところは修正してください。

**林康司地域福祉課長**

違う云々っていうよりも、この制度自体が社会全体で子育て世帯を支えるという新しい分かち合い、連帯の仕組みということになっております。

**成富牧男委員**

だから、それそういう考え方がいかんよと。国の責任でちゃんとすべきじゃないかということ。支援するのは大事なことよ、支援するのを駄目って言いよるわけじゃない。

その際の財源の問題やねって、しかも今後こういうふうに専決されたら、私たちは何も言えないわけやろう。実際の国保のやつを専決でするなら、はあ、そうですかって。後の祭りに賛成、

終わります。

ほか、よろしいですか。

それでは、議案外の報告を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後4時10分散会

令和 8 年 3 月 5 日（木）



## 1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 田村弘子

委員 成富牧男

委員 永江ゆき

委員 山下繭美

委員 西依義規

委員 緒方俊之

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 西木純子

教育総務課総務係長 眞子麻里耶

教育総務課教育支援係長 平島隆臣

学校教育課長 井手崇雄

学校教育課参事兼課長補佐兼教育指導係長兼指導主事 権藤暢道

学校教育課インクルーシブ教育推進係長 古賀直美

学校給食課長兼学校給食センター所長 岡本澄久

学校給食課学校給食センター係長 小森俊介

学校給食課学校給食センター係総務主査 原田浩子

生涯学習課長兼図書館長 久家喜男

生涯学習課参事 栗山英規

生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長 豊増裕規

生涯学習課長補佐 島孝寿

生涯学習課生涯学習推進係長 田中美香

生涯学習課文化財係長 大庭敏男

生涯学習課文化財係総務主査 内野武史

生涯学習課図書係主査 竹末千秋

生涯学習課放課後児童クラブ支援室放課後児童クラブ支援係長 佐藤臣久

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

事務局次長兼議事調査係長 武田隆洋

#### 5 日程

教育部審査

議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

#### 6 傍聴者

なし

#### 7 その他

なし



まず、議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

#### **西木純子教育総務課長**

それでは、議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）のうち、教育部関係につきまして、お手元に配付させていただいております文教厚生常任委員会資料に沿って御説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

歳入につきまして、2ページから4ページまでの各費目につきましては、決算見込みによる補正でございます。そのうち主なものにつきまして、各担当課から御説明申し上げます。

#### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

資料の4ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節5教育費受託収入の埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、令和7年度は、主に次期リサイクル施設整備に係る受託による本調査が見込みより少なかったことによる減額でございます。

#### **岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長**

項6雑入、目4雑入、節4雑入の3項目め、学校給食費につきましては、学校行事に伴う給食回数の確定やアレルギー対応等に伴う給食停止等による学校給食費の決算見込みによる減額補正でございます。

#### **西木純子教育総務課長**

款23市債、項1市債、目6教育債、節1小学校債につきましては、改修工事の確定に伴う減額補正でございます。

#### **井手崇雄学校教育課長**

続きまして、歳出について申し上げます。

5ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目3学校教育事務局費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

そのうち、節12委託料につきましては、医療的ケア支援の実施に伴う決算見込みによる減額補正でございます。

#### **西木純子教育総務課長**

6ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校施設管理費、節14工事請負費につきましては、工事費の確定に伴う減額補正でございます。

#### **井手崇雄学校教育課長**

目 2 学校事務管理費につきましては、建設決算見込みの減額補正でございますが、そのうち節 1 報酬につきましては、学校運営協議会委員報酬の決算見込みによる減額補正でございます。

#### **岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長**

7 ページをお願いいたします。

目 4 学校給食センター費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

#### **西木純子教育総務課長**

項 3 中学校費、目 1 学校施設管理費、節 14 工事請負費につきましては、工事費の確定に伴う減額補正でございます。

#### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

9 ページをお願いいたします。

項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費の負担金、補助及び交付金につきましては、放課後児童健全育成事業等の決算見込みによる減額で、市内社会福祉法人が行う放課後児童クラブの施設整備に係る事業費が見込みより少なかったことなどによる減額でございます。

11 ページをお願いいたします。

目 5 埋蔵文化財調査受託費につきましては、歳入でも申し上げたように、受託による本調査が見込みより少なかったことによる減額が主なものでございます。

#### **西木純子教育総務課長**

12 ページをお願いいたします。

繰越明許費について、御説明申し上げます。

款 10 教育費、項 2 小学校費の 1 項目め、鳥栖北小学校等校舎外壁改修事業につきましては、長期休業期間に行う必要があるため、年度内に工事完了が見込めなくなったことから繰越しを行うものでございます。2 項目め、小学校屋内運動場空調設備設置検討事業につきましては、年度内に業務を完了することが困難なため繰り越すものでございます。

項 3 中学校費の 1 項目め、鳥栖中学校校舎外壁改修事業につきましては、長期休業期間に行う必要があるため、年度内に工事完了が見込めなくなったことから繰越しを行うものであります。

2 項目め、中学校屋内運動場空調設備設置検討事業につきましては、年度内に業務を完了することが困難なため繰り越すものでございます。

#### **久家喜男生涯学習課長兼図書館長**

項 4 社会教育費の若葉小学校なかよし会整備事業につきましては、設計業務におきまして実施する地盤調査と築山撤去工事の施工時期の調整により、年度内の業務完了が困難なため、また、放課後児童健全育成事業補助金につきましては、社会福祉法人による放課後児童クラブの施設整

備に係る補助金におきまして、工事の進捗が遅れたことに伴い年度内の事業完了が困難なため、それぞれ翌年度へ繰越しをお願いするものでございます。

以上で、議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）のうち教育部関係分の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

**中川原豊志委員長**

ありがとうございます。執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**成富牧男委員**

6ページの一番下の扶助費、これは就学援助か何か。まず、何ですか。

**平島隆臣教育総務課教育支援係長**

お見込みのとおり、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の減額補正になります。

**成富牧男委員**

最近、あまりこれについて、私質疑をやってないんですけど、最近の支給者数って、どのような推移になっているのか。

そして、減ってるなら減ってるで、その理由と何か特別の理由があれば。自然減とかいうのもいいんですが、割合的に増えてるのか減ってるのかちゅうのが、一つの指標になると思います。

**平島隆臣教育総務課教育支援係長**

正確な数字は、今、手元にはございませんが、傾向としまして、割合としては同程度なのかなと思います。令和7年度につきましては、例えば、小学校では500名程度が就学援助を受給しております。

ざっとした割合でいくと10%、12%程度かなというところでございます。

**中川原豊志委員長**

全体の。

**平島隆臣教育総務課教育支援係長**

すいません、そうですね。今のは小学校に占める割合でございます。

中学校費のほうでまいりますと中学校のほうで大体300名となりますので、ざっと2,000人ぐらいと計算しまして15%程度受給されているところでございます。

**成富牧男委員**

今まで教育に対しての援助が必要じゃないかって言うと、いや、ちゃんとこれを、低所得者の方にはこれでもって充ててますのでっていう答弁がずっとあったと思うんです。非常にざっくり言ってますけど。

それで、そういう意味で尋ねたんですが、この数年の物価高騰とか、この就学援助金そのものについては、何か特別な手当てがあったんでしょうか。

**西木純子教育総務課長**

国の基準に合わせたところで増額になってる部分はございます。

**成富牧男委員**

すいません、もうちょっと分かりやすくお願いします。

国の基準も含め、国の基準がこうやったとが変わったっていう意味ですか。それで、それに合わせてっていうことなのか、そこんところを。

**西木純子教育総務課長**

すみません、説明が足りてなかったんですけども、国の基準に合わせて毎年金額等の確定が出てきておりますので、国の基準に合わせたところで市の金額も改定しているところでございます。

**成富牧男委員**

ですから、国の基準は、何か特別に見込んだところがあるっていう意味で言われたんですか。物価高騰に対応した国の基準がちょっと上がったとか、特別措置か何かがあったという意味での答弁でしょうか。

**平島隆臣教育総務課教育支援係長**

新入学の学用品費につきまして、やはり物価高騰等を加味されたところで、国が基準を定めておりますので、そちらを準用しているというところであれば、物価高騰などに対応しているのかと思います。

また、修学旅行費等も対象になりますけれども、こちら物価高騰などで経費が上がりましたらそちらに対応しているところでございます。

**成富牧男委員**

一部対応しておられるのは分かりましたが、ずっと前から言ってた、就学援助の援助費目に入れられるのに鳥栖市では入れてない、例えば、クラブ活動費がありますよね。クラブ活動費がまだだったでしょう。まず、そこから聞こうか、最近聞いてないから。

**西木純子教育総務課長**

費目としては特になんですけども、学用品費の中にその辺りの部分は含めたところで金額等を出しているというふうに整理をしております。

**成富牧男委員**

今のは、クラブ活動費とかPTA費が、今の学用品費とは、個別に違う項目として国のほうはこれも該当するよみたいにしていたんじゃない、最近変わったのであればそれも含めて説明してくだ

さい。

#### 平島隆臣教育総務課教育支援係長

確かに、費目として設定はしておりませんが、例えば、学用品費等につきましても現在レシート等を徴収しているものではございませんので、そちらにつきましては学用品費として支給した後に各御家庭に必要な経費として使われる分につきましては、そういったところに対応しているのかなと考えているところです。

#### 成富牧男委員

要は、してないっちゃうことですね。

してない理由は何ですか。しない理由は、クラブ活動費とか、低所得者の子供たちもクラブ活動をしたい。私も中学のときに経験ありますけど、例えば、野球部なんかもいろいろ、スパイクから、いわゆるアンダーシャツからユニホームとか今、スポーツにしてもクラブ活動はいろいろあると思いますし、文化活動に対してもしかりだと思うんです。

お金がないから、家が貧しいからクラブ活動をやりたくても親に気兼ねして、もうよか、やめところって。僕はそがんとどげんでもいいよってなったらいかんと思うんです。

なぜ、費目としてあるのにされないのか、もう一度お答えください。単価ってそんなに高くなかったでしょう。それも含めて教えてください。それぞれの単価、クラブ活動費、PTA費について。

#### 平島隆臣教育総務課教育支援係長

まず、本市のほうで設定しておりますのが、就学援助のうちの準要保護児童生徒分になりまして、恐らく委員さんは、国のほうの要保護の基準をおっしゃっているかと思うんですけれども、こちらにつきましては、市の単独事業ということで行っておりまして、こちらのほうで費目のほうを設定して支給しておるところでございます。

#### 成富牧男委員

だけん、何でせんとですかって聞きよるとよ。

費目としては準要保護って言われたけど、ことができるわけでしょう。PTA会費とかクラブ活動費は、その費目にすることができるって、だから上げることができるっていう考え方ですよ。それが違うということであれば、私も、ああ、そうですかで終わるんですけど。

今、言われているのは何か答えからずれているように感じるんですが。単独であるからこそ、する、せんの選択ができるわけじゃないですか。それを、何でせんのですかって聞いている。

#### 姉川勝之教育部長

この準要保護の部分と、今、要保護の部分と、要保護のほうに準じてっていうお話かなというふうに思っております。

そうした中で、当然、各自治体によってその部分の取扱いというのは様々あるかと思いますが、本市といたしましては、現状PTAとかクラブ活動——クラブ活動につきましては、先ほど係長のほうが申し上げましたように、学用品費という中のくくりの中で、全体として取り組むと考えているところでございますので、またそれを個別にということを現時点では考えていないということでございます。

学用品費っていうイメージが今ので大きく変わったっちゃけど、なるほど、学用品費っていう中にクラブ活動費とかも入っていると言われているんでしょう。

入っているという言い方ではなく、学用品費という部分の中の使い方について、それぞれ準要保護の家庭に、その部分については、お使いをいただいているという状況でございます。

私は、学用品費は学用品費でこういうことに使うというのがあるわけでしょうが。そしたら、ちゃんとそれなりに計算して、その数字が、単価なりが出て学用品費があるわけでしょうから、さっきの話やったら、そんなに最近の物価高騰とか重ねたらなおさらですね。

やっぱり積極的に上げて——それ上げたら交付税措置か何かはあるんでしょう。単独、単独言われてるけど、どうですか。

ちょっと休憩します。

~~~~~

– 153 –

中川原豊志委員長

再開します。

ほかの御質問がございましたら、お願いします。

西依義規委員

5 ページの13番使用料及び賃借料で、944万3,000円の減額理由の説明ってありましたっけ。お願いします、細かい数字ばかりなんで、大きな額のだけ聞こうかなと思って。

西木純子教育総務課長

5 ページの項 1 教育総務費、項 3 学校教育事務費の中の13使用料及び賃借料の減の金額のことについてですが、この分はフィルタリングソフトを購入したときの残額となっております。

西依義規委員

当初の予算を見ると、システム使用料1,588万7,000円で予算を上げられてるんです。

それが、じゃあ入札した結果ということですか。余りにも額が——それ、もうちょっと調べて、これに近い額で当初予算を組む、何かフィルタリングがやっぱり要らんやってみたいたったんですか。

平島隆臣教育総務課教育支援係長

ソフトメーカーが何社かございまして、そちらのほうのメーカーを精査いたしまして再度見積りを取って入札をいたしました。

西依義規委員

だけんそれは、当初予算を積算するときにする話でしょう、違うんですか。当初予算が通ってからするんですか、見積り取ったりって。

大体、どんなやつでも概算で、当初予算の信頼性はあんまりないやないですか。

西木純子教育総務課長

当初予算を計算するにあたり、見積り等を取りまして金額を決めていくところではありますけれども、最終的には入札を行っております。

入札の段階で、委員がおっしゃったように、金額のところは、当初予算を計上したときよりも大分金額が下がったところで入札をされた業者がありましたので、結果的に入札した金額についての残額が出たところでございます。

西依義規委員

いや、もちろん安く落としていただいていいことなんでしょうけど、じゃあ落札率は何%ぐらいですか、その業者さんは。

西木純子教育総務課長

すみません、今、手元に予定価格等の金額を持っていませんので、落札率っていうのが、ここ

で即答ができない状態でございます。

西依義規委員

もう一回、1,588万7,000円で当初予算が通りましたと。いろいろ調べた結果、いやいや、これ900万円ぐらい、800万円でできそうじゃねえという感じで入札をかけたのか。それとも1,500万円で入札にかけて、それを900万円、800万円で落とされた、その辺は。

要は、仕様書を作るときに、もう分かったのか、その辺を。

西木純子教育総務課長

入札をする前に、参考見積りを再度取らせていただいております。そのとき、入札をする前に、ある程度金額は下がった状態で行っていました。

西依義規委員

市役所の慣例か慣習か知らんですよ、通常やったら、細かに報告するかどうか分かんんですけど、当初予算は1,500万円で通したのをよ、もう半額ぐらいできることになったのであれば、ちょっとした報告ぐらいやっぱないと、当初で我々見とるんけん、それが決算で、まだ補正だからなんですけど。

安く落ちたことはいいんですけど、やっぱり予算主義からすると予算の精度がどれだけ高いかで、我々審議してるんで、今後、そういったときがあったら、もう、ちょろっと言っていたら我々それでいいんで、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

成富牧男委員

これ、いつ入札をしたって、まだ説明はあってませんよね。入札確定したのはいつですか、この金額が。

西木純子教育総務課長

すみません、手元に日にち等を持ってませんので、秋以降、12月頃に金額は確定しております。

成富牧男委員

そこだけ聞くわけにいかないので、要は、私に限らず皆さん言っておられるのは、確定したら速やかに、直近の議会で、特に減額が分かるとるやつはもう減額してしまうと。そのお金は別のところに有効に使うと。

だから、例えば今のであれば、12月議会でできそうな感じがしないでもない、もうそれ以上聞きませんが、財源をほかのところに充てることもできるじゃないですか、そういう考え方をお願いしたいと思います。意味が分かっていたら、はいとかいいえとかで、もう長く言いませんので。

西木純子教育総務課長

減額等の金額が確定した段階で、今後も補正予算で提出させていただきたいと思っております。

永江ゆき委員

安く上がったっていうのはいいことだと思いますけど、それに対して安全管理とか、その辺の問題はなかったですか。ちょっと落ちるとか、フィルタリングのソフトっておっしゃいましたね。

姉川勝之教育部長

機能的に質が落ちているんじゃないかと、多分そういう御質問かと思いますが、基本的にそういうことはないと考えております。

西依義規委員

資料に説明がないんよ。

この説明というところに書いていただくといいんですけど、例えば、7ページの学校給食センターのマイナス567万円、これの減額理由を教えてください。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

こちらの負担金、補助金及び交付金の減額につきましては、多子世帯の第3子以降の実質無償化の補助金の減額になります。

多子世帯の補助金につきましては、対象が、令和6年度が622名、令和7年度が540名でした。多子世帯の助成制度が令和6年度から開始しておりまして、そのところでの予算設定のところ、見込みより少なかったっていう形になります。

こちらの分が小学校費についてなんですけれども、中学校費のほうでまた中学生分があるんですが、逆に中学生のほうが見込みよりもちょっと多かったっていうところがあって、小学生のほうは見込みより少なかったという意味の減額補正という形になります。

西依義規委員

これ、委員長にお願いしたいんですが、説明のところにそう書いていただければ、私のこの時間は一切要らんので、ぜひ今後よろしくお願いします。

じゃあ、もう一つ聞きますけど、8ページにも同じ、中学校の学校事務費の需用費でマイナスの579万円の理由を教えてください。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

中学校費のこちらの需用費につきましては、給食材料費の減額になります。こちらについては、委員会資料で説明を差し上げたとおり、学校行事に伴う給食回数の確定、アレルギー等対応に伴う給食停止等による学校給食費の決算見込みによって、減額補正をさせていただいているものとなります。

西依義規委員

確かに、給食の材料費がそこに入ってますね、その減額ということは給食した日数が減った

からってことですね。分かりました。

もう一つ、次の9ページのまた負担金、補助及び交付金の1,465万8,000円の減額理由をお願いします。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

こちらにつきましては、放課後児童健全育成事業補助金の減額が主なものでございますが、主に民設の社会福祉法人が建設します施設補助金の見込額が減ったことによる減額が主なものでございます。

西依義規委員

いや、私ばかり言うの、あれなんですけど、あと、繰越明許にいろいろ載ってますけど、例えば、6月補正でしたか、屋内運動場の空調設置検討のやつ。これは、年度に終わる予定が、説明を聞きよったら何かの理由で終わらなくなったという、基本目標は本年度に終わる予定だったんでしょう、違ったですか。

西木純子教育総務課長

委員がおっしゃるとおりで、6月補正で計上させていただいた分になります。事業としましては、今年度いっぱいを予定していたところでございます。

西依義規委員

まず、何で遅れたかです。これが遅れることによって、例えば、令和8年度当初に間に合わんやったと、それもう丸1年——分からんけど——補正とかできるかもしれませんが、遅れることによる影響も結構あると思うんで、まず何で遅れたのか。業者の人手不足なのか、それに対して何かペナルティーとかないのかとか。

何日までにつくる、通常であれば、この委員会でその調査結果を見せていただいて、ああ、何々小学校はこういうクーラーやね、何々小学校はこういうクーラーっていうのを我々は見られるのかと思ったんですが、まず遅れた理由を教えてください。

西木純子教育総務課長

この事業を進めるに当たり、当初プロポーザルで進めてまいりました。プロポーザルで、ホームページも使ったところで公募を行ったんですけれども、結果として不落となりまして、その中で業務の中身等を精査いたしております。

精査した中で、今回、事業のほうが今年度いっぱいでは終わらないという状況になりましたし、委員おっしゃったように、受け手側の業者に対しても、週休2日制とかいろいろな問題でなかなか、プロポーザルであれば請け負うことができなかったというところが結果でございます。

西依義規委員

じゃあ、この繰越したことによる影響がもしあれば教えてください。

西木純子教育総務課長

近年の状況を見ますと、やはり建設業界全てなんですけれども、なかなか人手不足というところで受注していただけない状況等もございましたので、当初の計画のお尻といいますか、最終的な目標には間に合うように現段階でも進めているところでございます。

西依義規委員

それは何月末とか、それで、もし委員会に報告できるような時期はいつ頃なのか。

西木純子教育総務課長

この事業に関しましては、国の交付金を予定しておりますので、その交付金の締めが令和15年度になっております。

令和15年度を目標に事業を進めるにあたって、現在のところこの検討事業を進めているところであります。

西依義規委員

要は、税金を使ってこういう調査をしましたと、それに対してこういう結果でしたと、もちろん見せられる部分、見せられない部分あると思うんですけど、私は委員会なりへ報告する義務とまでは言いませんけど、求められたら報告したほうがいいと思うんです。だから、我々いつでも委員会を開くんで、じゃその委員会を開いて、見せていただけるのは何月頃なんだろうかって。

まず、お金を使ってるやないですか、何百万円か。そのお金に対する成果物を見せてくださいということです。

西木純子教育総務課長

今、まだ検討事業で結果が出てきておりません。結果が出てきたときに、また教育委員会等でも検討していきまして、どのような形で進めていくことができるという方針が決まった際にはお知らせというか、御報告させていただくことができるかとは思っておりますが、現段階では、空調設備検討設置自体の答えが出ておりませんので、いつにお示しできますというお約束は現段階ではできない状況でございます。

西依義規委員

どこでもそうですが、例えば、新鳥栖駅の調査業務とか立地適正化調査業務、いろいろコンサルに振って、それを例えば委員会とか議会に報告があるんですね、概要版の。

だけど、市の方針としてはまだ決まっとらんと。けど調べた結果、こういうふうな結果だということを報告できないっていうのが、ちょっと意味が分からん。

じゃあ、どういうふうにお金を使ったんですかっていう、例えば、何百万円かを使ってこういう作業をしましたと、例えば、躯体検査、これがA判定、B判定——分からんですよ。結局、成果を見せてくださいっていう、その方針はいいです。成果はいつ見られるんですかっていう。

執行部の説明をお願いします。

西木純子教育総務課長

それでは、議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算のうち、教育部関係につきまして、お手元の資料で説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

歳入について、御説明させていただきます。

款13分担金及び負担金、項2負担金、目2教育費負担金、節1小学校費負担金、節2小学校費負担金につきましては、学校管理下における障害保険である日本スポーツ振興センター負担金でございます。

井手崇雄学校教育課長

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節1教育総務費国庫補助金の教育支援体制整備事業費補助金につきましては、医療的ケア児支援に係る事業費に対して国から3分の1の補助を受けるものでございます。同じく、節2小学校費国庫補助金、節3中学校費国庫補助金の主なものにつきましては、特別支援教育就学奨励費補助金となっております。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

同じく、節4社会教育費国庫補助金のうち、埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、市内文化財の確認調査に伴う補助金として国及び県から事業費の補助を受けるもので、国から2分の1、県から20%の補助を受けるものでございます。

国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡整備に係る基本設計に対し、国及び県から事業費の補助を受けるもので、国から5分の4、県から20%の補助を受けるものでございます。

子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する補助金として国及び県から事業費の補助を受けるもので、国、県からそれぞれ補助基準額の3分の1の補助を受けるものです。

子ども・子育て支援施設整備交付金につきましては、放課後児童クラブの施設整備に対し、国、県から補助を受けるもので、市内社会福祉法人が行う放課後児童クラブの施設整備に対し、国から補助基準額の2分の1、県から補助基準額の8分の1、また、市が行う若葉小学校なかよし会建設工事に対し、国、県からそれぞれ補助基準額の3分の1の補助を受けるものでございます。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

3ページをお願いいたします。

款16県支出金、項1県負担金、目2教育費県負担金、節2小学校費県負担金につきましては、国の学校給食費の抜本的な負担軽減に伴う小学校給食費負担軽減交付金でございます。

委員会資料の26ページをお願いいたします。

国の学校給食費の抜本的な負担軽減に加え、子育て環境の一層の充実のため市独自の公費負担に合わせて、市立小学校給食費の無償化を行うものでございます。さらに、市独自に市立中学校給食費の無償化も行うものでございます。

井手崇雄学校教育課長

3ページにお戻りください。

項2 県補助金、目8 教育費県補助金、節1 教育総務費県補助金から節3 の中学校費県補助金の主なものにつきましては、小学校に配置しますスクールカウンセラー、小中学校12校に1名ずつ配置する教員業務支援員、また、不登校対策の一環として中学校の校内教育支援センター、いわゆるスペシャルサポートルームにおいて勤務している学校生活支援員に係る事業の補助金でございます。

それぞれの事業費に対して、県から3分の1、5分の3、3分の2の補助を受けるものでございます。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

節4 社会教育費県補助金のうち、人権・同和教育振興費補助金につきましては、人権、同和教育に係る社会教育指導員の人件費及び同和教育集会所の運営費に対する県補助でございます。

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金につきましては、放課後子ども教室事業に対して県から事業費の3分の2の補助を受けるものでございます。

4ページをお願いいたします。

項3 委託金、目5 教育費県委託金、節1 社会教育費委託金の人権啓発活動再委託金につきましては、人権関係の啓発事業に係る委託金でございます。

款21諸収入、項4 受託事業収入、目1 受託事業収入、節5 教育費受託収入の埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る経費を開発者から受託するものとして計上いたしております。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

項6 雑入、目4 雑入、節4 雑入のうち、学校給食費につきましては、本市の小学校及び中学校の学校給食において使用します食材の購入費として、教職員などに負担いただく給食費でございます。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

同じく雑入のうち、生涯学習課関係分につきましては、鳥栖市誌等販売代金及び図書館のコピー機使用料等の社会教育施設雑入を計上いたしております。

西木純子教育総務課長

5 ページをお願いいたします。

款22市債、項 1 市債、目 7 教育債、節 1 教育総務債につきましては、デジタル活用推進事業に係る起債、節 2 小学校債につきましては、旭小学校大規模改造事業に係る起債でございます。小学校施設改修事業の内容といたしましては、鳥栖北小学校校舎照明 L E D 化に係る起債でございます。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

同じく、節 2 小学校債のうち、学校給食センター改修事業に係る起債につきましては、厨房機器等の修繕及び更新に係る起債でございます。

西木純子教育総務課長

節 3 中学校債につきましては、基里中学校大規模改造事業に係る起債でございます。

続きまして 6 ページ、歳出について御説明させていただきます。

款10教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費の主なものについて申し上げます。

節 1 報酬につきましては、教育委員 4 名分の報酬でございます。

続きまして、目 2 総務事務局費でございます。

節 2 給料から節 4 共済費につきましては、教育長、教育部長及び教育総務課職員 9 名、計11名の人件費でございます。

井手崇雄学校教育課長

7 ページをお願いいたします。

目 3 学校教育事務局費、節 1 報酬につきましては、いじめ問題対策委員等への委員の報酬及び教育総務課、学校教育課で任用している会計年度任用職員への報酬等でございます。

節 2 給料から節 4 共済費につきましては、学校教育課職員 7 名分の人件費。

節 3 職員手当等につきましては、会計年度任用職員等の期末勤勉手当でございます。

節 7 報償費につきましては、いじめ問題対策委員会委員、就学相談員等の謝金及び県で配置しているスクールソーシャルワーカーの配当時間に加え、市が335時間分を充当するものでございます。

8 ページをお願いいたします。

節 8 旅費につきましては、講師旅費等の一般旅費、会計年度任用職員である教育支援センターみらいの指導員及び指導主事等の交通費としての費用弁償でございます。

西木純子教育総務課長

節12委託料のうち、1 項目め、2 項目めにつきましては、小中学校の警備等を委託しております費用でございます。

下から 2 項目め、システム導入等の委託料につきましては、24 ページを御覧ください。

小中学校 I C T 環境整備事業（校務系ネットワーク強靱化システム導入事業）について、安全な接続環境を構築し、セキュリティーレベルを向上するための費用です。

井手崇雄学校教育課長

8 ページにお戻りください。

同じく、節12委託料のうち、4 項目めにつきましては、語学指導業務委託料として、小中学校の英語の授業及び外国語活動で活用するために配置している、外国語指導助手 6 名に係るものでございます。

6 項目め、医療的ケア支援委託料につきましては、医療的ケア児に係る委託料でございます。

その下、法律相談等委託料につきましては、委員会資料の22ページをもって御説明させていただきます。

22ページをお願いいたします。

スクールロイヤー相談等事業は、市立小中学校が抱えるいじめ事案やその他の諸課題に対し、法的な観点で指示、指導や助言を行うようスクールロイヤーを導入し、学校における適切な対処を図るとともに、教職員の負担軽減を図ることを目的とした新規事業でございます。

事業内容につきましては、学校現場がスクールロイヤーから直接、指導や助言を受ける法律相談の実施、また、児童生徒に対する法的側面からのいじめ等予防教育、加えて教職員に対する法的側面からのいじめ等予防対策のための研修を行うこととしております。事業費といたしましては、弁護士への委託料を計上しております。

西木純子教育総務課長

節13使用料及び賃借料、1 項目め、システム使用料につきましては、保護者連絡システム使用料でございます。

節17備品購入費、学習用タブレット端末更新事業につきましては、資料の23ページを御覧ください。

国の G I G A スクール構想の推進、個別最適な学びと協働的な学びの充実及び児童生徒の情報活用能力向上のため、令和 2 年度に導入した学習者用タブレット端末の更新費用となっております。

資料の 8 ページへお戻りください。

節18負担金、補助及び交付金、2 項目め、スクールサポーター配置負担金につきましては、中学校に配置しておりますスクールサポーター 1 名に係る負担金でございます。

9 ページをお願いいたします。

項 2 小学校費、目 1 学校施設管理費、節10需用費につきましては、学校施設の修繕が主なものでございます。

節12委託料につきましては、学校施設管理が主な経費でございます。

節14工事請負費の営繕工事費につきましては、鳥栖北小学校校舎照明LED化改修工事のほか、小学校施設の営繕工事に係る費用及び遊具設備工事に係る費用でございます。

節22償還金、利子及び割引料につきましては、弥生が丘小学校新設に伴います都市再生機構立替金の償還金でございます。

井手崇雄学校教育課長

続きまして、目2学校事務管理費、節1報酬につきましては、小学校8校の学校運営協議会委員、各校5名ずつの計40名分、特別支援教育支援員48名、教員業務支援員8名分の報酬でございます。

節3職員手当等につきましては、特別支援教育支援員、教員業務支援員の期末勤勉手当でございます。

西木純子教育総務課長

節1報酬に戻ります。

学校医報酬につきましては、学校医15人、医師会12人、学校薬剤師8人の報酬でございます。

節7報償費につきましては、卒業記念品でございます。

井手崇雄学校教育課長

節8旅費につきましては、特別支援教育支援員、教員業務支援員等の交通費としての費用弁償でございます。

西木純子教育総務課長

節10需用費につきましては、小学校8校の学校運営に必要な消耗品費、光熱水費等経常経費でございます。

10ページをお願いいたします。

節11役務費につきましては、電話代や切手など、通信運搬費、水質検査手数料などが主なものでございます。

節12委託料につきましては、塵芥収集委託料、児童の健康診査及び小学校職員の健康診査等の委託料でございます。

2項目め、水泳指導業務委託料につきましては、25ページに資料がございますが、令和6年度から2年間の検証結果を踏まえ、令和8年度から小学校全8校の水泳授業を民間委託する経費となっております。

井手崇雄学校教育課長

同じく、節12委託料のうち、3項目め、開かれた学校づくり推進事業委託料につきましては、児童生徒の豊かな心を育む教育の充実を目指すことを目的として、学校、家庭、地域社会が連携

しながら学校目標に向かって学校運営が行われるとともに、地域の人的、物的資源を活用しながら、お互いをパートナーとして連携、協働による開かれた学校づくりを進めるための経費でございます。

西木純子教育総務課長

節17備品購入費は、児童用机椅子の購入費の学校施設用備品購入費、授業で使います教科用等備品購入にかかる費用が主なものでございます。

11ページをお願いいたします。

目3教育振興費、節17備品購入費につきましては、授業で使います教材及び理科教育等の備品購入費となっております。

節19扶助費につきましては、要保護、準要保護児童の学用品費の補助、特別支援学級在籍児童への就学奨励費でございます。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

続きまして、目4学校給食センター費、節1報酬につきましては、学校給食センターにおける調理等の業務に従事します会計年度任用職員69人分の報酬でございます。

節2給料から節4共済費までにつきましては、学校給食課職員12人分の人件費及び会計年度任用職員のうち、勤務形態が常勤である職員59人分の期末及び勤勉手当でございます。

節8旅費のうち、費用弁償につきましては、会計年度任用職員の通勤手当でございます。

12ページをお願いいたします。

節10需用費につきましては、主に学校給食センターで使用する消耗品費、燃料費及び光熱水費、調理機器などの修繕費、小学校給食で使います食材の購入費でございます。

節11役務費のうち、手数料につきましては、学校給食課職員及び会計年度任用職員の腸内細菌検査等に要する費用などでございます。

節12委託料につきましては、小学校給食に係る給食配送業務や炊飯業務、施設の保守点検業務などに係る委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、学校給食センターの外調機の取替工事費でございます。

節17備品購入費につきましては、小学校給食で使用している厨房機器の更新に要する費用、経費でございます。

西木純子教育総務課長

続きまして、目5学校建設費でございます。

節11役務費、節12委託料、節14工事請負費につきましては、旭小学校大規模改造工事に関わります費用でございます。

27ページをお願いいたします。

旭小学校大規模改造事業に関します主要事項説明書でございます。

事業内容といたしましては、運動場に仮設校舎を設置した上で、管理特別教室及び普通教室の改修を行うものでございます。

施設概要といたしましては、鉄筋コンクリート造り3階建て、延べ床面積は管理特別教室棟2,755平方メートル、普通教室棟3,406平方メートルでございます。

改修内容につきましては、屋根、外壁、内装、電気設備、給水管改修等でございます。改修期間は、令和6年度から9年度の予定でございます。

12ページにお戻りください。

項3中学校費、目1学校施設管理費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、学校用務員の人件費でございます。

節10需用費につきましては、学校施設の修繕が主なものとなっております。

節12委託料につきましては、中学校4校の各種設備点検のほか、施設管理及び樹木等伐採に要する費用でございます。

節14工事請負費につきましては、営繕工事として、鳥栖西中学校農具倉庫新築工事費、空調設置移設工事費等に係る費用でございます。

井手崇雄学校教育課長

13ページをお願いいたします。

続きまして、目2学校事務管理費、節1報酬につきましては、中学校4校の学校運営協議会委員、特別支援教育支援員15名、学校生活支援員4名、教員業務支援員4名、中学校栄養士2名に係る報酬でございます。

節3職員手当等につきましては、特別支援教育支援員、学校生活支援員、教員業務支援員、中学校栄養士の期末勤勉手当でございます。

節4共済費につきましては、学校生活支援員4名分の共済費でございます。

西木純子教育総務課長

節1報酬にお戻りください。

学校医報酬につきましては、学校医7人、歯科医7人、計14人。学校薬剤師報酬につきましては、学校薬剤師4人の報酬となっております。

節10需用費につきましては、中学校4校の消耗品費、光熱水費が主なものとなっております。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

同じく、需用費のうち消耗品費につきましては、中学校給食において使用しますトレーやはし、スプーンを購入するための費用でございます。

給食材料費につきましては、中学校給食で使用する食材の購入費でございます。

西木純子教育総務課長

節11役務費につきましては、電話代や切手代など、通信運搬費、水質検査手数料が主なものとなっております。

次のページにまいります。

節12委託料のうち、1項目め、3項目めにつきましては、塵芥収集委託料、生徒の健康診査及び中学校教職員の健康診査委託料でございます。

井手崇雄学校教育課長

同じく、節12委託料のうち、2項目め、開かれた学校づくり推進事業委託料につきましては、先ほど御説明させていただきました小学校費のものと同様でございます。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

同じく、節12委託料のうち、4項目め、給食業務委託料につきましては、中学校給食に係る調理及び配送業務の委託料でございます。

西木純子教育総務課長

節17備品購入費につきましては、生徒用机、椅子等の学校施設用備品で、備品の購入費用、授業で使用する教科用備品等の学校施設用備品の購入費でございます。

15ページをお願いいたします。

目3教育振興費、節17備品購入費につきましては、授業で使用する教材及び理科教育等の備品購入費でございます。

節19扶助費につきましては、要保護、準要保護の生徒の学用品費や特別支援学級在生徒の就学費用でございます。

目4学校建設費につきましては、基里中学校大規模改造工事に係る経費でございます。

委員会資料28ページをお願いいたします。

基里中学校大規模改造事業に関します主要事項説明書でございます。

事業内容といたしましては、運動場に仮設校舎を設置した上で、管理特別教室及び普通教室の改修を行うものでございます。ゼロカーボンの観点からZEB化を行うこととしております。

施設概要といたしましては、鉄筋コンクリート造り2階建て、延べ床面積は、管理棟1,570平方メートル、特別教室棟1,566平方メートル、普通教室棟1,553平方メートルでございます。

改修内容につきましては、屋根、外壁、内装、電気設備、給水管改修等でございます。改修期間は、令和7年度から令和10年度の予定でございます。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

16ページをお願いします。

項4社会教育費、目1社会教育総務費の主なものについて御説明いたします。

節1 報酬につきましては、社会教育指導員等の会計年度任用職員及び社会教育委員等の報酬でございます。

節2 給料と節4 共済費につきましては、図書館を除く生涯学習課職員16人の人件費でございます。

節3 職員手当等につきましては、職員及び会計年度任用職員の手当でございます。

節7 報償費につきましては、主催講座の講師、地域学校共同活動推進員等の謝金及び二十歳の式典記念品代等でございます。

節8 旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当及び研修旅費等が主なものでございます。

節10 需用費につきましては、課内で使用する消耗品、コピー代、印刷代等、同和教育集会所の光熱水費、なかよし会の修繕料等が主なものでございます。

節11 役務費につきましては、二十歳の式典関係郵便代及び若葉小なかよし会建設に係る建築確認申請手数料等が主なものでございます。

節12 委託料につきましては、若葉小学校なかよし会建設に係る工事監理委託料、同和教育集会所及びなかよし会の管理委託料並びに二十歳の式典映像撮影等業務委託料でございます。

17ページをお願いいたします。

節13、使用料及び賃借料につきましては、二十歳の式典の会場借上料及び少年少女自然体験学習事業の寝具借上料が主なものでございます。

節14 工事請負費につきましては、若葉小学校なかよし会建設工事等でございます。

節17 備品購入費につきましては、若葉小学校なかよし会建設工事に係る机等の備品購入が主なものでございます。

節18 負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会等の負担金及び会費、毎年対馬市へ小中学生を派遣しております少年少女派遣事業補助金、社会教育関係団体への補助金でございます。

そのうち、放課後児童健全育成事業補助金につきましては、なかよし会のほか、民設民営の放課後児童クラブの運営及び施設整備に対し補助を行うものでございます。

資料の29ページをお願いいたします。

令和8年度の補助の内訳につきましては、運営費補助が、なかよし会及び民設民営のクラブ7園。また、施設整備が、若葉小学校なかよし会及び民設民営1園に対し補助を行うことといたしております。

資料の17ページにお戻りください。

次に、目2 文化財保護費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬は、文化財保護審議会委員及び史跡保全管理作業等に従事する作業員の報酬でございます。

節7報償費につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員の謝金等でございます。

18ページをお願いいたします。

節2委託料につきましては、文化財整理室の警備、市内史跡等の樹木伐採、勝尾城筑紫氏遺跡葛籠城跡の基本設計委託料ほか、見学会、歴史講座等の委託。また、勝尾城筑紫氏遺跡環境整備委託を行うものでございます。

資料の30ページを御覧ください。

勝尾城筑紫氏遺跡保存整備事業につきましては、令和7年度史跡整備を進めるため、用地の公有化、史跡整備基本計画の改定等を行いましたので、令和8年度は、葛籠城跡地区整備基本設計を行うための所要の予算を計上いたしております。

資料の18ページにお戻りください。

節14工事請負費につきましては、筑紫氏館跡地区応急排水対策工事が主なものでございます。

19ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会等の負担金と民俗芸能の保存、開催や有形文化財の保存、管理に対する補助金でございます。

続きまして、目3図書館費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬は、図書館運営協議会委員及び図書館司書等の会計年度任用職員の報酬でございます。

節2給料及び節4共済費につきましては、図書館職員6人分の人件費でございます。

節3職員手当等につきましては、図書館職員及び会計年度任用職員の手当でございます。

節7報償費につきましては、図書館で実施しておりますおはなし会等の講師謝金が主なものでございます。

節8旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当及び研修旅費等が主なものでございます。

20ページをお願いいたします。

節10需用費につきましては、新聞、雑誌、官報の購読料、施設や事業に係る消耗品、ブックスタートに係る経費、施設光熱水費が主なものでございます。

節11役務費につきましては、電話料、館内W i - F i 使用料、絵画保険料が主なものでございます。

節12委託料につきましては、施設の清掃警備業務、空調設備等の保守点検などの施設管理業務委託及び図書館システムの保守等委託料が主なものでございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、事務機借上料及び図書館情報マーク使用料が主なもの

でございます。

節17備品購入費につきましては、書籍及びDVDやCDなどの視聴覚資料の購入に必要な経費が主なものでございます。

次に、目4埋蔵文化財発掘調査費につきましては、市内の遺跡確認発掘調査に伴う経費で、現場や整理作業員の人件費と機械器具等借上料が主なものでございます。

21ページをお願いいたします。

目5埋蔵文化財調査受託費につきましては、歳入でも御説明いたしました開発事業に伴う市内遺跡の本調査を開発者から受託して行うため、本調査に係る経費等を計上しております。

目8生涯学習センター費につきましては、生涯学習センターの管理運営に係る経費でございます。

その主なものといたしまして、節7報償費につきましては、生涯学習センターで開催する教養講座に伴う講師謝金でございます。

節12委託料につきましては、生涯学習センターの管理運営に係る経費で清掃警備業務、空調設備等の保守点検業務の委託料でございます。

以上で、議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算のうち、教育部関係の説明を終わらせていただきます。

御審議いただきますようよろしく申し上げます。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。今、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

成富牧男委員

学校給食費で今回、思い切って中学校までの無償化に踏み切られたわけですがけれども、非常に結構なことなんですけど、これを踏み切られた理由は、前は財源的なことも言われていたみたいなんですけど、そこはどういうふうに克服されたのかお尋ねをします。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

目的としましては、子育て支援という視点での子育て環境を一層充実させるためということで、今回取組をさせていただいております。

財源につきましては、まず小学校給食費につきましては、国の制度として、国の小学校給食費負担軽減交付金を主なものとしまして、そこで足りない分につきましては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を使用いたしまして、対応を考えております。

中学校給食費につきましては、国の無償化とは違いますので、小学校と同じく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用と、あとは一般財源、それとふるさと納税を使いまして無償化の実施を行うようにしております。

成富牧男委員

財源的にはどうやったかって、ここに、資料26ページの主要事項説明のところに書いてある内容なんだろうけど、地方創生臨時交付金っていうやつは、もうずっと交付される見通しとかはあるのか。

ほかのところにしわ寄せが来ないのかっていうのは、やっぱり単純に心配なんですけれども、そこら辺を部長のほうからでもお答えしてもらえませんか。

姉川勝之教育部長

今回のこの小中学校の学校給食の無償化につきましては、財源としては、先ほど課長が申し上げましたように小学校は国の負担軽減交付金がほぼほぼ、足りない部分を重点支援地方創生臨時交付金で。中学校につきましては、約半分以上を同じく重点支援地方創生臨時交付金の活用をいたしております。

この交付金が来年度以降も続くのかということに関しましては、国の動向ということにもなるかと思います。

これまで、もうここ数年この臨時交付金っていうのは、物価高の中で続いておりますので、これが来年度以降も続くのかどうかというのは国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

もし、そういうのがなかった、もうないとした場合は、当然交付金とは別に今後も国のほうに対しては、中学校の部分の無償化についての要望とか、小学校の部分についてもうちが給食材料費としては足りない部分を交付金で充てている部分もありますので、そういったところの適正な実施っていうのを強く求めていきたいというふうに考えています。

成富牧男委員

確かに続くか続かんかって言われたら、今、言われたとおりだと思います。国の動向による、今の話やったら、ここまで来たわけですから、もう後退はできないっていう、その構えは持っておられるということでよろしいでしょうか。

財源が乏しくなったから、ちょっとごめんなさいっちゃうことはあり得ないと、現時点のあれでいいです。

姉川勝之教育部長

先ほど、お答えさせていただいたとおり、この重点支援臨時交付金の継続かどうかというのは国の動向を見ていきたいと思いますが、それに合わせて国のほうに対しては、今後中学校について、国のほうとしての早期実現、あと小学校についても適正な価格の実施っていうのを求めていきたいというふうに考えております。

永江ゆき委員

関連です、今回、無償化っていうことで、本当にうれしいなと思っています。

その中で、一般財源から984万1,000円という予算を組んでもらってるんですけど、以前、私が牛乳の選択制の質問をさせていただいたときに、考えてないという御答弁だったかと思いますけど、今、少しずつ選択制を導入されている市町村があるんです。

その中で、ぜひ一回ぐらいはアンケート調査していただいて、本当に、何て言うか、牛乳を飲まざるを得ない状況で、今、必ずついている状況なんですけど、やっぱり私は、御飯にはお茶が合うと思ってるし、殺菌作用とかお茶にはお茶のよさがあって、インフルエンザの予防になったりとかそういうふうにも違う方面でもやっぱりメリットってあると思うんです。なので、これを機会に一回考えていただけたらなと思います。

そして、廃棄されているところもぜひ調べていただいて、どれぐらい廃棄されてるのか。中学校と小学校と合わせて、多分5,000人ぐらいだったと思いますけど、それに一本200ミリリットルの牛乳を掛けるってなったら、1日に1トンぐらいの牛乳の消費量になっていくと思います。それが大体平均で、日本で1年間に……、どうやったかな。結構な分量を捨てられているっていう計算になっているっていうのが発表されてるんですね。

なので、ぜひ一回ぐらい検討していただけたら、この財源的にもう少し、もしかしたら安くなるかなと思いますので、その辺、検討していただける余地はあるでしょうか。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

飲用牛乳の選択制についてでございますけれども、本市としましては、適正な栄養摂取をしていただくために牛乳は貴重な栄養元と考えております。そのため、現在のところ選択制というところは考えておりません。

永江ゆき委員

そうおっしゃると思いますけど、福岡市のほうでは、別の方法で栄養分を取れないかということを検討してるっていうことも発表されてましたので、ぜひほかでもできればと思います。

実際、栄養が取れているかどうかというところまでの検証はされてないじゃないですか、提供するだけで。回収もされていないし、その辺もしっかりと検討された上で、栄養面をうたわれるのであれば、ぜひお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

牛乳の残食の問題をお話しされておりますけれども、基本的には、まずカロリーや栄養のバランス等を含めて、こちらとしては適正な給食の提供をというところで考えております。

ただし、議員おっしゃるとおり、残食の問題として、牛乳を含めてそこは残食が出てくる問題等がございますので、その辺りについては、学校給食及び学校としましても残食ができるだけ出ない形とか、そういった取組ということは考えていきたいと思っております。

永江ゆき委員

今、牛乳は残された分っていうのは持ち帰らないようになってますね。捨てているっていうことですね。

やっぱり環境にもよくないので、ぜひ検討していただけたらと思います。要望です。

西依義規委員

ちょうど給食なんで、同じところで26ページの、交付金に頼るのはいいとして、市の負担がふると「とす」応援寄附金を繰入れた理由をまず教えてください。

思うのは、こんな安定していない財源を入れて、これいつでもやめられるようにしか見えんとですよ。後戻りできないだろうって、いや、多分これ後戻りできますよ。

庁内協議、じゃあ部長、何でこれ、ふるさと応援になったんですか、そういうの聞いてますか。

姉川勝之教育部長

このふるさと「とす」応援寄附金基金繰入金というのが、様々な寄附者の意向に沿ってやられている部分で、どの部分を基金として積み立てるというふうな中で、最終的にこの基金を活用することになったっていう部分については、予算編成の中での財源調整という部分も確かにあるかとは思いますが、ふるさと納税として頂いた部分の中での子育て支援という部分の中で、この給食のほうにその財源を充当していただいているというふうに認識をしております。

西依義規委員

もう一つ、これ市立の小中学校なんで、市立以外に行ってる子は、今、鳥栖市で何人ぐらいいらっしゃるのか。

小学校で何名、中学校で何名。小学校が国から来るのであれば、市立に行っていない子たちはどういうふうにしてこの交付金は還元されるんですか。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

市立小学校及び中学校以外に通われている児童生徒数については、440名いらっしゃいます。それで、今回につきましては、あくまでも市立小中学校の給食費の無償化ということで対応させていただいている分でございます。

委員おっしゃいます、市立小中学校以外の児童生徒につきましては、今後対応についてを考えていきたいと考えております。

西依義規委員

今後対応について考えていきたいの案は、例えばどういうふうになるんですか。

A案、B案、対応を考えていきたい、対応のその手法はどういうふうになるんですか。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

まだ、案という段階で、来年度にでも対応を考えていきたいと思っているんですけれども、様々

な形があるかと思います。

完全弁当のところもあれば、鳥栖市よりも低い単価で給食費を取られている場合、もしくは鳥栖市よりも高い、様々な形があるかと思うので、その中についてはいろんな状況を調査しまして、対応を考えたいと思っておりますが、一つは、給付っていう形とかそういったことが出てくるんじゃないかと思っております。

西依義規委員

いろんな考え方があってこれこれで、一旦はいいと思うんですけど、いろんな声が出てきたときに、どうですかね、例えば県立の中学校とか私立の中学校、特別支援学校とか、もちろん本人の意思でそこに行きたいからは、恐らく給食費まではね、それは自分で出してよって思うんですけど、特別支援学校やったらまたいろんな事情が変わってくるやないですか。

そのいろんな事情で、一概にじゃなくて、いろいろ調査していただいて、本当は鳥栖市に行きたかったけど行けない子がもしあったとしたら、その子は何か、補助をせないかんかなとか思うんで、その辺を一回調べてください。

以上です。

成富牧男委員

私ももう一つ、学校給食のさっきセンター、ページ数はごめんなさい、センターの改修みたいな話が出ていたと思うんですけど、私がお尋ねしたいのは、小学校の給食センターですね。本体の耐用年数というか、改修時期っていうのはいつぐらいになるのか、まずそれをお尋ねします。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

大規模改造工事という形になってくるかと思いますが、まだ正式にいつ頃っていうのは決まっておりますが、今センターの供用が開始されて11年経過しております。大規模改造というところでいくと、20年から30年で大規模改造工事を行うという形にはなっていくと思います。

ただ、いつ頃か、その正式なところまではまだ現在は決まっております。

成富牧男委員

早ければ、あと10年後みたいになるわけですね。

例えば、給食センターの内部というのは、最新だからそういうのがないと言われるかもしれませんが、結構湿度が高いということで、厨房機器なんかも交換する時期が、普通のところよりも早いというふうな話も聞いておりますけど、例えば、10年後として——15年でもいいんですよ——これ、今の時点からもう考えとかないかんと思うんです。

例えば、計画の中に入れていくことも、今回はまだいいんでしょうけど、総合計画の後期計画を、今、見直しやってますけど、その次ぐらいには考えないかん時期に来るわけですね、今のスパンやったら。そうすると、そのためのお金も、財源も考えないかんし。

それで、お尋ねしたいのは、大規模改修च्छूूのは、操業しながら、回しながらできるものなのか、それとも、そのときは一時、閉鎖してするということになるのか。

今、考えてあることでいいです。まだ具体的じゃないでしょうから。今は、どっちのほうで考えてあるのか。一緒に回していけるのかच्छूूうことですね。工事しながら、そのまま操業ができるのかどうか、まずそのことを。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

まず、大規模改造工事のこと、それは施設本体のお話をさせていただいております。

令和8年度から予算にも上げさせていただいているとおり、厨房機器等の更新等も10年を経過しておりますので、今後始まるところです。

一応、来年度から年次的に、厨房機器等の更新等は計画的に進めさせていただくようにしております。来年度については、小学校債のほうで、学校給食センター改修事業ということで小学校債のほうも上げさせていただいてる形で、年次的に対応していきたいと思っております。

施設本体の工事につきましては、まだいつ頃になるかっていうところの決定は行っておりませんが、そのための具体的な、こういった形で行っていくかっていうところも、まだ考えてはいないんですが、実際、改修工事を行っていくとすれば、できるだけ長期休業中とか、そういったところで数年間にわたって改修工事を行って、できるだけ給食提供に影響がでない形をとっていく必要があるんじゃないかと考えております。

成富牧男委員

今、考えているのは、今やっておられるところではできる、改修方法も含めてということを考えてあるということですね。ということでもいいんでしょうか。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

繰り返しになりますが、大規模改造工事の具体的な検討自体にもまだ入っておりませんので、どうなるかっていうところはないんですが、基本的に現状としましては、今の施設の改修工事を行っていくという形になるんじゃないかと思ってるところです。

成富牧男委員

要望です。私も最近、情報に接してないんですけど、ちょうど鳥栖市がセンター化に移るとき、既にセンター化を、もう10年以上のその前の10年以前にやっていた、特に都市部なんかで、次にもう改修時期が来て改修しようと思ったときに、同じように広い設置場所を探さないかんということで、そんならいつそのことということで、また自校方式に戻ったんですね。

私が言わんでも分かるとということかもしれないけど、特に東京とか周辺では、そういうふうにセンター化しとったところは、全部自校方式に変えていった経緯があります。だから、そういうことも含めて、考えてみてはいかがかと。

結局、今のような特に冬場とか台風のと看、やっぱり給食の配送の心配もせんといかんし、そこら辺もいろいろ考えていただきたいというふうに思っています。

終わります。

永江ゆき委員

給食費の中で、調味料とか油はどこに入ってますか。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

調味料等につきましては、給食材料費の中に入っております。小中学校、それぞれの需用費の中の給食材料費という形になります。

西依義規委員

14ページの上から4つ目、給食業務委託料は、これ中学校なんであれですね。

債務負担みたいにして決めてるんですけど、昨年が1億1,660万円で令和8年度が1億5,400万円、要は4,000万円ぐらい上がっているんですけども、これをさらっと1行で、もちろん契約の全部は聞きませんが、大まかにどういうふうな、もちろん委託先と話し合ってから決めてるんでしょうけど、その辺を少し詳しく教えてください。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

令和8年度の中学校給食の業務委託料につきましては、現施設での現契約が7月までとなっております。

8月以降が新契約という形になっておりますので、現契約が令和3年の2学期から令和8年の1学期までの5年間、大体年額でいくと1億1,660万円ほど。

来年度の2学期以降の新契約につきましては、15年間になります。令和8年度は月割りという形になってくるんですが、おおむね1億8,225万9,000円が年額という形になってきます。

西依義規委員

それは、議決のときにその15年の数字は出てましたっけ。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

議決のときは、債務負担行為ということで15年間の限度額をつけてまして議決をいただいております。こちらの契約の金額につきましては、6月議会のときに議決をいただいております。

西依義規委員

すいません、じゃあ数字もいただいでいて、前回の1億1,660万円と今度の1億8,000万円で比べた場合、どういうふうな数字がこれぐらい上がったって、概要でいいんでざっと教えてもらっていいですか。

中川原豊志委員長

暫時休憩します。

午前11時57分休憩

~~~~~

午前11時58分再開

中川原豊志委員長

一旦再開します。

ほかの質問あるかと思いますが、お昼休みのため改めて休憩します。

午前11時58分休憩

~~~~~

午後 1 時 9 分再開

中川原豊志委員長

再開します。

引き続き質疑をお受けいたしますが、先に学校給食課から。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

西依議員から、いつ鳥栖市立中学校給食調理配送業務の契約について報告があったのかというところなのですが、昨年８月８日に全協の後の時間をいただきまして、全議員に対して契約の内容についての報告と説明等をさせていただいております。

中川原豊志委員長

そのときの説明の内容まで分ければ、ざっと。

岡本澄久学校給食課長兼学校給食センター所長

それでは、概要という形で、業務名としましては鳥栖市中学校給食調理配送業務で、契約の相手方としましては、現契約結んでおります株式会社日米クックとなっております。

履行期間につきましては、令和8年8月26日から令和23年8月25日までとしております。

契約日につきましては、令和7年7月15日でございます。

契約金額につきましては、27億3,388万5,000円です。

今後のスケジュールとしましては、令和7年11月に新センターの建設の着工を予定しております。令和8年7月に新センター竣工予定としております。令和8年8月に開業準備を行いまして、令和8年8月26日から供用開始を予定しております。

当時の説明は、8月26日供用開始としておりますが、夏季休暇期間の延長とかで、またここは、供用開始は9月以降という形になってくるかと思います。

施設の概要としましては、建設予定地が鳥栖市轟木町1809番地3、敷地面積につきましては、2,488.61平方メートル。建物の仕様につきましては、鉄骨造り2階建。床面積については、927平方メートルとなっております。

当時に説明させていただいた概要については、以上でございます。

中川原豊志委員長

この際ですが、御質問ありましたら。

西依義規委員

調べたらありました、ありがとうございます。

それで、中学校のこの委託料はいいですけど、給食費自体に一回戻っていいですか。今回、無償化をするという方針を鳥栖市として立てられたのかどうか。

要は、この御時世で、国から交付金があったんでやったのか、例えば教育のどっかの方針とか計画とかにこの無償化っていうのを方針として記載を、今後決めることはあるのか、これ一時的なものかを私、聞きたいんで、その辺はどうですか。

教育大綱とか、そういうのがありますよね、教育プランとか。その中の学校給食という欄に給食は無償化ですよみたいな、何かそういう文言が今後入っていくのかどうか。

そこはいかがですか、そうせんと毎年毎年これが出るまでドキドキしとって、今年はただやった、来年は要るみたいになるんじゃないかなっていう気がするんですけど、その辺は。

姉川勝之教育部長

この市立小中学校の給食費の無償化につきましては、市役所庁内の中での合意形成を得た上で実施をするというふうな形で決定をいたしております。それを具体的にどこに上げていくかという部分で言いますと、まずはうちの教育委員会所管の中の教育プランの中には、その部分については掲載をしていくような形になるかと思っております。

成富牧男委員

16ページの報酬のところです。

報酬とその下の、いわゆる会計年度任用職員の報酬並びに手当、そこら辺でお尋ねしたいと思います。

説明の中で、ここには同和教育集会所の分も含まれているというふうにお聞きしました。そう

いうふうに説明があったと思いますが、この中のいわゆる社会教育指導員——ごめんなさい、さっきのちょっと間違えましたね——こっちの教育委員会の3階に1人、そして同和集会所に2人いらっしゃるわけですね。それで、同和教育集会所にあと1人事務職みたいなのでいらっしゃる。

とりあえず、社会教育指導員3名の何か違うでしょう、金額が。そこら辺も含めて金額と、それからプラス、同和教育集会所におられる職員さんの報酬ですね、それを教えてください。

そして、もうついでに言っておきます。

併せて、これ見ると旅費が減ってますよね。今回、半額ぐらいになってますけど、この理由は何かあるんですか。

以上です。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

まず、1つ目の御質問の社会教育指導員及び同和教育集会所に配置されております事務員の報酬でございますが、社会教育指導員1名の報酬が241万6,320円。集会所配置の社会教育指導員2名の報酬が272万8,092円と262万5,132円。事務員1名が247万140円でございます。

成富牧男委員

手当も含めた金額ですか。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

手当につきましては、会計年度任用職員でございますので別途期末勤勉手当が出ております。

こちらにつきましては、課内配置の社会教育指導員の予算額が93万6,302円、集会所配置の社会教育指導員2名が、それぞれ105万7,135円と101万7,238円。事務員1名が95万7,179円となっております。

成富牧男委員

言っていたいたんで計算しますけど、報酬プラス手当でトータル幾らになりますか。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

集会所配置の3名の報酬と手当の合計でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）1,085万4,916円でございます。

成富牧男委員

同和教育集会所関係で、今、報酬プラス手当関係で1,000万円を超しているっちゃうことです。

いつも言ってますけど、あそこにそんな、3名もいるのかっていうのは、生涯学習課もそうでしょうし、御多分に漏れずでしょうけど、大変人が足りない、人が足りないと言っている中で、こうした金額の人、合わせて3人ですけど、同和教育集会所にいらっしゃる。

今回、人数はあえて聞きませんが、いや、ものすごく増えとったっていう話であればまた聞きます。

相談件数は、前聞いたときには53件か54件ぐらいやったですもんね、年間。年間53件か54件、リピーターがおったとしても物すごく少ない数字。そこに3名も、日頃何をしておられるのかってやっぱり考えてしまうんです。そういうのを引き続き疑問に思いました。

それから、あと一つ聞きたいのは、これ地域福祉課のところで聞いたんですけど、全日本同和会主催の各大会へ職員が出席されてますけど、同和教育集会所のこの3名の職員も今回もどこか行かれるんでしょうか、具体的に分ければ教えてください。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

最初に、成富議員から質問があった旅費の減額の理由でございますが、令和8年度から日当が廃止になりますので、その日当廃止の分がこの減額分でございます。

こちらの集会所職員の旅費の予算の部分につきましては、具体的に申しますと内訳としまして、全日本同和会全国大会、全国青年部研修会、全国女性部研修会等の全日本同和会の研修会への出席でございます。

成富牧男委員

この方は職員として参加しよると、それとも会員だから参加してあるの。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

職員として参加しております。

成富牧男委員

延べ何人が参加するんですか。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

各一名か二名程度の参加になります。

成富牧男委員

何か、ちょっとねえって思いました。

特に、同和教育集会所に配置されとる指導員さんちゅうのは、非常にベテランで、ちょっと言葉は違いますが、職務に非常に深い知識を持ってある方という前提でしょう。

また、わざわざ、しかもこれ、多分毎年繰り返して行かれていると思うんで、同じ人が行っている公算が強いですね。私は、これ必要ないと思います。半分に切るか、とにかく毎年行く必要はないということを申し上げておきます。

もし、違うちゅうことであれば言ってください。毎年一遍ちゅうとに関して違うのであれば、そうであればもういいです。今のは要望。

永江ゆき委員

27ページの大規模改造事業についてですけど、この事業は、運動場とか運動場周辺とか外構も含めた改修になるんですか。

西木純子教育総務課長

改修を行うべきものがあれば、校舎の周辺も対応はしているところではありますが、基本的に校舎の大規模改造となっております。

永江ゆき委員

旭小学校のなかよし会の前の地面が、雨が降ったら結構大きな水たまりができるってお伺いしたりとか、あと、トイレが子供たちがちょっと苦手な和式だったりとかっていうお話を聞いているんですけど、その辺は検討されてありますか。

西木純子教育総務課長

今、委員おっしゃったのは、なかよし会の前の地面というところでございますが、大規模改造工事にかかわらず、学校から土とかが雨水で地面がぬかるんでいるところとかがあれば、日々の用務員の方とかが対応、また何かそれ以上に困ることがあれば、こちらの教育委員会に上がってくるようなことにはなっております。

それと、言われたトイレは運動場にあるトイレのことかと思いますが、現在、運動場にあるトイレは確かに和式でございます。運動場にある旭小学校の屋外のトイレにつきましては、数年前に古かったので改修をしていて、現在も和式のままではございます。

ただ、学校施設の中もそうなんですけれども、管理棟とか来客の方がお見えになるというところで、まだ和式がいいというお話もいただいていたかと思うので、屋外施設で和式のままである状態でございます。

永江ゆき委員

子供たちが主に使うと思うので、やっぱり使いやすさから考えたら洋式なのかなと思いますんで、もし何か機会があれば、ぜひ変えていただけたらと思っています。

それと、こちらはZ E B化の検討がされなかった感じですか。

西木純子教育総務課長

今、おっしゃったのが、旭小学校の大規模改造工事についてのZ E B化がなかったのかというような御質問かと思いますが、Z E B化に取り組むことになった経緯といたしましては、脱炭素社会の実現を目指したゼロカーボンシティということで、関係課で協議、検討、調査した結果、基里中学校の設計に入ってたというところで、基里中学校からZ E B化に取り組むことができたということでございます。

旭小学校については、Z E B化に取り組むという方針の前に設計等が終わっておりましたので、今回Z E B化には至っておりません。

永江ゆき委員

そしたら次のページ、基里中学校の大規模改造工事のZ E B化に関してなんですけど、これは

国の補助は受けられずにそのまま、何か検討されたりとかメニューはなかったっていう感じですか。検討をされたのか。

西木純子教育総務課長

大規模改造工事に伴うZEB化ではありますけれども、このZEB化の部分に関しては環境課のほうで対応ということになっておりましたので、こちらのほうで財源等の部分は出てきておりません。

姉川勝之教育部長

基里中学校の大規模改造事業の市債の部分としては、一部ZEB化に該当する部分と考えられる分については、通常の教育で使う市債とは別に、脱炭素化債っていう別のZEB化等で活用できる機会がありましたので、そちらのほうを活用するというふうな形で対応しているところです。

永江ゆき委員

市債の部分の一部ってどれぐらいですか。

姉川勝之教育部長

今、こちらのほうに8億3,870万円市債を打っているうちの中で8,600万円が、脱炭素化推進事業債を活用しております。

永江ゆき委員

ZEB化はどういった内容になっていますか。

西木純子教育総務課長

ZEB化にする場合といたしまして、現在考えているのが、天井に断熱材を入れるということと照明器具の照度を調整する、または空調機を効率化のものに更新するということを取組として行っております。

永江ゆき委員

断熱材も考慮していただいているということによかったです。これ、大体何年ぐらいで改修できるって見込んでありますか。

西木純子教育総務課長

ZEB化分の改修工事については、令和9年度で終わる予定となっております。

永江ゆき委員

改修工事が終わるのが令和9年で、断熱と照明と空調だけか、分かりました。

西依義規委員

要は、鳥栖市内の教職員が足りているのかを聞きたいんですけど、どこで聞けばいいのかな。

例えば、教育業務支援員とかいろいろサポートする方々の職員さんはいいいんですけど、要は、県の不足がどれぐらいあって、その不足分をどうやって鳥栖市はやりくりしているか、ちょっと

聞きたいと思って。何名ぐらい不足してるのか。

井手崇雄学校教育課長

西依委員の御質問にお答えできるかちょっと分かりませんが、教職員が足りてるか否かっていうのは、実際、全国的な教員不足、それはもう鳥栖市も一緒でございまして、教職員については県費、県の教育委員会から給与が出ておりまして、それは鳥栖市に採用されて、鳥栖市の教職員となっておりますので、こちらに上がってくるものではございません。

それで、不足の細かい数字は少し時間かかるんですけども調べれば、やはり各学校で、二から三人、多いところは四人、五人欠員という、席はあるけれども、実際人がいないというような感じで県から教職員の配置があっております。

そこについては、正規の職員は教諭って言います。実際、先生を退職された方、講師の方などに手助けしていただいてというか、来ていただいて、常勤講師または非常勤時間講師とって、1時間時給制で来ていただく講師を充てて埋めているところです。

それでも未配置となっている学校が、やはり中学校に一、二校今年度は実際ございました。

西依義規委員

そういう県のやりくりの中で、例えば、鳥栖市が独自に採用してとか、県がめちゃくちゃ頑張ってる、それでも足りんわけでしょう。そういう場合に、鳥栖市がやれることって何かあるんですか。

それ、もう県をただ見とくだけやないですか、欠員状態を。何かやることあるのかなのか。もちろん、支援教育なんかはあったんですが、それを聞いてみたいなと思って。

井手崇雄学校教育課長

鳥栖市が独自で予算をつけて、学校の教職員を配置するっていうのは、これまでもやっておりませんし、今後も今のところ検討してはおりません。

近隣でもそこは、私も把握をしておりません。

ただ、講師不足で鳥栖市は独自に、ペーパーティーチャーの説明会と研修会を独自に持ってまして、年間数名ではございますが、教育委員会に来てもらって、学校見学したり、先輩の先生から話を聞いたりして、俗に言うペーパーティーチャー——教員免許証を持っているけど、まだ教壇に立ったことがなかった人をこちらのほうに講師として採用するような手だてをとっております。

あとは、先ほどの予算書の中に入っております教員業務支援員であったり、特別支援教育支援員であったり、学校生活支援員だったり——要するに支援員ですね。これは、市の会計年度任用職員ですけども、こういった様々な職種の方を学校に配置することで、教員の負担軽減に資しているとこちらは認識しているところでございます。

西依義規委員

すいません、予算からちょっと外れまして。

そしたら、23ページのG I G Aスクール、今回もちろん耐用年数が終わったんで、買い換えですか、リースですか。

あと、前回のと変わるのか変わらんのかとか、性能的にどうなのかっていうのを。前回、2020年ぐらいにあったんですけど、前回との違いがあれば教えてください。

西木純子教育総務課長

今回、タブレットについては購入となっております。令和2年度に導入した学習者用タブレットにつきまして、今回は、新しく中身等はその頃よりも使いやすくなってるかと思いますが、実際、購入を決めていくのはまだ今の段階ではないので、詳細については、この場ではお話しすることは難しいかと思っております。

西依義規委員

イメージですけど、例えば、6年前に買った子は小学校1年生だったら、今、中学校1年生になるけれども持ってますよね。それを一回下取りとか、もう一回また支給するのか、今持っているタブレットはどうなるんですか。

平島隆臣教育総務課教育支援係長

今の西木課長のお答えに補足いたしまして、現在のタブレットを基本的には、再利用等も検討はいたしますが、適切な形で処分ということになりまして、新たに配付をしないというイメージになります。

実際、今回は国の補助が県を通して来るんですけれども、そちらの補助の条件といたしましても適切な処分であったりするところが入っております。あと、機能的なものですが、こちらでも文科相のほうで最低のスペック基準を——こちらはホームページ等でも確認することができますけれども——そちらを満たしたモデルを購入することになるかと思っております。

西依義規委員

もちろん、県支出金もあるけど一般財源もありますよね。かかってますよね。

我々もタブレットを持ってますけど、いや、まだ使えるんじゃないかなみたいな、これ、もうきれいに5年で変えなさいっていうのが国からあるんですか。

平島隆臣教育総務課教育支援係長

一応、買い換えが前提となっているかと思いますが、もちろん再利用等も検討することはできます。

ただ、やはりモデルとしましては、年々次のモデル等が出ておりますし、機能面でもやはり新しいものが勝るかと思っております。

それと、一般財源のところの話ですけれども、基本的にタブレット端末の購入につきましては学習者用、この児童生徒用ですね、こちらに関しましては、1台当たり上限額がございますけれども、3分の2の補助となっております。残りの3分の1につきましても国のほうから一応、地方財政措置、いわゆる交付税措置があっているということで聞いております。

西依義規委員

分かりました。ありがとうございます。

じゃあ、その横の24ページのネットワーク強靱化、これは、まず単年度導入費でやって、ランニングコストはどれぐらいかかるんですか。

平島隆臣教育総務課教育支援係長

ランニングコストにつきましては、今のところの予定、見込みとしては年間でいきますと、実際出てくるのが令和9年度からにはなるかと思うんですけれども、70万円程度を見込んでいところでございます。

西依義規委員

もちろん、やっとならないかんことは重々分かるんですけど、これ、今はないんですよ。

今ないのでこれをやるって、6,700万円かけてやるんでしょうけど、その必要性は十分あると思いますが、だけど、今はどうやって強靱化に対応してるんですか、今ない状況において。

平島隆臣教育総務課教育支援係長

こちら、24ページにあります校務システム等の利用について、国から、今後についてはこのクラウド型とかを利用しなさいっていうような指針も出ておりますので、そういったものに対応できるようセキュリティレベルを高めていくものでございます。

西依義規委員

分かりました。だから、今はこの校務システムはどういう状況なのか、直接外につながらないようにする、今どこがどう問題で変えるってのをもう一回いいですか。

平島隆臣教育総務課教育支援係長

現在、校務システムにつきましては県のシステムを使用しておりまして、そちらについて、今後また市のほうで新規環境イメージでの導入を検討しているところでございます。

西依義規委員

これによって先生方の校務が変わって、例えば大変なるとか楽になるとか、何かそういうのって何か、導入した後に違いはどう出てくるんですか。

井手崇雄学校教育課長

実際、現行の校務システムは、ちょっと言いにくいですけど、非常に使いづらいものがあります。

学校の先生方は、例えば通知表であったり、指導要録であったり、子供たちの保健簿であったり、そういったものが、なかなか処理が一括でできない。

新規の校務システムを入れることで、1つ名簿を作れば、それが全て、今言ったような通知表、指導要録、保健簿に全部反映をされるようなシステム、全部のデータが連携できるようなつくりになってますので、現在は、一つずつ作って、エクセルで作ったり、こちらの校務システムを使ったりして、実際、我々も現場にいるときは非常に時間をとっていたものが、この導入をもってかなり学校の教員は、本当に楽になってくるのかなと思っています。

永江ゆき委員

スクールロイヤー相談等事業の件ですが、これ学校現場が使いやすいような、そういう仕組みになっているんですか。

井手崇雄学校教育課長

どこまで使いやすいか、ちょっと分かりませんが、議場のほうで御答弁もさせていただきましたように、実際、学校教育課に一旦連絡をもらって、それからそこで学校長が直接、スクールロイヤーと時間、日程の調整をして、そこで電話、または直接会っての面談という相談ですね、そういったものを受けるようにしていますので、現状がこの導入前というか、今までは学校教育課に連絡を受けて、今度、市役所2階の総務課に連絡入れて、書類を提出してから佐賀市にいらっしゃる市の顧問弁護士に連絡をとって、学校教育課と学校の管理職と一緒に現地まで行って相談を受けていたので、現状から比較すると学校としては、かなり簡単に相談ができるような体制を整えることができたのではないかなと思っています。

永江ゆき委員

それはよかったと思います。何か現場がすごい大変な中、手続とかも大変ならまたあれだなと思ったんですけど、この66万円で、顧問契約っていう感じですか。スポット的な感じですか。

井手崇雄学校教育課長

顧問弁護士っていうような言い方はしてありませんが、委託契約ということで、この相談業務、予防教育、教職員の研修、この3点をセットにしましての委託契約を結ぶこととしております。

永江ゆき委員

同じ弁護士さんがされるんですか。

井手崇雄学校教育課長

スクールロイヤーは、恐らく一つの法律事務所っていうところをお願いをしようと、今、検討中でございます。

永江ゆき委員

導入されることで、現場の先生方が少しでも楽になるような形をとっていただかないと結局、

本末転倒になってしまうので、その辺は、ぜひ簡単に、しっかりとサポートできるような体制でよろしくをお願いします。

緒方俊之委員

その法律事務所の選定方法とかつちゅうのはどがんふうに。

井手崇雄学校教育課長

選定につきましても議場でお話をしたことと、また同じような回答になるかもしれませんが、本市の小中学校の実情とか、取組とかを一定程度認識をやっぱりしていただかないといけないのかなと思っております。

実際、国が示しております教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引、国が出してる手引もですね、やはりその土地、土地といいますか、その土地に知見のある弁護士に個別にっていうような表現もございますので、そういった方の人選に努めていきたいと考えております。

緒方俊之委員

この66万円、年間契約ということになるんですよね。それで、相談件数がもうめっちゃめっちゃ多いと、その時これじゃちょっと合わんよとかってなるのか、1件につき幾らとかなのか。

井手崇雄学校教育課長

一応、想定をしていますのが、1件当たりの相談の料金というのは、県のスクールロイヤー事業、先行してます事業がございますので、そちらと同額に合わせております。

それで、大体、年間各校、8回程度を見込んで予算は計上しているところですので、ここ数年の、学校でのそういう事案といいますか相談を要するような案件の発生件数からも、8回程度で何とかなるのではないかなと考えておりますが、今後、その件数が著しく増加するとかなるときにはまた検討が必要になるかもしれませんが、現状はこのままいかせていただきたいと考えております。

緒方俊之委員

先ほどの話で、各校年間8件ぐらいはあるってことなんですね。だけん、今年度もそんなぐらいは法律相談せんばなみたいなのが、そんな頻繁に起こっているんだと、今、どきっとして、どんな感じで把握されて、どういう感想なのか聞いてもいいですか。

姉川勝之教育部長

具体的な回数というのは、まだ把握ができてないんですけど、1校当たり、これあくまでも分かりやすいように1校当たり8回というふうに御説明しておりますが、その年、年の事情によって、極端な話、1校でも何回も行かなきゃいけないようなこともありますし、それが同一案件で、複数回確認にいかなくちゃいけないというのもありますので、事案が96回、96種類あっているかっていうと、そういうわけではなくて、いろんな回数の多い少ないも含めたところと、あと、

少し余裕も見たところでこれぐらいの回数を想定しているということでございます。

緒方俊之委員

ありがとうございます。こういう事例が起こらないのが一番いいのかなと思いますんで、どうぞ頑張ってください。

永江ゆき委員

タブレット端末による授業って、大体全体の何割ぐらいを占めているんですか。

井手崇雄学校教育課長

タブレット端末を授業に用いる、その割合ですか。

やっぱり、教員によって大分そこら辺が違ってまいります。もう毎回、毎時間の授業で活用する先生もいらっしゃれば、やはり週に一、二回程度っていうような先生もいて、やはりそこは、もう年齢だったり、やっぱりスキルであったりそういったところに大分左右されます。

ただ、毎日使いましょうというふうに、導入したものですから、できる限り使っていきたいと思いますというふうなことで、市でも研修会を開いたり、学校独自で活用に関する研修会を開いたりして活用促進に向けた取組を行っていますが、数値としてどれぐらい、何%っていうのはちょっと、こちらでは把握をしておりません。

永江ゆき委員

なぜ、こういう質問したかという、スウェーデンではもうやめる方向になったそうなんですね。

実際、手書きする力が低下していくとか集中力が低下するとか、視力の問題とかやっぱり出てきているっていうデータがあるそうなんです。日本では、そこまでされているかどうか分かんないんですけど、必要なだけ使い過ぎたらって、やっぱりメリット、デメリットがある中で、先ほど先生もおっしゃったように、使われる先生とそうでない先生といらっしゃって、そこで関わる子供たちが将来どういうふうになっていくかということもすごく難しいんじゃないかなと思ったので質問させていただきました。

それで、タブレットばかりに頼っていると、これがなくなったら何もできないということも、そこまで踏み込むあれは、予算のことだからないんですけど、その辺が心配だったので質問させていただきました。

以上です。

田村弘子委員

29ページの放課後児童健全育成事業のところで、増額が多いっていうことは、それだけ施設の拡充だったり受入れの幅が広がってきてるんだと思うんですけども、令和8年度は、今現在で、これ予算のところで聞いていいのかどうか分からないんですけども、申請者に対しての受入れ

っていうのはどんなふうになっているか教えていただけますでしょうか。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

令和8年度の、いわゆる一斉受付が1月10日に終わっておりまして、まずその段階での入会決定を2月の上旬にしております。

その段階で、定数を超えて待機と判定をさせていただいた方が、通年9名、長期14名。小学校は、若葉、基里、麓でございます。

申請数につきましては、1,016人に対し、入会決定が990人でございます。

田村弘子委員

ありがとうございました。

通年が9名と長期が14名、で申請者が1,016名で決定が990人、何名かは整理されたんですか。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

辞退が発生したことによるものでございます。

田村弘子委員

ありがとうございます。今、若葉小学校もBクラスの建設などがあったりするので、若葉小学校は今後、待機が変わるのかなと思うんですけれども、去年、多く出ていた鳥栖北小学校が、今年度は待機が出ていないってところには何かしらの対策があったというふうに理解してよろしいですか。

どのような経緯で、今回は出ていないのか教えていただけますか。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

鳥栖北小学校につきましては、今年度30名程度の待機児童が出ておりましたこともありまして、来年度につきましては、1クラス増設をさせていただいたことで現状待機が、一斉受付の段階では出なかったというところでございます。

田村弘子委員

1クラス増設って、どのようにして増設をされたのでしょうか。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

施設の問題がございましたので、現状、鳥栖北小学校児童数が横ばいか微増かっているところがございますので、施設内というところは難しゅうございましたので、協議をしまして保健センターを臨時で、会議室をお借りしてそちらで開設をさせていただくということで調整をさせていただいたところです。

田村弘子委員

ありがとうございました。

学校内でっていうところで、空き教室を使ったりとかいう提案もあってたんですけれども、北

小学校に至っては、やはり生徒数の微増というか、もう減少もほぼない状態で、空き教室もないというのが現状でしたので、どのように解決ができていくのかっていうところは注視していたんですけども、保健センターを臨時で借りなんですか。

もう、今後常設っていうか、ここをずっと借りていけるような方針っていうのはあったりするのでしょうか。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

現状、臨時でということで目的外使用ということになりますので、臨時でということにはなりますけれども、そこはまた重ねて協議をしていきたいと考えております。

田村弘子委員

目的外使用をしてでも待機児童を減らしていきたいっていうところの思いはすごくありがたく、本当感謝いたすところなんですけれども、今後、やはり施設を増設っていうところもありがたい話なんです、ある施設をこういうふうにして、目的外使用ですでにある資源を使っていくっていうところも発信していけたらなと思いますので、これから鳥栖市内の子供たちの状況がどう変わっていくのかは分かりませんが、なるべくなら微増というところをずっと持っていけたらと思いますので、建設の前に近場で今ある施設を目的外使用でも利用できるようになっていうところを積極的に働きかけていっていただきたいと思います。

それで、もしよければ、補助額がそれぞれ、なかよし会から、あいあいさんから、虹の広場さんから細かく出しているんですけども、前年度との増減が、分かる範囲でいいですので少し教えていただけますか。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

前年度の当初予算との比較となります。

なかよし会につきましては、約7,200万円の増額となっております。和貴福祉会が294万円、健翔会が85万円程度の減額となっております。慈光保育園が約19万円程度の増額、公栄が344万円の増額、和貴福祉会が223万円程度の減額、椎原寿恵会が666万円程度の増額、田代保育園が新規でございますので1,271万3,500円の計上となっております。

田村弘子委員

さきほど、社会福祉法人の名前で教えていただいたんですけど、上から順番でいうところではよかったでしょうか。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

そうですね、和貴福祉会があいあいさん、健翔会さんが虹の広場さん、慈光保育園さんが絆さんで、公栄さんがげんきさん、和貴福祉会がかさなさんで、椎原寿恵会さんが緑ヶ丘さんで、田代保育園さんが田代さんになります。

田村弘子委員

増減がそれぞれにあるかと思うんですけれども、全体的に減のところって何が理由で減になっているのかとか御存じだったりされますでしょうか。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

減の法人が2か所になりますので、そちらについては今後打合せ等をしていきます。

田村弘子委員

ありがとうございます。

分かる範囲で分かったときには教えていただけたらと思います。

やはり、これだけ働く方の子供を預ける先があるというところは、保護者さんも安心して働けていけるかと思えますけれども、放課後児童クラブだけではない居場所も今後は全庁的に皆さんと考えていけたらと思っております。

まず、行ける場所があるっていうのは本当にありがたいことですので、今後とも引き続きこういう対応をしていただけると幸いです。いつもありがとうございます。

成富牧男委員

同じ29ページの健全育成事業、私が、基本的なところを確認したくて質問をいたします。

このなかよし会、特になかよし会に絡んでいるのは、私の理解では行政でいうと支援するところの支援課がありますよね、支援課。それで、こちらの生涯学習課の行政で絡むのは2つだけですか、直接のは。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

なかよし会の担当課としては生涯学習課になりまして、放課後児童クラブ全般の支援に係る部分に関して支援室ということでございます。

成富牧男委員

2つが絡むということで、支援室と生涯学習課の絡みのところ、役割分担のところをもう少し教えていただけますか。

それと、ついでにもう一つ、なかよし会の会長は教育部長でいいんですか。それで、事務局長が課長と。それも含めたところの関係っていうか、あっちを押したら今度こっちに行ったりとか。いや、最近それはないですよ、私、あんまり質問してないんで。

ただ、いろいろお話を、私のほうも注文を出すにしろ何をするにしろ、そこんところを理解せんまましたら、かえってそちらにも迷惑をかけるんで、その関係をここで確認しておきたいんですけど。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

先ほど委員言われましたとおり、現状、理事の中の会長が互選となっておりますので、理事と

して入っております教育部長が会長を互選で務めております。

事務局長につきましては、現在、生涯学習課長が兼務をしている状態でございます。課としての生涯学習課が先ほど申し上げましたとおり、なかよし会、鳥栖市放課後児童クラブとの関係といたしましては生涯学習課が所管課でございます、放課後児童クラブ支援室のほうは放課後児童クラブ全体の支援を行うものでございます。

成富牧男委員

放課後児童クラブ全体のというところで、そこになかよし会も入っているということですね。事務局長と支援室との関係は。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

なかよし会の事務局長は、現在、生涯学習課長でございます。

成富牧男委員

いや、それは分かっとるけん。

その業務分担をどういうふうにしてあるかというのが、いまいち分からんところがあるんで、もうざっくりいいですよ。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

なかよし会は会長が、部長が兼務している。課長が事務局長を兼務しているというところがなかよし会の組織となっております。

成富牧男委員

だから、具体的な事務分掌みたいな感じで言うたら、どがな違いがあるのかなっちゅうのを聞いているんです。

それと、常日頃、机も横にあるし、いろいろ連携も図ってやられていると思いますけど、そこんところ、どういう仕事はこっちがやって、課長からすれば当たり前のようなことを私は聞いているかもしれませんが、そこを確認したいんで聞いてます。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

生涯学習課長が、先ほど申し上げたとおりなかよし会の事務局長になっておりますので事務局長としての業務を行っているのと、支援室長につきましては支援室の取りまとめというところで業務を行っているところでございます。

成富牧男委員

お二人、支援室と事務局長さんは日頃どういう形でお仕事をやられてますか、なかよし会だけでいい。

全体の支援室ということですが、その中のなかよし会員の事務局長さんでしょう。

久家喜男生涯学習課長兼図書館長

なかなかそこら辺の整理が難しいところではありますけれども、なかよし会の事務局長という立場でいきますと、所管の室というところ、なかよし会はその支援室の支援する中の一つと。

ただ、また別方面で生涯学習課長という肩書も持っているという状態でございます。

成富牧男委員

ちょっと分かったような、分からんようなところもあります。今、御自分で言われたとおり、しかしそこら辺がもっとスムーズに連携ちゅうか、有機的なつながりっていうか。

それと、今度は逆に、お互い出張り過ぎて変なときもあるし、出張らなさ過ぎて隙間が空いてできるところ、やるべきことがやられてないちゅうのも、そういうことが出てきてもいけませんので、やはり難しいと言われてもそこんところはきちっと、やっぱりやってもらわんといかんと私は思ってるんですよ。

それで、さっきの話では、もうほとんど待機児童がないぐらいにまでいっているわけだから、なおさらなかよし会が全体の牽引車じゃないけど、なっていけないかんでしょうから。全体の、その放課後児童クラブの。

だから、もうちょっと組織的に、きっちり説明できるように整理してもらわんと、私も、いらん見当違いなことを言ってもいかんしと思います。

以上です。

西依義規委員

30ページの勝尾城筑紫氏遺跡は、進み出したことには、もう大変よく思っているんですけど、これは結局公有化は、葛籠城に関しては全部できてないまま進めているんですけど、最終的には公有化ができてなくても整備ができるような基本設計になるんでしょうか。それとも、やっぱり公有化を前提とした基本設計になるんでしょうか。

大庭敏男生涯学習課文化財係長

すいません、整備の前提としまして、公有化が前提となります。

今回は、公有化ができていない部分がございますので、その部分については整備ができないと。

ただ、できないと言いましても所有者さんの許可を得て通行したりとかっていうことはできていますので、そこはこれまでどおり変わらないところではあります。

西依義規委員

これ、葛籠城だけの総事業費っていうのは出てましたっけ。幾らぐらいを見込んでるのか。

大庭敏男生涯学習課文化財係長

すいません、総事業費というのは整備全体のということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それがですね、詳細に見積りを取ってないので、そこまではなかなか申し上げにくいんですけど、令和8年度、来年度は基本設計を行いますので、その中で大まかな目安が出てくるかなというふ

中川原豊志委員長

〔発言する者なし〕

暫時休憩します。

午後 2 時15分休憩

~~~~~

午後 2 時 17 分再開

中川原豊志委員長

じゃあ、再開します。

~~~~~

中川原豊志委員長

続きまして、現地視察について、現地視察につきましては、明日3月6日、一応予定としては午後1時30分からしたいと思います。

副委員長から現地視察の問合せ等がありましたら御報告をお願いします。

田村弘子副委員長

今、案に上がっているところは、保健センターの中で、5歳児健診の場所と鳥栖北小学校のなかよし会になるところを現地視察しようかという話が出ております。

中川原豊志委員長

今、副委員長から、保健センターの新しく取り組まれる5歳児健診、そこでされる集団健診でということですのでその場所の確認と、それから鳥栖北小のなかよし会を臨時的に保健センターにお借りするというふうな話が出ておりまして、その場所の確認をしたらどうかという御意見ですが、皆さんのほうからの御意見はいかがですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、保健センターの視察とそれから保健センター内に設置されるなかよし会の臨時の分

もし、都合が悪いようなときがありましたら、当日、ごめんなさいという形になるかもしれませんが、以上のように決したいと思いますがいかがでしょうか。

中川原豊志委員長

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

~~~~~

これにて散会します。

- 195 -



令和8年3月6日（金）



## 1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 田村弘子

委員 成富牧男

委員 永江ゆき

委員 山下繭美

委員 西依義規

委員 緒方俊之

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 吉田忠典

地域福祉課長 林康司

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 有馬健次

高齢障害福祉課長 立石光顕

こども育成課長兼こども家庭センター長 高松隆次

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長 八尋茂子

スポーツ文化部長 古賀達也

スポーツ文化部次長兼スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課スポーツ振興係長 小石基博

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 西木純子

教育総務課総務係長 眞子麻里耶

学校給食課長兼学校給食センター所長 岡本澄久

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

事務局次長兼議事調査係長 武田隆洋

## 5 日程

現地視察

保健センター（本町3丁目）

自由討議

議案審査

議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第8号鳥栖市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

議案甲第9号鳥栖市乳児等通園支援事業の実施に関する条例

議案甲第10号鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第11号鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第12号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

〔総括、採決〕

報告（健康増進課）

鳥栖市新型インフルエンザ等対策行動計画について

〔報告、質疑〕

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし



一旦休憩します。

午後 2 時22分休憩

~~~~~

午後 2 時31分再開

中川原豊志委員長

再開します。

ただいま西依委員のほうから、こども計画の策定に当たって、今後議決議案として取上げたらどうかというふうな意見がございましたので、この件につきましては、各会派で持ち帰っていたいて、御意見をお伺いして、改めて検討したいというふうに思いますので、次回の委員会までに会派のほうの御意見をまとめていただきますよう、よろしくお願いします。

ほかございますか、自由討議は。

〔発言する者なし〕

それでは、自由討議を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩します。

午後 2 時 31 分休憩

~~~~~

午後 2 時39分再開

中川原豊志委員長

それでは、再開します。

~~~~~

報告（健康増進課課）

中川原豊志委員長

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼保健センター所長

その結果といたしましては、意見はございませんでした。

以上で、報告を終わります。

中川原豊志委員長

〔発言する者なし〕

それでは、議案外報告を終わります。



総括

中川原豊志委員長

議案についての質疑は終了しておりますが、審査を通し総括的に御意見等ございましたら発言をお願いいたします。

永江ゆき委員

– 203 –

これより、採決を行います。

~~~~~

## 議案乙第4号令和7年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

中川原豊志委員長

まず、議案乙第４号令和７年度鳥栖市一般会計補正予算（第７号）中、当文教厚生常任委員会付託分につきまして、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案乙第４号令和７年度鳥栖市一般会計補正予算（第７号）中、当文教厚生常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算

中川原豊志委員長

次に、議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算中、当文教厚生常任委員会付託分について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

ありがとうございます。挙手多数でございます。

よって、議案乙第10号令和8年度鳥栖市一般会計予算中、当文教厚生常任委員会付託分については、原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

議案甲第8号鳥栖市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第 8 号鳥栖市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

議案甲第9号鳥栖市乳児等通園支援事業の実施に関する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第9号鳥栖市乳児等通園支援事業の実施に関する条例について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

## 議案甲第10号鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第10号鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

#### 議案甲第11号鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第11号鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

#### 議案甲第12号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第12号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooo

中川原豊志委員長

以上で、当委員会に付託されました議案の審査を終了いたしました。

なお、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

それでは、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

– 208 –

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会文教厚生常任委員長 中 川 原 豊 志

